

# 法科大学院認証評価

## 自己評価書

新潟大学大学院実務法学研究科実務法学専攻

平成24年6月

新潟大学



## 目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	10
	第3章 教育方法	32
	第4章 成績評価及び修了認定	53
	第5章 教育内容等の改善措置	71
	第6章 入学者選抜等	77
	第7章 学生の支援体制	91
	第8章 教員組織	117
	第9章 管理運営等	135
	第10章 施設、設備及び図書館等	140
	第11章 自己点検及び評価等	145



## I 現況及び特徴

### 1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名  
新潟大学大学院実務法学研究科実務法学専攻
- (2) 所在地  
新潟県新潟市
- (3) 学生数及び教員数（平成 24 年 5 月 1 日現在）  
学生数： 69 名  
教員数： 34 名（うち実務家教員 8 名）

### 2 特徴

#### 【設置の背景】

新潟大学大学院実務法学研究科（以下「本研究科」という。）は、平成 16 年 4 月 1 日に設立された。当時において、わが国の法曹、特に弁護士人口は、その総数において約 2 万人と少なく、しかもその約 60%が東京、大阪といった大都市に集中していた。そのため、新潟県及び隣接各県における弁護士人口は、東京都の 10 分の 1 に満たないという状況であった。また、地方部においても、弁護士の多くは県庁所在地などの中心都市に偏在し、住民が平等且つ十分なリーガルサービスを受けることが困難な状況にあった。しかし、大都市に限らず地方でも「住民の社会生活上の医師」としての法曹、特に弁護士が必要であることは言うまでもない。こうした地方における住民が地域拠点大学としての新潟大学に期待することは、地域住民の信頼と期待に応え得る法曹の養成に他ならない。

そのため、新潟大学は、地域拠点大学として、「地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る」法曹を養成するための高度専門教育を行うことを基本理念として、平成 16 年 4 月 1 日に本研究科を設置した。

本研究科が発足して満 7 年を経過し、法曹人口も 3 万人を超えたが、弁護士の地域的偏在の状況は変わっていない。新潟県及び隣接各県の弁護士人口は、群馬県を除き、対人口比弁護士人口が依然として少ない地域であり（弁護士白書 2011 年版）、地域のリーガルサービスを支える法曹の養成は依然として必要であり、本研究科の果

たすべき役割は変わっていない。

#### 【特徴】

##### I. 新潟県弁護士会との協力で地域法曹を養成

本研究科は新潟県に設置された唯一の法科大学院として、新潟県弁護士会と強い協力関係で地域法曹を養成している。同弁護士会には法科大学院特別委員会が置かれ、本研究科と毎月定期協議を開催している。リーガルクリニックもその組織的支援を受けている。また、本研究科修了生の多くが新潟県及び隣接各県で弁護士として登録していることも特徴的で（新潟県弁護士会は 27 名）、地域法曹を養成するという役割を着実に果たしている。

##### II. カリキュラム上の特徴

###### ①段階的学習を重視した学年別必修制

本研究科は、専門的知識の着実かつ効率的な修得を保證するため、法律基本科目及び法律実務基礎科目はすべて履修年次を指定し、当該科目の単位をすべて修得できなければ上級年次に進級できないこととしている。

###### ② 臨床的法学教育の重視

本研究科は、臨床法学教育を重視し、リーガルクリニック I（エクスターンシップ型）及びリーガルクリニック II（クリニック型）を選択必修科目として位置づけている。

###### ③ 基礎法学の重視

基礎法学は、現代法制度を批判的に考察し、柔軟な思考力を養うとともに、総合的・創造的思考力を涵養する上で重要であることから、基礎法学分野の科目を重視し、8 単位を最低必要単位とし、そのうち 3 科目を必修科目としている。

##### III. 教育方法の特徴

①本研究科は少人数による演習を中心としたカリキュラムを特徴とし、基礎演習、問題発見演習、応用演習及び総合演習とその学習段階に応じた多様な演習科目を開講している。

②法科大学院教育が「理論と実務の架橋」となるべく、「実務家教員」と「研究者教員」の共同を重視し、上記演習の多くは実務家教員と研究者教員の共同担当制を取り入れている。

## II 目的

### (1) 教育上の理念

21世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「**地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る**」**法曹**を養成するための高度専門教育を行うことを基本理念とする。

### (2) 教育目的

- ① 専門的資質・能力を有し、豊かな人間性をそなえた法曹の養成
- ② 専門的な法知識を確実に習得するとともに、それを批判的に検討し、新たな規範を発見するための創造的な思考力、事実に基づいて具体的な紛争解決のために必要な法的分析及び法的議論の能力等をそなえた法曹の養成
- ③ 先端的な法領域について基本的に理解し、法曹としての責任感や倫理観をそなえた法曹の養成
- ④ 新潟県及び隣接各県における「法の支配」の直接的な担い手となる法曹の養成

### (3) 養成する法曹

21世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「**地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る**」**法曹**を養成する。

具体的には、主として以下の法曹を養成する。

- ① 地域住民に対する充実した法的サービスの供給に資するために、「地域住民のための社会生活上の一般医」として、消費者問題、離婚・相続問題及び不法行為事件等、多種多様なニーズに応え得る幅広い視野をもった法曹
- ② 地域企業を対象に、経營業務に対する法的アドバイスを行い、これに伴う訴訟事件を扱う法曹及び地域企業の法務担当者としての法曹
- ③ 地方自治体を対象に、行政訴訟を扱う法曹及び地方自治体の法務担当者としての法曹
- ④ 地域における刑事事件の的確かつ適正・迅速な処理を行い、地域住民に法的サービスを提供する法曹及び検察官としての法曹

## Ⅲ 章ごとの自己評価

### 第1章 教育の理念及び目標

#### 1 基準ごとの分析

##### 1-1 教育の理念及び目標

###### 基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

1. 本研究科の教育上の理念及び目標、養成しようとする法曹像は、次のとおりである。

###### (1) 教育上の理念

21 世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に答え得る」法曹を養成するための高度専門教育を行うことを基本理念とする。

###### (2) 教育目的

- ① 専門的資質・能力を有し、豊かな人間性をそなえた法曹の養成
- ② 専門的な法知識を確実に習得するとともに、それを批判的に検討し、新たな規範を発見するための創造的な思考力、事実に基づいて具体的な紛争解決のために必要な法的分析力及び法的議論の能力等をそなえた法曹の養成
- ③ 先端的な法領域について基本的に理解し、法曹としての責任感や倫理観をそなえた法曹の養成
- ④ 新潟県及び隣接各県における「法の支配」の直接的な担い手となる法曹の養成

###### (3) 養成する法曹

21 世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に答え得る」法曹を養成する。

具体的には、主として以下の法曹を養成する。

- ① 地域住民に対する充実した法的サービスの供給に資するために、「地域住民のための社会生活上の一般医」として、消費者問題、離婚・相続問題及び不法行為事件等、多種多様なニーズに答え得る幅広い視野をもった法曹
- ② 地域企業を対象に、経營業務に対する法的アドバイスをを行い、これに伴う訴訟事件を扱う法曹及び地域企業の法務担当者としての法曹
- ③ 地方自治体を対象に、行政訴訟を扱う法曹及び地方自治体の法務担当者としての法曹
- ④ 地域における刑事事件の的確かつ適正・迅速な処理を行い、地域住民に法的サービスを提供する法曹及び検察官としての法曹

本研究科がその教育理念とするところは、第一に、21 世紀の司法を支えるにふさわ

しい能力・資質を備えた法曹を養成することである。法科大学院による新しい法曹養成制度を提言した司法制度改革審議会意見書（平成13年6月）は、「21世紀社会の司法は、紛争の解決を通じて、予測可能で透明性が高く公正なルールを設定し、ルール違反を的確にチェックするとともに、権利・自由を侵害された者に対し適切かつ迅速な救済をもたらすものでなければならない。」とし、法曹の役割につき「司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹がいわば「国民の社会生活上の医師」として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することが必要である。」とした。この意見書を踏まえて、本研究科は四つの教育目的を設定した。本研究科の教育上の理念、教育目的、養成対象とする法曹像は、本研究科の設立に当たり、教授会で決定したものであり、教育目的は本研究科規程で定めることとした（資料1-1-1-A）。

#### 資料1-1-1-A 新潟大学大学院実務法学研究科規程

○新潟大学大学院実務法学研究科規程（抜粋）

平成16年4月1日  
院法科規程第1号

（教育目的）

第3条の2 研究科の教育目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専門的資質・能力を有し、豊かな人間性をそなえた法曹の養成
- (2) 専門的な法知識を確実に習得するとともに、それを批判的に検討し、新たな規範を発見するための創造的な思考力、事実に基づいて具体的な紛争解決のために必要な法的分析力及び法的議論の能力をそなえた法曹の養成
- (3) 先端的な法領域について基本的に理解し、法曹としての責任感や倫理観をそなえた法曹の養成
- (4) 新潟県及び隣接各県における法の支配の直接的な担い手となる法曹の養成

（出典：新潟大学大学院実務法学研究科規程）

また、本研究科は、地域拠点大学としての新潟大学に設置される法科大学院として、地域のリーガルサービスを支える法曹の養成を特に重要な教育理念として設定し、それを本学が養成しようとする法曹として明示してきた。本研究科が置かれた新潟県においては、弁護士数は着実に増えているが（平成16年143名から平成23年216名）、それでも対人口比でみた弁護士数は全国平均に満たず、また、隣接各県の弁護士人口はさらに少なくなっており、地方のリーガルサービスを支える法曹を養成する必要性はいささかも減じていない。重要なことは、これは単なる数の問題ではなく、地方での法曹の役割・重要性を深く理解し、積極的・意欲的に地方で活躍しようとする法曹の養成である。これは、実際に地方で実務に携わる実務家教員の教育や臨床法学教育を通じてよく身につくものであり、地方に設置された法科大学院においてこそ、よくなし得るものである。

このように、本研究科の教育理念及び教育目的、養成しようとする法曹像は、「多様かつ広範な国民の要請に応えることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという法科大学院の目的」に適合しているといえることができる。【解釈指針1-1-1-1】

2. 本研究科の教育理念及び教育目的は、教職員に対しては、教授会及び「FD会議」（第



5章参照)を通じて確認されているほか、入学試験時にも、試験担当者でこの理念及び教育目標が確認されている。

学生に対しては、毎年度学生に配布される『学生便覧』《別添資料1》の冒頭にこれらの教育理念及び教育目的が掲載されており、学生への周知が図られている。

また、これらの理念及び目的は、本研究科のウェブサイト(資料1-1-1-B)及び本研究科パンフレット《別添資料2》に明示されており、国民への周知も図られている。

【解釈基準1-1-1-2】

資料1-1-1-B 新潟大学大学院実務法学研究科ウェブサイト



(出典：新潟大学大学院実務法学研究科(法科大学院)ウェブサイト)

**基準 1-1-2**

**教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。**

(基準 1-1-2 に係る状況)

**(1) 本研究科におけるカリキュラム及び教育活動**

本研究科は、第2章・第3章で詳述するとおり、本研究科の設定した教育の理念及び教育目的を踏まえてカリキュラムを設定し、学生教育を行ってきた。特に「新潟県及び隣接各県における法の支配の直接的な担い手となる法曹の養成」という教育目的を達成するため、新潟県弁護士会の組織的な協力のもとに、臨床法学教育（リーガルクリニックⅠ・同Ⅱ）を全学生に履修させてきたほか、新潟県弁護士会より6名の弁護士を専任の実務家教員として採用し、さらに2名の弁護士を客員教員として迎え入れることによって、法律実務基礎科目の充実に取り組んできた。これらを通じて、学生が地域社会における法曹の役割を理解することができたと考える。

**(2) 学生の学業成績及び在籍状況**

本研究科は、平成16年の設置から平成23年度までに合計240名の修了者を輩出した。平成23年度までに修了年限を超えることとなる平成21年度までの入学年度ごとの修了者の状況は資料1-1-2-Aのとおりである。

資料 1-1-2-A 入学年度別修了状況（平成24年5月1日現在）

入学年度	入学者数	修了者数 (標準修業年限修了者)	在籍学生数	退学者数
平成16年度	62	54 (45)	0	8
平成17年度	60	46 (29)	0	14
平成18年度	57	49 (38)	1	7
平成19年度	53	42 (41)	5	6
平成20年度	45	36 (33)	5	4
平成21年度	29	13 (13)	6	10
合計	306	240 (199)	17	49

(注) 修了者数のうち括弧内の数字は、標準修業年限で修了した者の数であり、内数で示す。退学者数には除籍者数を含む。

(出典：学務資料)

平成21年度までの入学者の修了率は78.4%であり、そのうち3年間（法学既修者は2年間）の学修で修了した者の割合は65.0%である。原級留置の経験のある者は56名（18.3%）で、そのうち現在も在籍している者が17名である。退学者及び除籍者は49名（16.0%）であり、そのうち法学既修者は2名（10.6%）、法学未修者は47名（16.3%）である。

修了者の成績は資料 1-1-2-B のとおりである。

資料 1-1-2-B 修了年度ごとの修了生の成績状況（必修科目 GPA）

必修科目 GPA	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
3 以上	0	0	0	0	0	0	0
2.5 以上 3 未満	5	1	2	3	0	1	2
2.0 以上 2.5 未満	2	12	10	9	13	16	5
1.5 以上 2.0 未満	3	21	19	37	18	8	13
1.0 以上 1.5 未満	0	2	3	12	14	5	4
合計	10	36	34	61	45	30	24

（出典：学務資料）

### （3）修了者の進路の状況

新司法試験（平成 23 年からは司法試験）の受験状況及び合格数並びに合格者の進路は、資料 1-1-2-C、資料 1-1-2-D のとおりである。

資料 1-1-2-C 新司法試験受験状況

修了年度	修了者数	新司法試験					
		試験実施年	出願者数	受験者数	短答式試験 合格者数	最終合格 者数	合格率 対受験者
平成 17 年度	10 名	平成 18 年	10 名	10 名	8 名	5 名	50.0%
平成 18 年度	36 名	平成 19 年	41 名	36 名	25 名	8 名	22.2%
平成 19 年度	34 名	平成 20 年	61 名	50 名	34 名	9 名	18.0%
平成 20 年度	61 名	平成 21 年	98 名	81 名	39 名	14 名	17.3%
平成 21 年度	45 名	平成 22 年	111 名	82 名	40 名	9 名	11.0%
平成 22 年度	30 名	平成 23 年	116 名	77 名	51 名	8 名	10.4%
平成 23 年度	24 名	平成 24 年	84 名	63 名	28 名		

（出典：法務省の発表した司法試験結果による）

資料 1-1-2-D 司法試験合格者の進路状況

試験実施年	最終合格者数	内訳
平成 18 年	5 名	弁護士：5 名
平成 19 年	8 名	弁護士：8 名
平成 20 年	9 名	弁護士：9 名
平成 21 年	14 名	弁護士：14 名
平成 22 年	9 名	弁護士：9 名
平成 23 年	8 名	修習中

（出典：学務資料）

司法試験合格者は、修習中の8人を除き、全員が法曹の資格を得ており、弁護士登録をしている。特に、その多くが新潟県をはじめ、主に東日本の地方部で弁護士として活動していること（資料1-1-2-E）が本研究科修了生の特徴である。

資料1-1-2-E 法曹資格取得者（45人）の所属先弁護士会

所属先所在地	人数	内訳
新潟県	27名	
北海道地方	1名	
東北地方	3名	山形県1名、福島県2名
関東地方	8名	茨城県2名、東京3名、第一東京1名、横浜2名
北陸・中部地方	4名	富山県2名、福井県1名、長野県1名
東海地方	2名	静岡県1名、愛知県1名
近畿地方・中国地方 ・四国地方・九州地方	0名	
合計	45名	※開業：5名

(出典：学務資料)

司法試験に合格しなかった者の進路の全体的状況は把握が困難であるが、本研究科が把握した限りにおいては、裁判所職員が最も多く、その他では地方（自治体）公務員、民間企業、国家公務員となっている（資料1-1-2-F）。これらの多くは法的専門知識を活かすことのできる仕事に就いているといえる。

資料1-1-2-F 司法試験合格者以外の就職先（判明分）

就職先	人数	内訳（一部のみ）
民間企業	17名	企業の法務部門：2名
公務員	32名	裁判所職員：17名
隣接職種	3名	行政書士、法テラス職員、法律事務所職員
合計	52名	

(出典：学務資料)

以上を総合すると、高度専門職業人としての法曹、特に地域社会のリーガルサービスを支える法曹を養成するという本研究科の教育理念は、本研究科の教育において堅持され、一定の成果を収めてきたといえる。【解釈指針1-1-2-1】

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本研究科を修了後、法曹資格を得た者の多くが、新潟県及び隣接各県で弁護士登録をしていることが本研究科の特長である。また、このような修了生が、地域社会が抱える法的問題解決のために積極的な活動を行っている。例えば、新潟県弁護士会に所属する修了生は、福島第一原発事故による新潟県への避難者に対する原発被害者補償ADRで既に中心的な役割を果たしている。

地域のリーガルサービスを支える法曹を育てるという本研究科の教育理念を実現するために、新潟県弁護士会との組織的な協力関係が重要な機能を果たしていることも特長である。実務家教員の派遣は、同弁護士会との協定から始まったものであり、また選択必修として開設するリーガルクリニックⅠ・同Ⅱも同弁護士会との協定に基づいて行われている。特に新潟県弁護士会に所属する実務家教員の教育及び人間的な触れあいを通じて、また新潟市内弁護士の指導のもとで行われるリーガルクリニックを通じて、学生の多くが地域社会における法的紛争の状況及び法曹の役割等を深く理解するだけでなく、地方で活動する弁護士の豊かな人間性も感じ取るものとなっている。それが、本研究科修了後、司法試験に合格した者の多くが新潟県をはじめ、地方で弁護士となっていることにつながっていると考えられる。

### (2) 課題等

本研究科が抱える課題としては、第一に司法試験合格率・合格者数を向上させることである。もとより法科大学院の教育は司法試験合格状況だけで判断されるべきものではないが、地域のリーガルサービスを支える法曹を養成するという教育理念を達成するためには、一人でも多くの司法試験合格者を出すことも必要である。またそれは本研究科に入学した学生の期待に応えるものである。

第二に、修了者の進路状況をより詳細に把握し、法曹以外に進む者の進路を広げることである。平成23年には、新潟県内の企業から本学へ法科大学院修了者を対象とする求人が初めてあったが、このような進路を開拓し、法科大学院生がその専門的知識と能力を活かせる場を広げることは、本研究科が学生に対して負う責任だけでなく、社会に対する責任である。

## 第2章 教育内容

### 1 基準ごとの分析

#### 2-1 教育内容

##### 基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

(1) 本研究科のカリキュラム編成の基本的考え方

- ①「プロセス」としての法曹養成制度の中心機関としての教育を行うのにふさわしいカリキュラムを編成するため、年次ごとの重点的な教育目標を設定して、それと対応した科目を配当する(資料2-1-1-A)。

資料2-1-1-A 年次毎の重点的な教育目標

1年	基礎的知識の習得・確認，体系的理解力の涵養
	第1学期 導入教育，基礎知識の修得 第2学期 基礎知識の修得，体系的理解力の涵養
2年	問題発見・処理能力の涵養
	第1学期 問題発見能力の涵養 第2学期 問題解決能力・批判的思考力の涵養
3年	先端的な法領域に関する知識の習得，実務準備教育
	第1学期 総合的問題解決能力の涵養 第2学期 実務準備教育

(出典：学務資料)

- ②専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を着実に修得させるため、法律基本科目はすべて履修年次を指定し、1年次は講義を基本とし、2年次・3年次は演習を中心とする講義形式とした。
- ③法科大学院の教育は理論と実務との架橋となるものでなければならない。その観点から、次の点に留意してカリキュラムを編成した。
- ・実体法科目の偏重を避け、むしろその実務上の機能に着目して手続法との関係を理解させる。(裁判法務演習Ⅰ・Ⅱなど)
  - ・臨床的法学教育は、実務上の基礎的なスキルの修得だけでなく、地域住民のニーズを体感させるものとして有効であるので、これを全員に履修させる。(リーガルクリニックⅠ・Ⅱ)
  - ・単に裁判実務にかかる「法廷実務家」としての法曹の養成だけにとらわれず、企業

や官公庁をはじめとする社会の各分野で十分な法的サービスを提供できる法曹の養成をも視野にいれたカリキュラムを編成する。(企業経営と法など)

- ・実務法曹にとって重要であるにもかかわらず、学習する機会の少ない関連分野に関して必要最小限度の専門知識の涵養を図るように配慮する。(司法書士・公認会計士による「登記実務と法」「経営実態論」等)

④法曹としての責任感及び倫理観の涵養は、法曹倫理を扱う科目(リーガルプロフェッション)でその基本的な考え方を学ぶとともに、臨床法学教育(リーガルクリニックⅠ・Ⅱ)を通じて身につけることができるものであり、その観点からも全員にリーガルクリニックⅠ・Ⅱを選択必修として履修させている。また、法科大学院教育を通じて豊かな人間性を涵養するとともに、現代法及び法制度を批判的に考察し、柔軟な思考力を涵養するため、基礎法学・隣接科目を重視することとした。(正義論を含む8単位必修制など)

しかし、豊かな人間性や法曹として責任感・倫理観の涵養は、様々な人間的触れ合いを通じて体得するものであり、少人数教育を生かした教員との触れ合い、臨床法学教育を通じた法律実務家との触れ合い、若しくは法律相談への真摯な対応などから学ぶことが大切であり、本研究科はこの機会を提供する。

⑤学生の将来の進路設計に資することを目的として、コア・カリキュラム制度を採用する。コア・カリキュラムは、学生の将来の進路を念頭において、必要な科目を学生が適切かつ効果的に選択できるようにした履修上のガイドラインである(資料2-1-1-B)。

資料2-1-1-B コア・カリキュラム

コア・カリキュラム		指標科目
市民法務	地域住民に対する充実した法的サービスの供給に資するために、「地域住民のための社会生活上の一般医」として、地域住民を対象に、消費者問題、離婚・相続問題及び不法行為事件等、多種多様なニーズに応え得る幅広い視野をもった法曹をめざす学生のためのコア・カリキュラム。	法社会学 現代家族論 登記実務と法 ジェンダー論 市民生活と法Ⅰ 市民生活と法Ⅱ 職業生活と法 高齢者と法 医療と法 生活環境と法
経営法務	地域企業への法的サービスの提供にあつては、企業会計や企業経営に関する知識等が不可欠であることから、地域企業を対象に、経營業務に対する法的アドバイスを行うほか、これに伴う訴訟事件を主として扱う弁護士及び地域企業の法務担当者としての法曹をめざす学生のためのコア・カリキュラム。	倒産処理法Ⅰ 倒産処理法Ⅱ 経営実態論 登記実務と法 資産流動化・証券化と法 税法Ⅰ 税法Ⅱ 企業経営と法 職業生活と法 経済法
自治体法務	地方分権が進展し行政責任が質量ともに増大するにつれ、地方自治体では法務部門の充実が求められ始めている。このため、地方自治体を対象に、行政訴訟を主として扱う弁護士のほか、地方自治体の法務担当者	現代家族論 国際人権法 都市計画と法 税法Ⅰ

	としての法曹をめざす学生のためのコア・カリキュラム。	税法Ⅱ 高齢者と法 地域研究 教育法 地域政策論 公法総合演習
刑事法務	刑事事件の弁護体制を一層整備・強化する必要性が高いことから、主として刑事事件の的確かつ適正・迅速な処理を行い、地域住民に法的サービスを提供する弁護士のほか、検察官をめざす学生のためのコア・カリキュラム。	応用刑法演習 少年非行と法 国際人権法 資産流動化・証券化と法 ジェンダー論 税法Ⅰ 被害者学 生命倫理学 刑事法総合演習 教育法

(出典：学務資料)

(2) 共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）を踏まえた到達目標の設定

平成 22 年 9 月に公表された「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を踏まえて、本研究科における到達目標を設定することとした。

まず、平成 23 年度より FD において、現在の各科目の教育内容を共通的な到達目標モデルと照合し、共通的到達目標を踏まえて、各科目の到達目標を見直すこととした（資料 2-1-1-C）。

資料 2-1-1-C 共通的到達目標と本研究科の教育内容の照合（民法）一部

共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）： 民法	ラ ン ク	民 法 1	民 法 2	民 法 3	民 法 4	民 法 基 礎 演 習 1	民 法 基 礎 演 習 3	民 事 法 問 題 発 見 演 習 1	民 事 法 総 合 演 習	応 用 民 事 法 演 習 1	応 用 民 事 法 演 習 3
教育すべき事項（ランクは次の通り） 理解している→1 説明できる→2 考察できる→3											
第1章 契約総則											
第1節 契約総論											
○契約にはどのような種類のものがあるか（双務契約と片務契約、有償契約と無償契約等の意味）について、具体例を挙げて説明することができる。	3				1						
○契約自由の原則（締結の自由、方式の自由、内容の自由、相手方選択の自由）について説明することができる。	3				1						
○事情変更の原則の要件及び効果について、説明することができる。	3				2						
○契約締結過程における契約交渉当事者の義務が問題となる場面について、具体例を挙げて説明することができる。	3				2			2			



○契約上の給付が不能である場合の法律関係について、不能がどの時点で生じたのかに留意しつつ、全体の概要を説明することができる。	2				2			2		
第2節 契約の成立										
○諾成契約の原則とその例外（要式契約、要物契約等）について、説明することができる。	3				2					
○契約の成立時期について、説明することができる。	3				自習					

(出典：平成24年2月FD資料)

また、共通的到達目標で提示された事項をどの授業科目で扱うかを学生に提示することとし、可能な科目からそれを実施することとした（資料2-1-1-D）。

## 資料2-1-1-D 共通的到達目標提示事項と本研究科の取扱（学生提示用）（行政法一部）

共通的到達目標モデル（第二次案修正案）：行政法		本学での取扱			
教育すべき事項（ランクは次の通り） 理解している→1 説明できる→2 考察できる→3	ランク	行政法	司法審査論	公法問題 発見演習	備考
第1章 行政過程の全体像					
第1節 基本的概念					
○法治主義・法の支配・法治国原理・法治国家などと呼ばれる概念の意義について、法律、裁判、民主主義、基本的人権、適正手続保障、信義則などとの関連を含め、理解している。	1	○			
○いわゆる法律による行政の原理にいう法律の留保の意義について、具体例を挙げて説明することができる。	2	○			
第2節 主要な行為形式					
1-2-1 行政処分					
○行政処分の根拠規定及び処分庁を示す規定を、条文を参照して説明することができる（法律の根拠の要否を含む）。	2	○		○	
○行政処分の概念が、行政手続法、行政事件訴訟法、行政不服審査法においてどのように用いられているかを、条文に則して説明することができる。	2	○	○		
○職権取消しと撤回それぞれの具体例を挙げて、両者の意義及び違いを説明することができる。	2	○			

(出典：平成24年4月FD資料)

## (3) 法科大学院に必要な教育の完結的かつ段階的な提供

以上のとおり、本研究科は「プロセス」としての法曹養成を念頭において、法科大学院の教育に必要な科目を開設し、法科大学院として求められる水準を満たすように努めている。また、必修科目はすべて履修年次を指定し、各年次配当の必修科目の単位を取得しなければ上級年次に進級できないこととしている。これらによって、法科大学院に必要な教育を完結的かつ段階的に提供している。【解釈指針2-1-1-1】

## (4) 段階的履修及び多様なバックグラウンドを持つ学生への配慮

本研究科は、上述のとおり、年次別重点目標を設定し、それを踏まえたカリキュラムを設定しており、法律基本科目及び法律実務基礎科目はすべて履修年次を指定している。また、展開先端科目は2年次以降に履修するものとしている。

法学未修者への配慮として、1年次前期に基礎法学・隣接科目である「法学の基礎」及び「司法制度論」を開設している。また、1年次前期の法律基本科目は、憲法・民法・刑法だけを学ぶこととし、これらの科目については毎年度前期の授業開始前に導入教育を実施している。

本研究科は平成24年度を除き、毎年度、法学部以外の学部を修了した者や社会人経験者が入学してきた。これら多様なバックグラウンドを有する学生のニーズに的確に対応するために、個別のアドバイス体制を整えることが必要であるので、本研究科は開設時より、学生一人ひとりにアドバイザー教員を配置し勉学上のアドバイスをする体制を整備してきたが、さらに、アカデミック・アドバイザーの協力を得て、若手弁護士も各学生の個別的相談に応じることができるようにした。【解釈指針2-1-1-2】

**基準 2-1-2 : 重点基準**

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

本研究科が開設する授業科目は、資料 2-1-2-A に示すとおりである(各 2 単位科目)。

(1) 法律基本科目

法律基本科目として、公法系科目、民事法系科目、刑事法系科目の各分野に必要な授業科目が開設されている。すなわち、憲法及び行政法に関連する公法系必修 5 科目、民法、商法及び民事訴訟法に関連する民事系必修 18 科目、刑法及び刑事訴訟法に関連する刑事系必修 7 科目が開設されている。これらはいずれも毎年度開講されている。その他に選択科目として、「憲法基礎演習」(1 年次向け)及び「応用刑法演習」(2 年次向け)が開設されている。【解釈指針 2-1-2-1】

(2) 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目として、「リーガルプロフェッション」等 5 科目の必修科目を開設するほか、本研究科の特長として臨床法学教育科目である「リーガルクリニックⅠ」及び「リーガルクリニックⅡ」が選択必修科目として開設されている。また、選択科目として「公法総合演習」と「刑事法総合演習」が開設されている。【解釈指針 2-1-2-2】

(3) 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目として、「司法制度論」、「法学の基礎」、「正義論」の 3 科目が必修科目として開設され、その他、「法社会学」等 11 の選択科目が開設されている。このうち、「現代家族論」、「ジェンダー論」、「被害者学」、「生命倫理学」、「地域研究」は隔年度開講科目である。【解釈指針 2-1-2-3】

(4) 展開・先端科目

展開・先端科目として、「自治体法務」等 3 つの必修科目、「地域政策論」等 6 つの選択必修科目及び「倒産処理法Ⅰ」等 16 の選択科目が開設されている。このうち、「国際法」、「国際人権法」、「高齢者と法」及び「医療と法」は、隔年度開講科目である。【解釈指針 2-1-2-4】

資料 2-1-2-A 開設授業科目一覧

区分		必修科目		選択科目
			既修者	
法律基本 科目	公法系科目	憲法Ⅰ 憲法Ⅱ 行政法 司法審査論 公法問題発見演習 (合計 10 単位)	○ ○ ○ (6 単位)	憲法基礎演習     (合計 2 単位)
	民法系科目	民法Ⅰ 民法Ⅱ 民法Ⅲ 民法Ⅳ 民法Ⅴ 企業法Ⅰ 企業法Ⅱ 企業法Ⅲ 民事訴訟法Ⅰ 民事訴訟法Ⅱ 民法基礎演習Ⅰ 民法基礎演習Ⅱ 民事法問題発見演習Ⅰ 民事法問題発見演習Ⅱ 民事法問題発見演習Ⅲ 応用民事法演習Ⅰ 応用民事法演習Ⅱ 応用民事法演習Ⅲ (合計 36 単位)	○       ○ ○  ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (16 単位)	
	刑事法系科目	刑事法Ⅰ 刑事法Ⅱ 刑事法Ⅲ 刑事訴訟法 刑事法問題発見演習Ⅰ 刑事法問題発見演習Ⅱ 刑事法問題発見演習Ⅲ (合計 14 単位)	○ ○ ○  ○ ○ ○ (6 単位)	応用刑法演習       (合計 2 単位)
実務基礎科目	リーガルプロフェッション 民事法総合演習 裁判法務演習Ⅰ 裁判法務演習Ⅱ リーガルクリニックⅠ 又は リーガルクリニックⅡ (選択必修) 法務総合演習 (合計 12 単位)	○ ○ ○ ○ (○) (○) ○ (12 単位)	公法総合演習 刑事法総合演習       (合計 4 単位)	

区分	必修科目	既修者	選択科目
基礎法学・ 隣接科目	司法制度論 法学の基礎 正義論  (合計 6 単位)	○  (2 単位)	法社会学 現代家族論 経営実態論 ジェンダー論 西洋法文化論 海外法曹事情 アジア法文化論 被害者学 生命倫理学 地域研究 現代政治 (合計 22 単位)
展開・先端科目	自治体法務 民事執行・保全法 現代司法論 地域政策論 又は 生活環境と法 (選択必修) 市民生活と法 I 又は 税法 I (選択必修) 市民生活と法 II 又は 税法 II (選択必修)  (合計 12 単位)	○ ○ ○ (○) (○) (○) (○) (○) (○) (○)  (12 単位)	倒産処理法 I 倒産処理法 II 少年非行と法 登記実務と法 国際法 国際人権法 知的財産法 情報法 都市計画と法 資産流動化・証券化と法 職業生活と法 高齢者と法 企業経営と法 医療と法 経済法 教育法 (合計 32 単位)

(出典：新潟大学大学院実務法学研究科規程、平成 24 年度学生便覧)

**基準 2-1-3 : 重点基準**

**各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。**

(基準 2-1-3 に係る状況)

各科目の概要・到達目標・授業計画等は《別添シラバス》のとおりであり、それらはそれぞれの科目区分（法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目）に適合している。【解釈指針 2-1-3-1】

**基準 2-1-4 : 重点基準**

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

本研究科の教育の理念及び目標を踏まえたカリキュラム編成の基本的な考え方は、基準 2-1-1 のとおりである。

本研究科は、各年次の基本的な教育目標を、1年次は法律基本科目の基礎知識の修得と体系的理解力の涵養、2年次は問題発見能力の涵養及び批判的思考力の涵養、3年次は応用力及び総合的な問題解決能力の涵養と実務準備教育としており、そのため、必修科目はすべて履修学年を指定し、各年次配当の必修科目のすべてに合格しなければ、上級学年に進級できないものとしている。

年次別の開設授業科目は資料 2-1-4-A のとおりである。

1. 法律基本科目の開設状況

① 法律基本科目の開設授業数は 32 科目 64 単位であり、基準 2-1-5 に照らし、適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されている。法律基本科目は、法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な授業科目であり、本研究科の教育理念である「21 世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質を備えた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供でき、地域住民の信頼と期待に応えうる」法曹を養成するために高度専門教育を行う」ための基本的な授業科目であることから、原則として必修科目としている。

② 基準 2-1-1 で示した年次毎の重点的教育目標に基づき、段階的履修に資するよう法律基本科目はすべて履修年次を指定している。

1年次は講義科目を基本とし、主要法律基本科目の基礎的制度和理論を確実に学修することを目標とした。ただし、行政法は2年次に履修するものとした。

2年次及び3年次の法律基本科目は演習を基本とし、2年次は問題発見演習、3年次は民事法科目について、「応用民事法演習Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」を開設することとした。これは、本研究科の教育目的を踏まえ、1年次に学修した法知識を批判的に検討し、法学的思考力及び法的分析能力等を修得するという観点から開設したものである。

③ 法律基本科目は原則として必修科目であるが、平成 22 年度より選択科目として、「憲法基礎演習」(1年次指定)及び「応用刑法演習」(2年次指定)を開設した。

2. 法律実務基礎科目の開設状況

① 法律実務基礎科目は 9 科目 18 単位を開設している。このうち、基準 2-1-6 (1) に照らして必要とされる法律実務基礎科目は必修科目とし、同基準 (2) に対応す

る科目は基本的に必修科目または選択科目としており、5科目（10単位）が必修科目、2科目中1科目（2単位）が選択必修科目である。

- ②法律実務基礎科目はすべて履修学年を指定し、その段階的履修に資するように学年配当をしている。2年次は法曹倫理等を内容とする「リーガルプロフェッション」及び要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育科目である「民法法総合演習」を学ぶものとしている。3年次は、実務準備教育として、法律文書の作成・模擬裁判等を含む「裁判法務演習Ⅰ」、「裁判法務演習Ⅱ」、「法務総合演習」を開設している。
- ③法律実務基礎科目における本研究科の特色は、臨床法学教育である「リーガルクリニックⅠ」「同Ⅱ」を選択必修とし、全学生にいずれかを履修させることとしたことである。本研究科は、地域のリーガルサービスを支える法曹の養成をその重要な教育目的の一つとしているが、リーガルクリニックを通じて、地域社会が抱える法的紛争の状況及びそれに弁護士がどのように対応しているかを実際に体験することが重要であると考え、新潟県弁護士会の組織的支援のもとに、これを実施している。

### 3. 基礎法学・隣接科目の開設状況

- ①基礎法学・隣接科目は13科目26単位を開設しており、基準2-1-7に照らし、適当と認められる単位以上の授業科目を開設している。
- ②本研究科は、基礎法学・隣接科目の必修単位数を8単位とし、「司法制度論」（1年次）、「法学の基礎」（1年次）、「正義論」（2年次）の3科目を必修とし、さらに選択科目から少なくとも1科目を選択することとしている。「正義論」を必修とし、また基礎法学・隣接科目につき8単位の履修を求めたのは、豊かな人間性を有し、同時に現代法を批判的に考察できる柔軟な思考力を有する法曹を育てるために、隣接諸科学の履修が有益であると考えたためである。なお、基礎法学・隣接科目にあっては、平成22年度より、1年次学生も最大4単位まで履修できることとした。これは「海外法曹事情」や「現代政治」のようにまた特別の法的専門的知識を必要とせず、むしろその履修が学習意欲を高めるものとして、1年次学生からの履修要望が強かった科目が存在したことへの対応である。

### 4. 展開・先端科目の開設状況

- ①展開・先端科目は25科目50単位を開設しており、基準2-1-8に照らし、適当と認められる単位数以上の授業科目を開設している。
- ②展開・先端科目のうち、「民事執行・保全法」（2年次）、「自治体法務」（3年次）、「現代司法論」（3年次）の3科目6単位を必修科目としている。「民事執行・保全法」は実務法曹にとって重要であるとの観点から、「自治体法務」は「地方自治体の法務担当者としての法曹」を養成するという本研究科の教育目標を踏まえて、「現代司法論」は「21世紀の司法を支えるにふさわしい能力・資質をそなえた・・・法曹を養成する」という観点から、1年次の「司法制度論」、2年次の「司法審査論」と連続した科目としての位置づけから必修科目としたものである。
- ③また、「地域政策論」または「生活環境と法」のいずれか、「市民生活と法Ⅰ」または「税法Ⅰ」のいずれか、「市民生活と法Ⅱ」または「税法Ⅱ」のいずれかを選択必



修としている。この選択科目の設定は、本研究科のカリキュラム上の特色であるコア・カリキュラムを踏まえたものである。

資料 2-1-4-A 年次別開設授業科目一覧

\*印は選択必修科目  
(A), (B), (C), (D)ごとに2科目のうちいずれか1科目2単位必修

		1年次		2年次		3年次		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教育目標		導入教育 基礎知識の修得	基礎知識の修得 体系的理解力の涵養	問題発見能力の涵養	問題処理能力・ 批判的思考力の涵養	総合的問題解決 能力の涵養	実務準備教育	
法律基本科目	必修	公法 10単位	憲法Ⅰ	憲法Ⅱ	行政法 司法審査論	公法問題発見演習		
		民事法 36単位	民法Ⅰ 民法Ⅱ 民法Ⅲ 民法基礎演習Ⅰ	民法Ⅳ 民法Ⅴ 企業法Ⅰ 企業法Ⅱ 民事訴訟法Ⅰ 民法基礎演習Ⅱ	企業法Ⅲ 民事訴訟法Ⅱ 民事法問題発見演習Ⅰ	民事法問題発見演習Ⅱ 民事法問題発見演習Ⅲ	応用民事法演習Ⅰ 応用民事法演習Ⅱ	応用民事法演習Ⅲ
		刑事法 14単位	刑事法Ⅰ 刑事法Ⅱ	刑事法Ⅲ 刑事訴訟法	刑事法問題発見演習Ⅰ 刑事法問題発見演習Ⅱ	刑事法問題発見演習Ⅲ		
	選択		憲法基礎演習		応用刑法演習			
実務基礎科目	必修	12単位			リーガルクリニックⅠ* <sup>(D)</sup>	民事法総合演習 リーガルプロフ ェクション	裁判法務演習Ⅰ 裁判法務演習Ⅱ リーガルクリ ニックⅡ* <sup>(D)</sup>	法務総合演習
	選択						公法総合演習 刑事法総合演習	
隣接科目・ 基礎法学	必修	6単位	司法制度論 法学の基礎		正義論			
	選択		法社会学 現代家族論 経営実態論 ジェンダー論 西洋法文化論 海外法曹事情 アジア法文化論 被害者学 生命倫理学 現代政治 地域研究 (但し、1科目以上必修)					
展開・ 先端科目	必修	12単位				民事執行・保全 法	地域政策論* <sup>(A)</sup> 生活環境と法* <sup>(A)</sup> 自治体法務 現代司法論	
					税法Ⅰ* <sup>(B)</sup> 市民生活と法Ⅰ* <sup>(B)</sup>	税法Ⅱ* <sup>(C)</sup> 市民生活と法Ⅱ* <sup>(C)</sup>		
	選択		倒産処理法Ⅰ 倒産処理法Ⅱ 少年非行と法 登記実務と法 国 際法 国際人権法 知的財産法 情報法 都市計画と法 資産流動 化・証券化と法 職業生活と法 高齢者と法 企業経営と法 医療と 法 経済法 教育法					

(出典：学務資料)

**基準 2-1-5 : 重点基準**

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、別に 6 単位を限度として必修とすることができる。

- (1) 公法系科目 (憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。) 10 単位
- (2) 民事系科目 (民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 32 単位
- (3) 刑事系科目 (刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 12 単位

(基準 2-1-5 に係る状況)

法律基本科目は、資料 2-1-4-A に示すとおり、次のように開設している。

- (1) 公法系法律基本科目の必修科目は 10 単位である。その他に、1 年次選択科目として「憲法基礎演習」(2 単位) を開設している。
- (2) 民事法系法律基本科目は必修科目 32 単位であるが、「民法基礎演習 I」及び「民法基礎演習 II」の計 4 単位を法学未修者 1 年次に別に配当される科目として必修としている。
- (3) 刑事法系法律基本科目は、必修 12 単位であるが、「刑事法 II」(2 単位) を、法学未修者 1 年次に別に配当される科目として必修としている。刑法総論を扱う刑事法 I にさらに刑事法 II を追加して必修としたものである。

重点基準のただし書に該当する単位を除き、標準単位数を超える法律基本科目の必修科目及び選択必修科目は設定していない。

## 基準2-1-6：重点基準

- (1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。
- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)
  - イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)
  - ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)
- (2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。
- ア 模擬裁判  
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
  - イ ローヤリング  
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
  - ウ クリニック  
(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)
  - エ エクスターンシップ  
(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
  - オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目  
(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)
- (3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。
- (4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。
- ア 法情報調査  
(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

## イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

(1)に係る開設状況については、資料2-1-6-Aのとおりであり、法律実務基礎科目4科目8単位を開設している(《別添シラバス》参照)。

資料2-1-6-A 法律実務基礎科目に関する開設状況(1)

	科目名	配当年次	必・選	単位数
法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目	リーガルプロフェッション	2年次	必修	2単位
要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目	民事法総合演習	2年次	必修	2単位
	裁判法務演習Ⅰ	3年次	必修	2単位
	法務総合演習	3年次	必修	2単位
事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目	裁判法務演習Ⅱ	3年次	必修	2単位
	刑事法総合演習	3年次	選択	2単位

(出典 学務資料)

(2)に係る開設状況については、資料2-1-6-Bのとおりであり、「法務総合演習」(2単位)が必修科目であり、「リーガルクリニックⅠ」と「リーガルクリニックⅡ」が選択必修科目(2単位)であり、合計4単位を必修または選択必修科目として開設している。

資料2-1-6-B 法律実務基礎科目に関する開設状況(2)

	科目名	配当年次	必・選	単位数
模擬裁判(民事)	法務総合演習	3年次	必修	2単位
模擬裁判(刑事)	裁判法務演習Ⅱ	3年次	必修	2単位
ローヤリング	リーガルクリニックⅡ	3年次	選択必修	2単位
クリニック	リーガルクリニックⅡ	3年次	選択必修	2単位
エクスターンシップ	リーガルクリニックⅠ	2年次	選択必修	2単位
公法系訴訟実務基礎	公法総合演習	3年次	選択	2単位

(出典 学務資料)

(3)に係る状況について、法曹倫理に関する主要な科目として、2年次必修科目である「リーガルプロフェッション」を独立した授業科目として開設している。同時に、臨床法学教育として実施される「リーガルクリニックⅠ」及び「リーガルクリニックⅡ」では、実習に先立ち、守秘義務をはじめとする法曹として遵守すべき事項につき十分な説明を行い、実習においても指導弁護士から法曹としての倫理・責任に

ついて丁寧な説明を受けている。また、「裁判法務演習Ⅰ」（民事訴訟）、「裁判法務演習Ⅱ」（刑事訴訟）において、裁判官教員・検察官教員・弁護士教員が、訴訟実務における法曹の役割及び責任についても教育している。さらに、基礎法学・隣接科目である「正義論」においても法曹倫理としての倫理観及び責任感を涵養する講義を行っている。

(4) に係る状況については、次のとおりである。

ア 法情報調査は、入学前ガイダンス及び導入授業で、未修・既修を問わず、文献及び判例の調査方法を説明するほか、法学未修者に対しては、1年次前期必修科目である「法学の基礎」（2単位）において、法情報調査の考え方及び方法の講義を取り入れている（《別添シラバス》参照）。同時に、今日では、インターネットを利用して法情報を検索・入手することが多い。本研究科では、法科大学院教育支援システム（TKC）を利用しており、できるだけ多くの法情報を検索・閲覧するようにしている。利用にあたっては、入学時ガイダンスにおいてTKCによる法情報調査の方法を詳しく説明するほか、各授業において、学生は必要な法情報を得る経験を積んでいる。

イ 法文書作成は、主として臨床法学教育科目である「リーガルクリニックⅠ」、「リーガルクリニックⅡ」で実際にそれを行うほか、「裁判法務演習Ⅰ」、「裁判法務演習Ⅱ」、「法務総合演習」（いずれも必修科目）の中で随時行っている。

なお、法律実務基礎科目の授業内容を定め、授業を実施するにあたっては、全体として実務家教員と研究者教員が共同で行っている。

例えば、「リーガルプロフェッション」は実務家教員（弁護士・派遣検察官）と研究者教員（民事訴訟法担当教員）が共同で担当し、「裁判法務演習Ⅱ」は、実務家教員（派遣裁判官・派遣検察官・弁護士教員）と研究者教員（刑事訴訟法担当）が共同で実施している。また選択科目である「公法総合演習」と「刑事法総合演習」も研究者教員と実務家教員が共同で実施するものとしている。これらの科目では、講義計画の立案時に、研究者教員と実務家教員が協議を行っている。リーガルクリニックはⅠ・Ⅱのいずれも実務家教員（弁護士）が全体を総括し、実際の実習も協力弁護士の指導のもとに行われるが、リーガルクリニックの計画は、本研究科「地域法実務センター運営委員会」で協議・立案されており、この委員会には研究者教員と実務家教員が参加している。【解釈指針2-1-6-1】

**基準 2-1-7：重点基準**

基準 2-1-2 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-7 に係る状況)

基礎法学・隣接科目は 14 科目が開設されており(資料 2-1-4-A)、「現代家族論」と「ジェンダー論」は隔年開講である。そのうち、1 年次前期の「法学の基礎」(2 単位)及び「司法制度論」(2 単位)並びに 2 年次前期の「正義論」(2 単位)が必修科目である。また、これらの必修科目に加えて、選択科目から最低 1 科目を履修することが修了要件となっている。従って、法学未修者は 4 科目 8 単位以上を履修しなければならない。このように、基礎法学・隣接科目を重視したカリキュラムは本研究科の特徴であり、さらに「正義論」を必修としたことは、すぐれた倫理感と価値判断力を有する法曹を育てるという本研究科の理念を反映したものである。なお、法学既修者は、1 年次前期の「法学の基礎」及び「司法制度論」は履修したものとみなされるので、「正義論」を含む 2 科目 4 単位が必修である。

選択科目は 11 科目開設されており、これらの科目には、「海外法曹事情」、「地域研究」、「経営実態論」というように、本研究科に特有の授業もあり、学生の関心に応じた教育ができるよう配慮されている。これらの選択科目は、1 年次から履修できるものとしている。

**基準 2-1-8 : 重点基準**

基準 2-1-2 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-8 に係る状況)

展開・先端科目は 25 科目が開設されており (資料 2-1-4-A)、そのうち「民事執行・保全法」、「自治体法務」、「現代司法論」の 3 科目が必修科目、「税法Ⅰ」、「税法Ⅱ」、「市民生活と法Ⅰ」、「市民生活と法Ⅱ」、「生活環境と法」、「地域政策論」の 6 科目が選択必修科目 (3 科目の履修が必要) であり、必修科目と選択必修科目の合計は 12 単位である。選択科目は 16 科目開設されており、そのうち「国際法」と「国際人権法」、「高齢者と法」と「医療と法」が隔年開講科目である。

なお、必修科目の考え方は次のとおりである。

「現代司法論」は、今般の司法制度改革の議論を踏まえて、今日の司法制度が抱える問題点を正しく理解し、21 世紀の法曹のあり方を深く考える法曹を養成するためのものである。本研究科は、1 年次に「司法制度論」で我が国の司法制度の基本を学び、2 年次の「司法審査論」で「裁判を受ける権利」の憲法上の意味を深く理解し、そして 3 年次の「現代司法論」で我が国の司法制度改革のあり方を検討することとしている。

また、従前は「倒産処理法」を必修科目としていたが、検討の結果、倒産処理法は 2 科目 4 単位の選択科目とし、法曹実務家として必要な民事執行法・民事保全法を全学生が履修すべきものとして、平成 22 年度より「民事執行・保全法」を必修科目とした。

さらに、本研究科は、地域におけるリーガルサービスを支える法曹の養成を目標としているが、地方に設置された法科大学院として、高度の専門性を有する職業人として自治体等の行政分野でも活躍できる人物の育成も重要であると考え、「自治体法務」を必修科目としている。

選択必修科目及び選択科目は、本研究科の「コア・カリキュラム」を踏まえて、開設・配置したものである。



**基準 2-1-9 : 重点基準**

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準 2-1-9 に係る状況)

本研究科における単位計算並びに年間の授業期間及び各授業科目の授業期間は、大学設置基準第21条から第23条までの規定に基づいて決定し、実施している。本研究科の開設する授業は、講義科目も演習科目もすべて一回90分間、一学期に15回行っており、すべて2単位としている(資料2-1-9-A)(大学設置基準第21条2項1号)。本研究科における授業は原則として午前中に開設され、履修単位数制限があるので、学生が一日に受講する科目数を1科目ないし2科目とするようにし、本研究科における授業以外で自習等する時間を含めて1単位45時間の学習時間を確保できるよう配慮し、指導している。年間の授業期間は、資料2-1-9-Bのとおりで35週に渡っており、15週の講義期間のほか、試験期間・補講期間・ガイダンス期間が設けられている。

なお、休講は行わないのが原則であるが、やむを得ない事情で休講せざるを得ない場合には、事前に教育支援システムを通じて学生に通知する体制が確立され、原則として休講の翌週に補講を行うこととしている。

資料 2-1-9-A 単位の計算方法

○新潟大学大学院実務法学研究科規程 (抜粋)

平成16年4月1日  
院法科規程第1号

(単位の計算方法)

第11条 研究科における授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(出典：新潟大学大学院実務法学研究科規程)

資料 2-1-9-B 平成 24 年度大学院実務法学研究科授業暦

平成 24 年度大学院実務法学研究科授業暦																
<p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> は、休業(講)日を示す。  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> は、授業振替日を示す。                      下線は、ガイダンス・補講日等を示す。  <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px;"> </span> は、定期試験期間を示す。                 </p>																
前期 (24.4.1~24.9.23)								後期 (24.9.24~25.3.31)								
日	月	火	水	木	金	土	事項	日	月	火	水	木	金	土	事項	
1	2	3	4	5	6	7	4/2,5 新入生ガイダンス	1	2	3	4	5	6			
8	9	10	11	12	13	14	4/5 入学式	7	8	9	10	11	12	13		
15	16	17	18	19	20	21	4/3,4 導入授業	14	15	16	17	18	19	20		
22	23	24	25	26	27	28	4/9,10 ガイダンス	21	22	23	24	25	26	27		
29	30						4/11 前期授業開始	28	29	30	31					
		1	2	3	4	5						1	2	3		
6	7	8	9	10	11	12		4	5	6	7	8	9	10		
13	14	15	16	17	18	19		11	12	13	14	15	16	17		
20	21	22	23	24	25	26		18	19	20	21	22	23	24	11/22 金曜日授業振替	
27	28	29	30	31				25	26	27	28	29	30			
					1	2	6/1 開学記念日							1		
3	4	5	6	7	8	9		2	3	4	5	6	7	8		
10	11	12	13	14	15	16		9	10	11	12	13	14	15		
17	18	19	20	21	22	23		16	17	18	19	20	21	22		
24	25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	29		
								30	31						12/24~1/6 冬期休業	
1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4	5	1/7 授業再開	
8	9	10	11	12	13	14	7/18 月曜日授業振替	6	7	8	9	10	11	12	1/18,21 センター試験準備, 片付けのため休講	
15	16	17	18	19	20	21	7/31~8/7 定期試験期間	13	14	15	16	17	18	19	1/15 月曜日授業振替	
22	23	24	25	26	27	28		20	21	22	23	24	25	26	1/23 月曜日授業振替	
29	30	31						27	28	29	30	31			1/28~2/4 定期試験期間	
			1	2	3	4							1	2		
5	6	7	8	9	10	11	8/11~9/23 夏期休業	3	4	5	6	7	8	9		
12	13	14	15	16	17	18		10	11	12	13	14	15	16		
19	20	21	22	23	24	25		17	18	19	20	21	22	23		
26	27	28	29	30	31			24	25	26	27	28				
						1							1	2		
2	3	4	5	6	7	8		3	4	5	6	7	8	9		
9	10	11	12	13	14	15	9/20 秋季修了式	10	11	12	13	14	15	16	3/11~3/31 春期休業	
16	17	18	19	20	21	22	9/24 後期授業開始	17	18	19	20	21	22	23		
23	24	25	26	27	28	29		24/31	25	26	27	28	29	30	3/25 修了式	
30																
前期 授業週数	15	15	15	15	15			後期 授業週数	15	15	15	15	15			

(出典：『新潟大学大学院実務法学研究科 2012 (平成 24) 年度学生便覧』見開き)

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本研究科のカリキュラムの特長は、次のとおりである。

- ① 法律基本科目は、段階的学修に資するように、学年別必修制を採用していることである。特に1年次前期においては、基礎法学・隣接科目として、「法学の基礎」と「司法制度論」を学ぶほかは、憲法・民法・刑法のみに当てられ、多様なバックグラウンドを有する法学未修者が基礎的な法学的知識と基本的な法学的思考力を身につけるように配慮している。また、本研究科は演習を重視しており、1年次基礎演習→2年次問題発見型演習→3年次応用・総合演習という構造で、各年次の演習の教育目標を設定している。
- ② 基礎法学・隣接科目を重視していることである。基礎法学・隣接科目は、8単位を必修とし（法学既修者は4単位）、特に2年次に「正義論」を必修科目としていることは、本研究科の特長である。これは、すぐれた倫理感と価値判断力を有する法曹を育てるという本研究科の理念を反映したものである。
- ③ 臨床法学教育を重視していることである。本研究科は、リーガルクリニックⅠ・同Ⅱを選択必修としているが、これは新潟県弁護士会の組織的協力を得て可能となるものであり、またこの科目を通じて、地域社会における法曹の役割を理解し、地域法曹を志す者も少なくないと思われる。

### (2) 課題等

- ① 法律実務基礎科目においては、全体的に原則として研究者教員と実務家教員が共同担当して実施しているが、一部不十分な科目があるため、改善を要する。
- ② 展開・先端科目中、司法試験選択科目に対応する科目について、2単位で実施されるものがあり（労働法に当たる「職業生活と法」、環境法に該当する「生活環境と法」）、科目内容の重要性に鑑み、4単位化を図る必要がある。

## 第3章 教育方法

### 1 基準ごとの分析

#### 3-1 授業を行う学生数

##### 基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本研究科では、開設以来、開講各授業科目の性質及び教育上の位置付けにかんがみて、法律基本科目を含む全授業科目について、講義・討論形式の授業に関しては、平成15年文部科学省告示第53号(専門職大学院に関し必要な事項について定める件)に基づき、定員50名、演習形式による授業に関しては、本研究科の開設当時の一学年の定員60名を2クラスに分けて、定員30名を標準とする制度設計を行い、当該科目の履修者がこれを超える場合には、開講クラスの数を複数とすることによって、上記標準に沿った運用を行うように努めてきた。

平成19年度から平成22年度には、以下の理由により、法律基本科目においても、演習科目を中心に一部の授業科目において上記標準を上回る学生数で授業を実施する状況にあった。

- ① 厳格な成績評価の運用(第4章参照)の結果、原級留置(留年)者が毎年平均約10%~15%以上出たこと
- ② この間、平成19年度及び平成22年度にカリキュラム改正が実施され、複数カリキュラムの併存体制があったこと
- ③ 施設上の問題から新たな教室の確保が困難であったこと、さらに平成19年度から、本研究科を含め全学において既存の建物施設の耐震補強工事が順次実施され、この間他学部棟施設を利用せざるを得なかったこと

しかしながら、平成22年度から入学定員を35名に減じたこともあり、平成23年度には、法律基本科目をはじめ、基礎法学・隣接科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目についても講義・討論形式科目、演習形式科目とも、上記の標準人数内で授業が行われている(資料3-1-1-A)。【解釈指針3-1-1-1】【解釈指針3-1-1-2】

なお、本研究科では、他専攻等の学生または科目等履修生を受け入れる制度の導入を検討したこともあったが、上記の適切な規模を確保する観点から、現在に至るまでそのような制度を導入していない。【解釈指針3-1-1-3】

資料 3-1-1-A 年度別履修者数（平成19年度・平成22～24年度第1学期まで）

科目名	科目区分	H19 (参考)	H22	H23	H24 前期	科目名	科目区分	H19 (参考)	H22	H23	H24 前期	
憲法Ⅰ	法律基本科目	48	24	27	7	リーガルクリニックⅠ	実務基礎科目	30	10	10	12	
憲法Ⅱ	法律基本科目	49	24	25		リーガルクリニックⅡ	実務基礎科目	13	21	7	7	
憲法基礎演習 ※H22から	法律基本科目		21	26		刑事法総合演習 ※H19から	基礎法学・隣接科目		24	2		
行政法	法律基本科目	61	29	18	26	司法制度論	基礎法学・隣接科目	48	21	26	5	
司法審査論	法律基本科目	55	28	18	26	法学の基礎	基礎法学・隣接科目	49	21	25	5	
公法問題発見演習	法律基本科目	54	①30 ②24	22	14	正義論	基礎法学・隣接科目	55	20	17	25	
民法Ⅰ	法律基本科目	53	23	28	6	法社会学	基礎法学・隣接科目	57	26	1		
民法Ⅱ	法律基本科目	53	23	30	6	現代家族論	基礎法学・隣接科目	21		22		
民法Ⅲ	法律基本科目	51	22	30	7	経営実態論	基礎法学・隣接科目	16	10	7		
民法Ⅳ	法律基本科目	51	22	30		比較裁判制度	基礎法学・隣接科目					
民法Ⅴ	法律基本科目	48	23	28		ジェンダー論	基礎法学・隣接科目		11			
民法基礎演習Ⅰ ※H22から	法律基本科目		21	30	6	西洋法文化論	基礎法学・隣接科目		9	7		
民法基礎演習Ⅱ ※H22から	法律基本科目		21	28		海外法曹事情	基礎法学・隣接科目		8	7		
企業法Ⅰ	法律基本科目	47	24	27		被害者学	基礎法学・隣接科目		15		4	
企業法Ⅱ	法律基本科目	47	23	23		生命倫理学	基礎法学・隣接科目	58	7		3	
企業法Ⅲ ※H19から	法律基本科目	5	25	18	25	地域研究	基礎法学・隣接科目					
民事訴訟法Ⅰ(民事手続法Ⅰ/民事訴訟法)	法律基本科目	51	22	25		アジア法文化論	基礎法学・隣接科目	31	5	4		
民事訴訟法Ⅱ(民事手続法Ⅱ) ※H19から	法律基本科目	5	27	19	25	現代政治	展開・先端科目	20	16	15		
民事法問題発見演習Ⅰ	法律基本科目	67	①33 ②34	30	21	民事執行・保全法 ※H22から	展開・先端科目			14		
民事法問題発見演習Ⅱ	法律基本科目	57	①30 ②27	25	14	自治体法務	展開・先端科目	59	36	17	18	
民事法問題発見演習Ⅲ	法律基本科目	59	①33 ②26	22	16	現代司法論	展開・先端科目	35	38	16	18	
応用民事法演習Ⅰ(市民法務演習Ⅰ)	法律基本科目	35	40	21	18	地域政策論	展開・先端科目	6	35	14	15	
応用民事法演習Ⅱ(市民法務演習Ⅱ)	法律基本科目	35	39	19	19	生活環境と法	展開・先端科目	32	3	2		
応用民事法演習Ⅲ(裁判法務演習Ⅲ)	法律基本科目	23	35	16		市民生活と法Ⅰ	展開・先端科目	56	32	10	28	
刑事法Ⅰ	法律基本科目	53	23	33	6	税法Ⅰ(税法)	展開・先端科目	23	8	7	2	
刑事法Ⅱ ※H22から	法律基本科目		21	33	6	市民生活と法Ⅱ	展開・先端科目	11	4	24		
刑事法Ⅲ(H21まで刑事法Ⅱ)	法律基本科目	53	23	28		税法Ⅱ ※H19から	展開・先端科目		1	4		
刑事訴訟法(刑事手続法/刑事訴訟法)	法律基本科目	54	22	28		倒産処理法Ⅰ(倒産処理法)	展開・先端科目	57	26		12	
刑事法問題発見演習Ⅰ	法律基本科目	57	①30 ②27	26	18	25	倒産処理法Ⅱ ※H22から	展開・先端科目				
刑事法問題発見演習Ⅱ	法律基本科目	62	①33 ②29	23	20	26	少年非行と法	展開・先端科目	77		14	11
刑事法問題発見演習Ⅲ	法律基本科目	62	①33 ②29	26	19		登記実務と法	展開・先端科目	13	9	2	
応用刑法演習 ※H22から	実務基礎科目			14			国際人権法	展開・先端科目		7		
リーガルプロフェッション	実務基礎科目	53	22	14			知的財産法	展開・先端科目	41	14	3	
民事法総合演習	実務基礎科目	57	①30 ②27	23	16		都市計画と法	展開・先端科目	48	6	3	
裁判法務演習Ⅰ	実務基礎科目	35	38	18	18		資産流動化・証券化と法	展開・先端科目	26	19	3	1
裁判法務演習Ⅱ	実務基礎科目	35	39	21	18		職業生活と法	展開・先端科目	47	24	9	
法務総合演習	実務基礎科目	35	40	16			高齢者と法	展開・先端科目		22		
公法総合演習 ※H19から	実務基礎科目		25	11			企業経営と法	展開・先端科目	25	9	2	1
							医療と法	展開・先端科目	9		12	
							経済刑法	展開・先端科目	37			
							学校教育と法	展開・先端科目	31			
							情報法	展開・先端科目		3	4	1
							国際法	展開・先端科目	32		1	
							経済法	展開・先端科目	18	1		
							教育法	展開・先端科目		6		

(出典：学務資料)

**基準 3-1-2**

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

基準 3-1-1 で述べたように、本研究科では、法律基本科目を含む全授業科目について、講義・討論形式の授業に関しては定員 50 名、演習形式による授業に関しては定員 30 名を標準とし、それを超える場合には複数クラスとすることになっている。

本研究科では、法律基本科目については、講義形式の科目についても、50 名を超えないように 2 クラス開講で運営してきた。ただ、基準 3-1-1 のような事情により平成 19 年度から 22 年度には、独自の標準を順守できない状況も生じたが、そのような例外状況があった年度を含めても、本研究科においては同時に授業を行う学生が「75 人」という「標準」を大きく超えるような事態は生じていない(資料 3-1-1-A のとおり、講義・討論形式法律基本科目で、これまでに最大履修学生数だったのは、平成 19 年度の「行政法」の 61 名、演習形式法律基本科目では平成 20 年度の「応用民事法演習 I・II」で各 62 名である)。**【解釈指針 3-1-2-1】**

なお、上述のような本研究科が自ら設定した標準を超えた場合にも、その意義を失うことのないように、予習課題のきめ細かな指示、小テスト、レポートなどでの各受講生の理解度の確認、授業での質疑応答の実践の工夫などにより、少人数教育により達成しようとする教育効果を減殺しないようにした。

平成 24 年度においては、当該年度入学者数が少数に留まったことから、1 年次の履修科目では受講者が 6 名の科目があるが、充実した質疑応答の時間を確保し、教員及び受講者が双方向で議論を行うことにより密度の高い教育を行っている。

資料 3-1-2-A：法律基本科目・年度別履修者数（平成 19 年度～平成 24 年度第 1 学期まで）

科目名	科目区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24 I 期
憲法 I	法律基本科目	48	48	28	24	27	7
憲法 II	法律基本科目	49	46	28	24	25	
憲法基礎演習 ※H22から	法律基本科目				21	26	
行政法	法律基本科目	61	50	46	29	18	26
司法審査論	法律基本科目	55	49	47	28	18	26
公法問題発見演習	法律基本科目	54 ①30 ②24	47 ①25 ②22	40 ①25 ②15	22	14	
民法 I	法律基本科目	53	48	28	23	28	6
民法 II	法律基本科目	53	48	28	23	30	6
民法 III	法律基本科目	51	46	27	22	30	7
民法 IV	法律基本科目	51	47	27	22	30	
民法 V	法律基本科目	48	44	27	23	28	
民法基礎演習 I ※H22から	法律基本科目				21	30	6
民法基礎演習 II ※H22から	法律基本科目				21	28	
企業法 I	法律基本科目	47	48	28	24	27	
企業法 II	法律基本科目	47	48	28	23	23	

科目名	科目区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24 I期
企業法Ⅲ ※H19から	法律基本科目	5	38	45	25	18	25
民事訴訟法Ⅰ(民事手続法Ⅰ/民事訴訟法)	法律基本科目	51	48	29	22	25	
民事訴訟法Ⅱ(民事手続法Ⅱ)※H19から	法律基本科目	5	38	45	27	19	25
民事法問題発見演習Ⅰ	法律基本科目	67 ①33 ②34	50	49	30	21	26
民事法問題発見演習Ⅱ	法律基本科目	57 ①30 ②27	49	40	25	14	
民事法問題発見演習Ⅲ	法律基本科目	59 ①33 ②26	48 ①26 ②22	①25 ②15	22	16	
応用民事法演習Ⅰ(市民法務演習Ⅰ)	法律基本科目	35	62	48	40	21	18
応用民事法演習Ⅱ(市民法務演習Ⅱ)	法律基本科目	35	62	48	39	19	19
応用民事法演習Ⅲ(裁判法務演習Ⅲ)	法律基本科目	23	11	37	35	16	
刑事法Ⅰ	法律基本科目	53	49	27	23	33	6
刑事法Ⅱ ※H22から	法律基本科目				21	33	6
刑事法Ⅲ(H21まで刑事法Ⅱ)	法律基本科目	53	46	27	23	28	
刑事訴訟法(刑事手続法/刑事訴訟法)	法律基本科目	54	47	28	22	28	
刑事法問題発見演習Ⅰ	法律基本科目	57 ①30 ②27	49 ①25 ②24	46 ①26 ②20	26	18	25
刑事法問題発見演習Ⅱ	法律基本科目	62 ①33 ②29	49	40	23	20	26
刑事法問題発見演習Ⅲ	法律基本科目	62 ①33 ②29	49	42	26	19	
応用刑法演習 ※H22から	法律基本科目					14	

(出典：学務資料)

## 3-2 授業の方法

**基準 3-2-1**

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3-2-1 に係る状況)

## 1. 法律基本科目と授業科目の性質に応じた適切な方法

本研究科では、法律基本科目において専門的な法知識を確実に修得させるために、講義・討論形式による修得型授業科目(資料 3-2-1-A)と演習形式による修得型授業科目(資料 3-2-1-D)とに大別した上で、各授業科目につき開講年次も配慮して、科目の性質に応じた適切な方法を講じている。【解釈指針 3-2-1-1】

## (1) 講義・討論形式型授業の場合

当該法分野に必要な基本的な知識の確実な修得を図るように、シラバスで、必要な知識修得の範囲を「講義概要」として、修得の水準を「達成目標」として設定・提示している(その標準的例として、資料 3-2-1-B 参照)。

また、この講義・討論形式型の授業科目の性質に応じ、以下の方法を通して基本的法知識の確実な修得を図っている。

- ① シラバスや各回提示するレジュメ等で適切な教材等を指示する。
- ② 当該回での授業テーマや内容につき、予習に資するように「Q&A」方式等を用いる。
- ③ 授業では基本的に少人数による双方向的又は多方向的な討論を挟みながら、講義形式を併用する。

なお、上記を行うにあたり、平成 23 年度後半に本研究科における FD 会議で主要テーマとした「共通的到達目標モデルと本研究科での授業内容の検討」の成果を踏まえた授業内容の設定と学生への自習指示が行われている(レジュメの標準的例として、資料 3-2-1-C 参照)。【解釈指針 3-2-1-3】【解釈指針 3-2-1-4】



資料 3-2-1-A 講義・討論形式型法律基本科目の対象分野・開講時期

科目分野		配当年次	科目名
公法系	憲法系	1年前期	憲法Ⅰ
		1年後期	憲法Ⅱ
	行政法系	2年前期	行政法
			司法審査論
民事系	民法系	1年前期	民法Ⅰ
			民法Ⅱ
			民法Ⅲ
		1年後期	民法Ⅳ
			民法Ⅴ
	企業法系	1年後期	企業法Ⅰ
			企業法Ⅱ
		2年前期	企業法Ⅲ ※H19から
民事訴訟	1年後期	民事訴訟法Ⅰ(民事手続法Ⅰ/民事訴訟法)	
	2年前期	民事訴訟法Ⅱ(民事手続法Ⅱ)※H19から	
刑事系	刑法系	1年前期	刑事法Ⅰ
			刑事法Ⅱ ※H22から
		1年後期	刑事法Ⅲ(H21まで刑事法Ⅱ)
	刑事訴訟	1年後期	刑事訴訟法(刑事手続法/刑事訴訟法)

(出典：学務資料)

資料 3-2-1-B 講義・討論型法律基本科目での法知識修得の範囲・水準等の設定例(2012年度「憲法Ⅰ」シラバスから)

科目名：憲法Ⅰ			
科目分類	法律基本科目	単位数	2
必修/選択/選択・必修	必修(1年次)	開講期	第1学期(前期)
担当教員名	嶋崎 健太郎	開講曜日(時限)	木曜・1限
<p><b>【講義概要】</b>                      この授業では、近代的意味の憲法という観点から、いわゆる統治機構と人権総論とを有機的に関連づけながら学習し、受講生が人権保障と統治の仕組みとの関わりについてのイメージと必要な基礎知識を身につけることを目指す。                      講義でカバーする内容は、大別して、Ⅰ.憲法の基本原理、Ⅱ.基本的人権総論、Ⅲ.統治のしくみ、の3つである。                      基本的人権の各論については、1年次後期開講の「憲法Ⅱ」で扱う。また、憲法訴訟については、2年次前期開講予定の「司法審査論」で扱う。</p> <p><b>【達成目標】</b>                      ① 講義を通じて、受講生が日本国憲法の人権保障と統治のしくみとの関わり合いについてのイメージと基礎的知識を身につけること。                      ② 憲法原理・原則から体系的・統合的に憲法解釈を行い、具体的な憲法事例について妥当な説得力のある解決策を導き出すことができること。</p> <p><b>【履修上の注意】</b>                      授業回数が非常に限られており、また双方向授業を実施するため、受講生は教科書、参考書による事前の十分な予習が不可欠の条件となる。また、真に実力を身につけるため、復習も不可欠である。復習のため、また授業で扱えなかった事項の理解を深めるための小テストを実施する。</p> <p style="text-align: center;">《以下略》</p>			

(出典：新潟大学法科大学院教育支援システム)

## 資料3-2-1-C 講義・討論型科目での個別回での講義内容の提示例 (2012年度「民法Ⅱ」レジュメ冒頭から)

## 民法Ⅱ〔岩寄〕・第3回講義

## 〈 所有権と共有 〉

〈教科書〉 佐久間毅「民法の基礎2 物権」有斐閣

## 〈 所有権 〉

## I 所有権の意義と内容

## 1 序論

Q1. 『所有権の自由』の内容を説明しなさい (教科書 p. 163)

□

しかし、全くの『自由』ではない!

206条では、所有権の自由は「法令の範囲内において」という制限を定めている。

## 2 土地所有権の内容

Q2. 法令によって多くの制限を受けるのが土地所有権であるとされている理由を述べよ (教科書 p. 163~p. 164)

## (1) 土地所有権が及ぶ範囲

Q3. 「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」が制定された理由を説明しなさい (教科書 p. 164)

## (2) 相隣関係

一方の土地の利用が、他方の土地の利用を妨げる結果になる場合も珍しくない。

土地が有効に活用されないことは社会的損失にもなる。

□

そこで!

民法は、土地所有権について、とくに隣接する土地相互の利用調整という観点からの制限を定めた。この利用調整の関係を『相隣関係』と呼ぶ!

□

相隣関係に関する3つのカテゴリー

① 隣地の使用と通行に関する規定 (209条~213条)

② 排水と水流といった水に関する規定 (214条~222条)

③ 境界線付近の利用の仕方に関する規定 (223条~238条)

Q4. 判例は、教科書 p. 166 の図にある甲土地の所有者 A に『隣地通行権』を認めている。その理由は何か? (教科書 p. 165~p. 166)

□

〈隣地通行権の内容で注意すべき点〉

① 通行の場所と方法は、通行権を有する者にとっての必要性和通行地の負担の程度を相関的に判断して決められているという点 (211条1項)。

② 通行権者と通行地所有者の利害を調整するために、通行権者は通行地の損害に対して『償金』を支払わなければならないという点 (212条)。

Q5. 教科書 p. 166 の図にある袋地である甲土地が乙土地の分割で生じた場合、甲土地の所有者 A は、乙土地についてしか通行権を認められていない (213条1項)。何故か? (教科書 p. 168)

□

判例によると、この論理は、乙土地が第三者 D に譲渡された場合でも同じであるとしている (最判平成2年11月20日民集44巻8号1037頁・百選I事件番号69)。

Q6. さらに、Q5のAはBとの関係で償金義務を負わないとなっている (213条1項)。何故か? (教科書 p. 168)

Q7. では、Dとの関係では、Aは償金義務を負うのか? その理由は? (教科書 p. 168)

《以下略》

(出典: 新潟大学法科大学院教育支援システム)

## (2) 演習型授業の場合

本研究科では、法律基本科目のうち、学年ごとに段階的に多様に設定した演習形式型授業科目を学生が履修することによって、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を多面的に育成するという方法をとっている（資料3-2-1-D）。演習形式型授業においては、主に事例研究という方法を取り、教員と学生、学生間で双方向的・多方向的な討論も行っている。そのためにも、シラバス等で、必要な知識修得の範囲を「講義概要」として、修得の水準を「達成目標」として設定・提示し（資料3-2-1-E）、各科目の授業レジュメで、当該回の授業内容を指示している。

【解釈指針3-2-1-2】 【解釈指針3-2-1-3】 【解釈指針3-2-1-4】

資料3-2-1-D 演習型法律基本科目の対象分野

演習の種類	授業科目名	対象分野
基礎演習	「憲法基礎演習」（選択）	憲法分野
	「民法基礎演習Ⅰ」	民法総則・物権・債権総論分野
	「民法基礎演習Ⅱ」	民法債権各論・家族法分野
問題発見演習	「公法問題発見演習」	憲法、行政法分野
	「刑事法問題発見演習Ⅰ」	刑法分野
	「刑事法問題発見演習Ⅱ」	刑事訴訟法分野
	「刑事法問題発見演習Ⅲ」	刑事訴訟法分野
	「民事法問題発見演習Ⅰ」	民法分野
	「民事法問題発見演習Ⅱ」	民事訴訟法分野
「民事法問題発見演習Ⅲ」	民法、商法分野	
応用民事法演習	「応用刑法演習」（選択）	刑法分野
	「応用民事法演習Ⅰ」	単一の民事実体法と手続法の融合
	「応用民事法演習Ⅱ」	複数の民事実体法の相互関連と手続法の融合
	「応用民事法演習Ⅲ」	民事実体法と他の法領域の相互関連と手続法の融合

(出典：学務資料)

## 資料 3-2-1-E 演習型法律基本科目での法知識修得の範囲・水準等の設定・提示例(2012年度「民事法問題発見演習Ⅰ」)

科 目 名 : 民事法問題発見演習Ⅰ			
科目分類	法律基本科目	単位数	2
必修/選択/選択・必修	必修(2年次)	開講期	第1学期(前期)
担当教員名	鈴木 俊	開講曜日(時限)	火曜・1限

【講義概要】 民法分野の具体的事例に基づいて問題発見能力や法的分析能力を養うための演習  
 具体の事例をもとに、その中から紛争解決に必要な事実を抽出し、これを解決するために必要な問題の発見と法的分析をする。  
 講義は双方向を基本とする。

【達成目標】 具体的事例について、その解決方法を論理的な思考で導き出し、これを文章で表現する能力の獲得  
 具体の問題の中から解決に必要な事実を抽出することができる力  
 事実を法規範にあてはめて文章化して問題解決をはかることができる力

【履修上の注意】 課題は事前に必ず提出すること  
 1 課題は3000字以内とすること

《以下略》

(出典：新潟大学法科大学院教育支援システム)

## (3) 臨床法学教育での授業方法

臨床的法学教育の実施形態は、①「技能シミュレーション(ロールプレイ)型」、②「エクスターンシップ型」、③「依頼人に対するサービス提供型」に大別できる。本研究科では、こうした形態をいずれも採用するカリキュラムを設計し、それに即応した形態と内容による授業を適切な方法で実施している。

本研究科では、まず、「技能シミュレーション型」教育を、各種「裁判法務演習」及び「法務総合演習」で採用している。これらの実務基礎科目では、複数の実務家教員と研究者、または実務家同士の共同担当によって演習授業を行っている。

次に、「エクスターンシップ型」、「依頼人に対する法律相談型」教育として、「リーガルクリニックⅠ」と「リーガルクリニックⅡ」を選択必修科目として開設し、その実施に当たっては、適切な事件を選定するという観点から、派遣時期については、特定の期間・日時を指定せず、担当教員、協力弁護士(法律事務所)と学生とが相談してこれを決定するという方式を採用している。

こうした形態の臨床的法学教育を行う場合、法科大学院単独で実施することは困難であることから、新潟県弁護士会の協力を仰いでいる(資料 3-2-1-F)。また、本研究科附属の「地域法実務法センター」が行う「無料法律相談」に、リーガルクリニックⅡ(法律相談型)の授業として、学生が同席して相談を受けることのできる体制をとっている。

資料 3-2-1-F 「リーガルクリニック」についての連携協力に関する協定書

新潟大学大学院実務法学研究科における「リーガルクリニックⅠ」  
についての連携協力に関する協定書 (抜粋)

新潟大学大学院実務法学研究科(以下「甲」という。)と新潟県弁護士会(以下「乙」という。)は、連携協力して、甲の開講する臨床法学教育科目「リーガルクリニックを実施するため、次のとおり協定を締結する。

(実務教授の依頼)

1. 甲は、甲の開講する「リーガルクリニックⅠ」の実施にあたり、乙の推薦に基づき、乙の会員に対して、実務教授として、同講座の実施、協力を依頼する。

(実務教授の職務)

2. 実務教授は、甲と乙との協議に基づいて作成した「リーガルクリニックⅠ実施要領」にしたがって、その業務内容に応じ、最適と認める方法で、甲の学生に対し、乙の教員と協力して教育・指導を行う。

(実務教授の手当等)

3. 甲は、実務教授と協議の上、協力弁護士の所属事務所に対し、配分予算額の範囲内において学習支援経費を支給する。

(学生に対する事前指導等)

4. 甲は、「リーガルクリニックⅠ」の受講学生に対して、協力弁護士のもとに派遣する前に派遣にあたっての注意事項について詳細なガイダンスを実施するとともに、守秘義務を遵守する旨の誓約書を甲の長及び担当協力弁護士宛に提出することを受講学生に義務づける。

(学生の処分に関する規定の制定)

5. 甲は、守秘義務その他の遵守事項に違反した学生の処分に関する規定を制定する。第3条の2 研究科の教育目的は、次に掲げるとおりとする。

(出典：新潟大学大学院実務法学研究科における「リーガルクリニックⅠ」についての連携協力に関する協定書)

新潟大学大学院実務法学研究科における「リーガルクリニックⅡ」  
についての連携協力に関する協定書 (抜粋)

新潟大学大学院実務法学研究科(以下「甲」という。)と新潟県弁護士会(以下「乙」という。)は、連携協力して、甲の開講する臨床法学教育科目「リーガルクリニックを実施するため、次のとおり協定を締結する。

(実務教授の依頼)

1. 甲は、甲の開講する「リーガルクリニックⅡ」の実施にあたり、乙の推薦に基づき、乙の会員に対して、実務教授(指導弁護士)として、同授業科目の実施、協力を依頼する。

(実務教授の職務)

2. 実務教授は、甲と乙との協議に基づいて作成した「リーガルクリニックⅡ実施要領」にしたがって、その業務内容に応じ、最適と認める方法で、甲の学生に対し、甲の教員と協力して教育・指導を行う。

(実務教授の手当等)

3. 甲は、実務教授と協議の上、実務教授の所属事務所に対し、配分予算額の範囲内において学習支援経費を支給する。

(学生に対する事前指導等)

4. 甲は、「リーガルクリニックⅡ」の受講学生に対して、受講にあたっての注意事項について詳細なガイダンスを実施するとともに、守秘義務を遵守する旨の誓約書を甲の長及び担当実務教授宛に提出することを受講学生に義務づける。

(学生の処分に関する規定の制定)

5. 甲は、守秘義務その他の遵守事項に違反した学生の処分に関する規定を制定する

(出典：新潟大学大学院実務法学研究科における「リーガルクリニックⅡ」についての連携協力に関する協定書)

本研究科では、上記授業を実施するにあたり、担当教員が開講時に受講学生全員に対して「派遣にあたっての心得」ないし「クリニックについての心得」について、特に法曹の職務と守秘義務との関係、関連法令の遵守を中心に徹底したガイダンスを行うとともに、これを遵守する旨の誓約書を学生から提出させている。また、授業開講後も必要に応じて担当教員及び指導弁護士から学生に対して随時指示を与えることとしている。なお、万が一の事故あるいは守秘義務等の法令遵守違反が生じることに備えて、全学生

に対して保険（「学生教育研究災害傷害保険」及び「法科大学院生教育研究賠償責任保険」）への加入を義務づけるとともに、守秘義務等の法令遵守違反が生じた場合の懲戒措置を規定する細則（資料3-2-1-G）が定められている。

なお、もとより、受講学生は、無報酬でこうした授業に参加している。【解釈指針3-2-1-5】

#### 資料3-2-1-G 「リーガルクリニック」の履修に係る学生の事故防止及び懲戒に関する細則

○新潟大学大学院実務法学研究科における「リーガルクリニックⅠ」及び「リーガルクリニックⅡ」の履修に係る学生の事故防止及び懲戒に関する細則

平成16年6月15日

院法科細則第2号

（目的）

第1条 この細則は、新潟大学大学院実務法学研究科（以下「研究科」という。）と新潟県弁護士会との間で締結した協定書に基づき、研究科が新潟県弁護士会と連携協力して開設する「リーガルクリニックⅠ」及び「リーガルクリニックⅡ」（以下「臨床法学授業科目」という。）の履修に係る学生の事故防止措置を講ずることにより、学生、協力弁護士、指導弁護士及びその他の者の安全を確保するとともに、授業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（受講学生の守秘義務等）

第2条 臨床法学授業科目を受講する学生（以下「受講学生」という。）又は受講した者は、その授業科目の履修により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受講学生は、臨床法学授業科目の履修に当たり研究科が別に定める遵守事項に従わなければならない。

（懲戒等）

第3条 前条の規定に違反した学生に対しては、当該臨床法学授業科目の単位を不認定又は認定取消とするほか、当該年度に履修した授業科目（研究科が開設した授業科目に限る。）の単位の不認定若しくは新潟大学大学院学則（平成16年大学院学則第1号）第45条による懲戒又はこれらを併せた措置を行うものとする。

（保険への加入）

第4条 受講学生は、臨床法学授業科目の受講前に学生教育研究災害傷害保険及び法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入しなければならない。

附 則

この細則は、平成16年6月15日から施行する。

附 則（平成17年3月15日院法科細則第1号）

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

（出典：新潟大学大学院実務法学研究科における「リーガルクリニックⅠ」及び「リーガルクリニックⅡ」の履修に係る学生の事故防止及び懲戒に関する細則）

「リーガルクリニックⅠ」（「エクスターンシップ型」授業）及び「リーガルクリニックⅡ」（「依頼人に対するサービス提供型」授業）の実施方法はそれぞれ資料3-2-1-H、資料3-2-1-Iのとおりである。（《別添資料3》、《別添資料4》も参照。）

協力弁護士または指導弁護士が関与する上記臨床法学教育を目的とした授業科目の成績評価には、資料3-2-1-Jのとおり専任教員が責任を持つ体制を採っている。【解釈指針3-2-1-5（2）】

資料 3-2-1-H 「リーガルクリニックⅠ」の実施方法

- ① 専任教員と協力弁護士(新潟県弁護士会会員)との共同授業。  
専任教員:事前ガイダンス、派遣前後における受講学生への全体的な指導及び授業全体の統括。  
協力弁護士:派遣学生の実習態度等を「実習担当日誌」に記載するとともに、適宜、学生の対応等について専任教員に報告。
- ② 専任教員が、派遣前に受講生全員に対して「派遣にあたっての心得」について、特に法曹の職務と守秘義務との関係を中心にガイダンス実施。  
協力弁護士と専任教員との間で、当該協力弁護士が受任した事件のうち、本授業の教育目標との関係で適切であると思われる事件を選定したうえで学生を派遣。
- ③ 最終回に、専任教員と受講生とが全体で議論する機会を設け、協力法律事務所での経験を踏まえて、法曹のあるべき姿を中心として議論。

(出典：学務資料)

資料 3-2-1-I 「リーガルクリニックⅡ」の実施方法

- ① 専任教員:本研究科附属「地域法実務センター」が、新潟県弁護士会と連携・協力して作成した、クリニック要領、クリニック計画に従って、「地域法実務センター」を活用しつつ、新潟県弁護士会「法律相談センター」と連携して実施。本授業は、大別すると、「法律相談型」と「事件追及型」の2種類の授業から構成。
- ② 専任教員:受講学生への全体的な指導及び授業全体の統括。クリニック開始前に、「クリニックについての心得」を中心としたガイダンスを実施。
- ③ [法律相談型]と[事件追求型]の実施  
[法律相談型]  
受講学生:上記「法律相談センター」から派遣される指導弁護士が実施する一般市民を対象とする法律相談を傍聴。終了後、指導弁護士から相談内容の法的問題点、法律相談の手法等に関してレクチャーを受け、ディスカッション。  
受講学生:指導弁護士と専任教員の指導のもとに、一般市民を対象とする法律相談を実施。指導弁護士及び専任教員から法的問題点の調査・検討・解決案の策定等の指導を受ける。  
[事件追求型]  
専任教員:学生を指導弁護士の事務所に派遣。  
指導弁護士:手持ち事件のうちから適切な事件を選定。学生に法律相談の立会、訴状・答弁書・準備書面等の法文書の起案、裁判への立会等をさせ、一つの事件を最初から一貫して追及・体験させる。

(出典：学務資料)

資料 3-2-1-J 「リーガルクリニック」での成績評価方法

専任教員:授業終了後、協力弁護士または指導弁護士から提出された「実習担当日誌」、学生が作成した報告書等、及び授業最終回の議論への参加態度を評価対象として、合否判定という形で成績評価。

\* 複数の専任教員が担当する場合には、主任教員を指定し、成績評価に際しては、担当教員全員で協議を行い、最終的には主任教員が成績評価。

(出典：学務資料)

## (4) 集中講義

本研究科では集中講義を毎年数科目開講している。集中講義を開講するに当たっては、年間授業暦を決定する際に、集中講義期間を別枠で設けるとともに、担当教員に依頼して、年度初めには、他の開講科目と共にシラバスを公表し、授業内容・計画、教材、予習課題を受講希望学生に分かるようにしている。期間内に複数の集中講義が行われる場合には、実施時期を調整し、時間外の学習時間を確保するよう配慮している。開講時間割を作成するに当たっては、当該科目につき一日4コマ以内の開講を原則としている。また、試験日の設定に当たっては、授業終了後、試験までに3日間を取り、受講学生が十分に復習できるようにしている。

なお、冬季集中講義として、平成23年度、平成24年度と、「海外法曹事情」という本研究科の特色ある科目を開講しているが、これは、韓国のインハ大学などの協力を得て行われる集中講義である。むしろ講義内容・目的からも、短期集中型の科目として行われるのが、「授業科目の性質に応じた適切な方法」のものといえるであろう（同科目の授業内容・目的については、《別添資料1》、《別添シラバス》を参照）。

平成23年度開講及び平成24年度開講予定の集中講義科目は、それぞれ資料3-2-1-K1、資料3-2-1-K2のとおりである。【解釈指針3-2-1-7】

資料3-2-1-K1 平成23(2011)年度集中講義実施状況

科目名	講義実施期間	試験実施日時
民法V	2011年8月16日～19日	同年8月23日2限
現代家族論	2011年8月23日～26日	同年8月30日1限
職業生活と法	2011年9月5日～9日	同年9月13日2限
医療と法	2011年9月14日～16日	同年9月20日2限
海外法曹事情	2012年2月13日～16日	レポートによる合否判定

(出典：学務資料)

資料3-2-1-K2 平成24(2012)年度集中講義実施予定

科目名	講義実施期間	試験実施日時
ジェンダー論	2012年8月24日、27～29日	同年9月3日2限
職業生活と法	2012年9月10日～14日	同年9月20日2限
高齢者と法	2012年9月4日～7日	同年9月18日2限
海外法曹事情	2013年2月実施予定	レポートによる合否判定

(出典：学務資料)

## 2. 授業計画、各授業科目での授業内容・方法、成績評価の方法・基準の学生への周知

本研究科では、学生が在学期間中、各授業の事前事後の学習を効果的に行い、その課程をきちんと履修できるように、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法をあらかじめ学生に周知している。そのために、以下のことを実施している。【解釈指針3-2-1-6】



## (1) 「開講科目一覧」の配付

新年度初めの各学年次生向けガイダンスの際に学生に配付する「学生便覧」において、当該年度に開講される科目一覧を掲載し、その参照をガイダンスの際に促している。

## (2) 「シラバス」等による「授業科目の授業、方法・計画、成績評価方法・基準等」の公開

本研究科では、学生が自分に必要な授業科目の履修をきちんとできるようにするためには、「授業科目の授業、方法・計画、成績評価方法・基準等」を明示することが必要であると考え、「科目の概要」、「達成目標」、「履修上の注意」、「授業計画」、「成績評価の方法と基準」、「教科書」、「参考文献」等から構成されるシラバスを当該年度の開始前に、第1学期開講科目と第2学期開講科目の全科目につき作成し、法科大学院教育支援システム（TKC）を通じてアップロードし、受講学生に提示している（資料3-2-1-L1）。

また、本研究科が開講する授業科目については、毎年度、年度当初のガイダンスで学生に配付する「学生便覧」で、「授業概要編」を設け、授業内容のあらましが把握できるようにもしている（《別添資料1》参照）。

ただし、各「問題発見演習」のように、授業科目の性質上、授業内容をシラバス等に掲載する形で事前に学生に通知することが予定されていないか、または望ましくない授業科目では、意図的にシラバス表記なども簡略化されている。しかし、こうした授業科目では、資料を用いた詳細な事前ガイダンスを行ったり、開講時に、授業方法、成績評価の基準・方法等について受講学生への周知を図ったりしている。

(3) さらに、各授業科目において、こうしたシラバスなどを敷衍する形で、「授業計画」に沿って、各回の授業での授業内容、予習・復習項目等を記載した「レジュメ」や「予習・復習課題」などを、印刷物として或いは法科大学院教育支援システム（TKC）の各授業科目の「授業ライブラリー」欄へ提示するという方法が、各担当教員によって有効に活用されている（資料3-2-1-L2）。

## 資料3-2-1-L1 シラバスの例（2012年度「刑事法Ⅲ」）

科目名： 刑事法Ⅲ			
科目分類	法律基本科目	単位数	2
必修/選択/選択・必修	必修(1年次)	開講期	第2学期（後期）
担当教員名	丹羽 正夫	開講曜日（時限）	水曜・1限

## 【講義概要】

- この講義では、刑事法Ⅰ・Ⅱで学習した基礎理論・刑法総論の知識を前提に、具体的な問題解決に必要な各論的知識を身につけるため、個別の犯罪類型（殺人罪、窃盗罪というような個々の犯罪）の成立要件と、解釈論上の重要問題を重点的に取り上げて検討する。
- 素材としては伝統的な「刑法各論」の対象のうち、とくに実務上も重要な個人的法益に対する罪（とりわけ財産犯）の基本問題を重点的に扱い、あわせて社会的ないし国家的法益に対する罪の要点についても概説する。具体的な問題点の検討に際しては、刑法各論において基本となる条文解釈の方法を習得できるよう留意するとともに、抽象度の高い理論的問題が現実の事件ではどのような形で争われるかを見るために、

個々の論点に関する設例や重要判例をも参照しながら議論を進める。

3. 毎回の講義では、検討すべき問題点を教師が受講者に問いかけて解答を求めたり、受講者どうしが周囲の者と議論したうえで発言し、それをふまえて再度、議論や質疑応答を行ったりする形式の「双方向的」やりとりを重視し、受講者が受け身にならず能動的に問題を考えることができる授業運営を行う。そのため、授業中に「当てられる」回数は他の授業と比べて多くなる可能性が高い。その際、基本事項につき質問されても回答できないような者が続出するようなことになると、当然のことながら授業全体の質が低下せざるを得ず、全員にとって不利益な事態が生ずる。したがって、「受講者がどれだけきちんと予習をしてくるか」が授業運営を左右するといっても過言ではない。予習してこない者が一名増えれば、それだけ授業の質が低下し、他者にも迷惑をかけるのだということを肝に銘じて授業に参加してほしい。

【達成目標】 下記の要求に応えることができるようになることを達成目標とする。

1. 刑法各論の基本概念と重要論点（とくに個人的法益に対する罪に関する議論）の内容を正確に理解している。
2. 個々の犯罪・論点につき問題となる「定義・要件」、「考え方（学説）のアプローチの相違」、「議論の意味・実益（ないし問題の所在）」を正確に説明することができる。

【履修上の注意】 1. 「講義概要」の部分でも述べたように、全15回という限られた講義時間で重要問題をひと通りフォローするには、受講者の予習が不可欠である。こうした観点から、本講義では全員が予習済みであることを前提に講義を進めるので、全員必ず予習のうえ出席すること。

2. 各受講者がきちんと予習しているかどうかを確認するため、毎回の講義では基本事項につき受講者を指名して口頭で解答させ、あるいは講義の冒頭で小テストを実施したりする予定である。
3. 予習が義務付けられる＝毎回受講者が回答を求められる上記2.の「基本事項」としては、たとえば以下のような事項が挙げられる：

① 論点の意義：それぞれの論点をめぐって、a)何が、b)どう問題となり、また、c)それを論ずることにどのような意味があるのか（例：「人の始期」という論点については、何が〔何について〕、どう議論されており、議論の意味ないし実益はどこにあるのか、等々）。

これらの点は問題の本質を把握していないと言葉にできないので、初学者には答えにくい面もあるかもしれない。しかし、「受け身にならず積極的・主体的に学習する」ためにも、早い段階からこの点を意識して勉強をすすめるようにしてほしい。

② 基本的な概念に関する「定義・要件」：これは教科書的な定義で足りるが、意外なことに、学習者は定義や要件をきちんと答えられないことが多い（その意味でも「定義・要件」を絶対に甘く見ないこと！）。定義・要件は聞かれたらすぐに答えられるレベルにまでしておくことが大切である。複数の基本書を参照しないときちんと理解できないことも多いから、できれば定義・要件に関しては複数の基本書を参照する習慣をつけてほしい（その方が学習効果も上がるはずである）。

⇒ 例）「不真正不作為」とは何か、「墮胎」とはどういうことか、等々。

③ 重要論点に関する学説の対立状況

⇒ 例）熊本水俣病事件で問題とされたような「胎児性致死傷」の事案の処理をめぐっては、どのような学説があり、どう対立しているか。

④ 重要論点に関する基本判例の存否と、判例の内容（事実・判旨の概要）

⇒ 例1）「事後強盗の予備」に関して、最高裁判例は存在するか

例2）熊本水俣病事件最高裁判例の内容（事実と判旨）はどのようなものか。

【授業計画】 1. 授業暦に従って全15回の授業を実施する。

2. 毎回の具体的な授業内容は以下のとおりである（取り上げる項目はテキストの記載順に従う）。

第1回）生命・身体に対する罪（1）：人の始期と終期、殺人罪から遺棄罪（その1）まで

第2回）生命・身体に対する罪（2）：遺棄罪（その2）から危険運転致死傷罪まで

第3回）生命・身体に対する罪（3）：凶器準備集合罪から過失致死罪まで

自由に対する罪（1）：脅迫罪・強要罪、逮捕・監禁罪、略取・誘拐罪（その1）

第4回）自由に対する罪（2）：略取・誘拐罪（その2）から住居侵入罪まで

名誉に対する罪：総説、名誉毀損罪と侮辱罪

第5回）名誉に対する罪：名誉毀損罪における真実性の証明、真実性の錯誤

信用及び業務に対する罪

第6回）財産犯（1）：財産犯総説、窃盗罪（その1：財物、占有、既遂と未遂等、窃盗罪の保護法益①）

第7回）財産犯（2）：窃盗罪（その2：窃盗罪の保護法益②、不法領得の意思）から強盗罪まで

第8回）財産犯（3）：事後強盗罪から強盗強姦致死罪まで、詐欺罪の基礎理論

第9回）財産犯（4）：詐欺罪の個別問題（無銭飲食、キセル乗車、クレジットカードの不正使用、損害概念など）

第10回）財産犯（5）：詐欺罪の個別問題（前回の続き）、電子計算機使用詐欺罪と準詐欺罪、恐喝罪

第11回）財産犯（6）：横領と背任（その1：横領と背任の基本問題、横領罪における占有と物の他人性）

第12回）財産犯（7）：横領と背任（その2：横領行為の意義、業務上横領罪・占有離脱物横領罪、背任罪の諸問題）

- 第13回) 財産犯(8):盗品関与罪、毀棄・隠匿罪、財産犯の特殊問題
- 第14回) 社会的・国家的法益に対する罪の要点(公共危険罪等)
- 第15回) 社会的・国家的法益に対する罪の要点(偽造罪、国家の作用に対する罪等)

【成績評価の方法と基準】

1. 日常評価(平常点)と期末評価を併用し、両者の比率は50%ずつ(50点+50点=100点)とする。
2. 期末評価は、期末試験(筆記試験の形式による)の評点によりこれを行う。
3. 日常評価(平常点)の構成要素は、以下のとおりとする。
  - ①「理解度確認テスト」(判例・学説についての基本的理解を問う5~10分程度のテスト):  
全部で3回×各5点=15点
  - ②小テスト:全部で2回実施、合計32点
  - ③その他:3点(本授業との関連で提出が義務づけられているペーパー類の提出)
4. 成績評価においては次の観点を重視する。
  - ・コミュニケーション能力
  - ・法的分析能力
  - ・理解力
  - ・表現力(文章及び口頭):論理性、構成能力

【使用テキスト】【授業で使用するテキスト】

- ① 田典之『刑法各論 第6版』(弘文堂) ※ 最新の第6版が今春刊行される予定。第5版ないしそれ以前の版は使用しないこと。
- ② 西田典之ほか(編)『刑法判例百選Ⅱ各論(第6版)』(有斐閣)  
※ 上記①②は全員必携(いずれも旧版は不可。上記の最新版を持参すること)。

【参考文献等】

1. 刑法初学者向けの自習用教材として好適なもの
  - ① 中山研一『新版 口述刑法各論(補訂2版)』(成文堂)
  - ② 福田平・大塚仁『基礎演習刑法(新版)』(有斐閣)  
→ ①は本科目で扱う「刑法各論」全体を初学者にもわかりやすく説く教科書。口語体の平易な語り口ながら議論の核心は見事に描写されており、学習が進んでからも「論点(=ここでは何が争われているのか)」を的確に知り、問題の本質をすばやく把握するためには非常に有益である。その意味では初学者から中級者まで使える教材であるといつてよい。  
(※ ただし本書は、2012年3月現在、出版社の在庫が切れているようなので要注意。)
  
  - ②は「問題を解く」際のオーソドックスな考え方の筋道を教えてくれるので、初学者には利用価値が高い。とくに、事例問題をいきなり説くのはむずかしいというレベルの学習者にとっては、「事例問題の解き方」の基本的な型を教えてくれる点で有益である。トレーニング教材として好適。
2. 授業で使用するテキストではないが非常に有益な基本書
  - ※ 山口厚『刑法各論(第2版)』(有斐閣)  
→ 問題の所在と理論状況がコンパクトかつ実に明快にまとめられている基本書として有益。われわれが使用するテキストである西田・各論も同様に非常に良い基本書だが、問題の整理の仕方や、別の考え方を知るといふ点では、山口・各論を持っているとさらに心強い。
3. 自習用参考書の例
  - ① 植松正ほか著『現代刑法論争Ⅱ(第2版)』(勁草書房)  
→ 論点ごとに複数の執筆者が相手と対立する意見を述べる論争形式の参考書。設例が具体的なので学習用に好適(ただし、残念ながら絶版)。
  - ② 川端博『集中講義刑法各論』(成文堂)  
→ 口語体の平易な語り口で議論の本質を見事に描写する参考書。わかりやすさという点では初学者にも好適。しかも内容的なレベルは高いので、初学者ではない者にも一読を薦めたい。  
※ 上記のほか、毎回の授業時に必要に応じて各種の教材や資料等を紹介する予定。

(出典:法科大学院教育支援システム(TKC))

## 資料3-2-1-L2 「予習課題・復習課題など」のレジュメでの提示例（2012年度「刑事法I」）

## 刑事法I（本間 一也） 第6回 不作為犯論（1）

## ■ 予習案内

Q1 不真正不作為犯を、「作為の形式で規定された通常の構成要件が不作為によって実現される場合を、不真正不作為犯と呼ぶ」と定義することは、罪刑法定主義に違反しないだろうか？

Q2 不真正不作為犯の処罰が罪刑法定主義に違反する可能性があるとした場合、具体的には罪刑法定主義のどのような原則に違反する可能性があるだろうか？

Q3 以上のような問題があるにもかかわらず、不真正不作為犯を処罰する理由は何か？

Q4 ①「作為（犯）との（構成要件的）同（等）価値性」とはいかなる意味か？②またこのような要件がなぜ必要とされるのだろうか？③この要件と「保証人的地位」、「作為義務」の問題とはどのような関係にあるのだろうか？（★）

Q5 作為義務の発生根拠を法令、契約、事務管理等に求める見解は妥当でないとして、同根拠を実質的に基礎づけようとする立場が最近有力となっている。作為義務の発生根拠を法令、契約、事務管理等に求める見解はいかなる理由で妥当でないとされているのだろうか？

## ■ 復習課題

判例は、不真正不作為犯の成立を肯定するにあたり、いかなる点を重視しているかを、下記の判例を参考に検討しなさい。

- ・大判大正7・12・18刑録 24輯 1558頁
- ・最判昭和33・9・9刑集 12巻 13号 2882頁
- ・東京高判昭和46・3・4高刑集 24巻1号 168頁
- ・東京地八王子支判昭和57・12・22判タ 494号 142頁
- ・最決平成17・7・4判時 1906号 174頁・

## ■ [応用・展開課題]

次の事例において作為義務を誰に課すべきであろうか？作為義務の発生根拠に関して実質的な考察を行う最近の見解（先行行為説、具体的依存性説、排他的支配領域性説）からはどのような結論が導かれるだろうか？

(1) 5歳の子どもYを海水浴に連れてきていたXが目を離した際にYが溺れた。その周囲には救助可能な者がX以外に多数存在した。

(2) 母親Xが出産したばかりの新生児を公衆トイレで出産後放置したまま立ち去った。

(3) 夫と離婚し、1歳の子どもと二人だけの生活に疲れた母親Xは、隣人Yの家の鍵のかかかっていなかった玄関ドアを開けて、玄関内に子どもを放置したまま家出した。

（出典：法科大学院教育支援システム（TKC）「授業ライブラリー」より）

## 3. 学生の効果的学習のための具体的措置について

本研究科では、学生が十分な予習・復習時間を確保し、各年次にわたって適切に授業科目を履修できるようにするために、次のような方法で学生の自習環境を整備している。

## 【解釈指針3-2-1-6】

## (1) 時間割の作成上の措置

学生の自習時間を十分に確保するために、原則として法律基本科目、法律実務基礎科目等の必修科目については毎曜日午前中の2コマに授業を割り当て、選択科目を午後を開講するようにした時間割を平成24年度には組んでいる（資料3-2-1-M）。従って、学

生は午後を予習・復習に十分にあてることができる。ただ、学生から要望のあった、授業期間が終わってから定期試験までの間に何日間かまとまった「試験勉強期間」を設けるといふ点については、平成24年度の授業暦を組むに当たって検討を行ったが、課題が多く実現するには至っていない。

資料3-2-1-M 2012年度入学者時間割（法学未修者）

		月	火	水	木	金
1限 8:30 ～ 10:00	前期		* 司法制度論 (西野)	* 法学の基礎 (根森)	憲法Ⅰ (嶋崎)	
	後期	刑事訴訟法 (鯉越ほか)	企業法Ⅰ (吉田正)	刑事法Ⅲ (丹羽)	憲法Ⅱ (嶋崎)	企業法Ⅱ (吉田正)
2限 10:15～ 11:45	前期	民法Ⅱ〔物権〕 (岩寄)	刑事法Ⅰ (本間)	民法Ⅲ〔総則〕 (岩寄)	刑事法Ⅱ (本間)	
	後期	民法Ⅳ〔債権各論〕 (橋口)	民事訴訟法Ⅰ (西野)	民法Ⅴ〔家族法〕 (大島)	民法基礎演習Ⅱ (橋口ほか)	※ 憲法基礎演習 (嶋崎ほか)
3限 12:55～ 14:25	前期					民法基礎演習Ⅰ (橋口ほか)
	後期					
4限 14:40～ 16:10	前期					民法Ⅰ〔債権総論〕 (橋口)
	後期					
必修科目（法律基本科目）・*必修科目（基礎法学・隣接科目）※選択科目（法律基本科目）						

（出典：学務資料）

## （2）教科書、補助教材

本研究科では、FD 会議での科目の授業実施状況の検証や授業担当者たちの必要に応じた打ち合わせ等によって、適切な教科書や補助教材の使用が図られている。

## （3）関係資料の配布、予習事項等の事前周知・指示

すでに述べたように、（予習・復習項目を含む）授業計画が学生に事前に具体的な形で指示されており、また毎回の授業終了後にも具体的な予習ないし復習課題が学生に示され、学生が事前事後の学習を効果的に行える体制となっている。

また、「公法問題発見演習」等の法律基本科目において、順次、FD 会議での「共通の到達目標モデルと本研究科での教育の検討」の際に作成された表が学生に自学自修の指針として配付されている。

## （4）自習のための環境等

本研究科では、専用の机・イス等が設備された自習室が学生全員に割り当てられている。また、学習に必要な教材、データベース、書籍等が配備された専用ローライブラリーが設置されている（基準10-1-1参照）。

## 3-3 履修科目登録単位数の上限

**基準3-3-1：重点基準**

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することができる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

1. 本研究科では、「CAP制」を採用しており、各年次（最終年次を除く。）における履修登録可能な単位数の上限は36単位を原則としている。平成21年度以前の入学者については、規程上、各学期18単位を上限と明記してきたが、平成22年度から規程を改定し、平成22年度以降の法学未修者1年次の登録可能な単位数については、その上限を40単位に改めた。その考え方は次のとおりである。

法学未修者1年次の必修科目は30単位であるが、これに加え、法律基本科目及び基礎法学・隣接科目について2科目（4単位）まで選択科目として履修することができることとした。さらに法学未修者1年次について36単位とは別に認められる法律基本科目6単位分として、「民法基礎演習Ⅰ」、「民法基礎演習Ⅱ」、「刑事法Ⅱ」を必修科目として新設し、履修させることとした。なお、刑法各論を扱う従前の「刑事法Ⅱ」については「刑事法Ⅲ」に名称を変更した（資料3-3-1-A）。

以上の上限は、本研究科では、原級留置となった場合の再履修科目の取扱いも含めて、厳格に適用している。【解釈指針3-3-1-1】【解釈指針3-3-1-3】

2. 本研究科では、最終年次における履修登録可能な単位数の上限を、平成21年度以前の入学者には、規程上、他の年次と区別することなく、各学期18単位を上限としてきた。ただし、平成22年度以降の入学者については、規程改正を行い、「それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等の点を考慮し、履修登録可能な単位数の上限を44単位まで増加させることができる」ことを踏まえて、履修登録可能な単位数の上限を「第3年次 40単位」と改めた（資料3-3-1-A）。本研究科では、最終年次において原級留置となった場合の再履修科目についても、履修登録単位数に算入している。【解釈指針3-3-1-2】【解釈指針3-3-1-3】

なお、【解釈指針3-3-1-4】は、本研究科は該当しない。

## 資料3-3-1-A 履修登録の上限（平成22年度以降入学者用）

○新潟大学大学院実務法学研究科規程（抜粋）

平成16年4月1日  
院法科規程第1号

（履修科目の登録の上限）

第8条 学生が各年次に履修科目として登録することができる単位数の上限は、次のとおりとする。

- (1) 第1年次 40単位
- (2) 第2年次 36単位
- (3) 第3年次 40単位

(法学既修者の取扱い)

第21条 法学既修者に関しては、第19条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学し、同条に規定する単位については36単位を超えない範囲で研究科が定める単位を修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定により36単位を修得したとみなされ、かつ1年在学したとみなされた法学既修者は別表並びに第8条、第15条及び第18条において、第1年次は第2年次、第2年次は第3年次として取り扱うものとする。

(出典：新潟大学大学院実務法学研究科規程)

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本研究科における教育方法の特長としては、第一に、臨床法学教育として、新潟県弁護士会との密接な連携の下に、「リーガルクリニックⅠ」と「リーガルクリニックⅡ」を選択必修科目として開設し、その実施に当たっては、適切な事件を選定するという観点から、特定の期間・日時を指定せず、担当教員、協力弁護士（法律事務所）と学生とが相談して派遣時期を決定するという方式を採用するなど、それに相応しい方法で実施している点が挙げられる。

第二に、「年間の授業計画、各授業科目における授業内容・方法、成績評価の基準・方法」等を明示したシラバスを当該年度の開始前に、第1学期開講科目と第2学期開講科目の全科目について作成し、法科大学院教育支援システム（TKC）を通じて学生に予めきちんと告知できている点を挙げることができる。

第三に、とりわけ平成22年度の入学定員の改定にともない、少人数教育が実現されていることが挙げられる。

また、第四に、原則として必修科目を毎曜日午前中に配置する時間割により、学生の十分な自習時間を確保する配慮を行っていることが挙げられる。

### (2) 課題等

該当なし。



## 第4章 成績評価及び修了認定

## 1 基準ごとの分析

## 4-1 成績評価

## 基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

本研究科では、以下の諸方策をとることにより、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的で厳格な成績評価の実施を図っている。

## 1. 成績評価の方法・基準の設定と周知

本研究科では、成績評価のあり方に関して「成績評価のあり方等に関する申し合わせ」（以下「申し合わせ」という。）《別添資料5》を作成し、その中で、資料4-1-1-Aのとおり各成績ランクの分布に関する一般的な方針が示されている。「申し合わせ」は、ガイダンス等において学生に配布し周知されている。

資料4-1-1-A 成績ランクの分布に関する一般的な方針

成績	GP	(2009年度以降入学者)	受講者のうち
90点以上	4	(4.0～5.0)	10%程度
80点以上 90点未満	3	(3.0～3.9)	15%程度
70点以上 80点未満	2	(2.0～2.9)	35～45%程度
60点以上 70点未満	1	(1.0～1.9)	
60点未満	0		

（出典：「成績評価のあり方等に関する申し合わせ」中、「10. GPAについて」）

また、「申し合わせ」（1.総論、3.評価手段について、4.評価の観点について）に基づき、全開講科目のシラバスにおいて、当該科目における法曹として一般に必要と考えられる水準及び範囲を考慮して、「達成目標」及び具体的な「成績評価の方法と基準」が設定されている。シラバスは、法科大学院教育支援システム（TKC）上で各年次の授業開始前に学生に周知されている。【解釈指針4-1-1-1】【解釈指針4-1-1-2】

## 資料 4-1-1-B シラバスにおける「達成目標」、「成績評価の方法と基準」設定の例

(2012年度「民法I」)

科目名：民法 I			
科目分類	法律基本科目	単位数	2
必修/選択/選択・必修	必修	開講期	第1学期(前期)
担当教員名	橋口祐介	開講曜日(時限)	金曜・4限

【講義概要】(略)

【達成目標】

- ① 本講義の対象である債権総則に定められた各制度について、その全体像及び個別的な規範内容のうち重要なものについて理解している。
- ② 簡単な事案に対し、①の理解を前提として法的な考察をすることができる。
- ③ ②の考察を、論理的に、かつ精確な構成を踏まえて、文章で表現することができる。

【履修上の注意】(略)

【授業計画】(略)

【成績評価の方法と基準】

- ① 成績評価の方法  
「日常評価 40% 期末試験 60%」の割合で成績評価を行う。日常評価は、3回の小テストによって行う。
- ② 成績評価の基準  
小テスト及び期末試験の双方において、以下の観点(基準)から評価を行う。
  - ・事実の解析能力
  - ・法的分析能力
  - ・理解力
  - ・文章における表現力・論理性・構成能力

【使用テキスト】(略)

【参考文献】(略)

(出典：法科大学院教育支援システム(TKC))

また、研究科FD会議において、本研究科における法律基本科目の授業内容と「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」との対応関係を検討し、修了までに修得すべき具体的達成目標の試案を作成し、可能な科目から順次、担当教員を通じて学生に提示している《別添資料6》。【解釈指針4-1-1-1】

## 2. 成績評価の基準に従った成績評価確保のための措置

## (1) 「申し合わせ」の教員への周知・徹底

「申し合わせ」は、適宜研究科教授会において見直し、改定するとともに、学期開始前と成績評価を最終的に行う学期末の2回にわたりあらためて全教員に配布し、確認を行っている。

## (2) シラバスにおける成績評価基準設定の確保

本研究科学務委員会は、各年度のシラバス作成前に「シラバス入力ガイドライン」《別

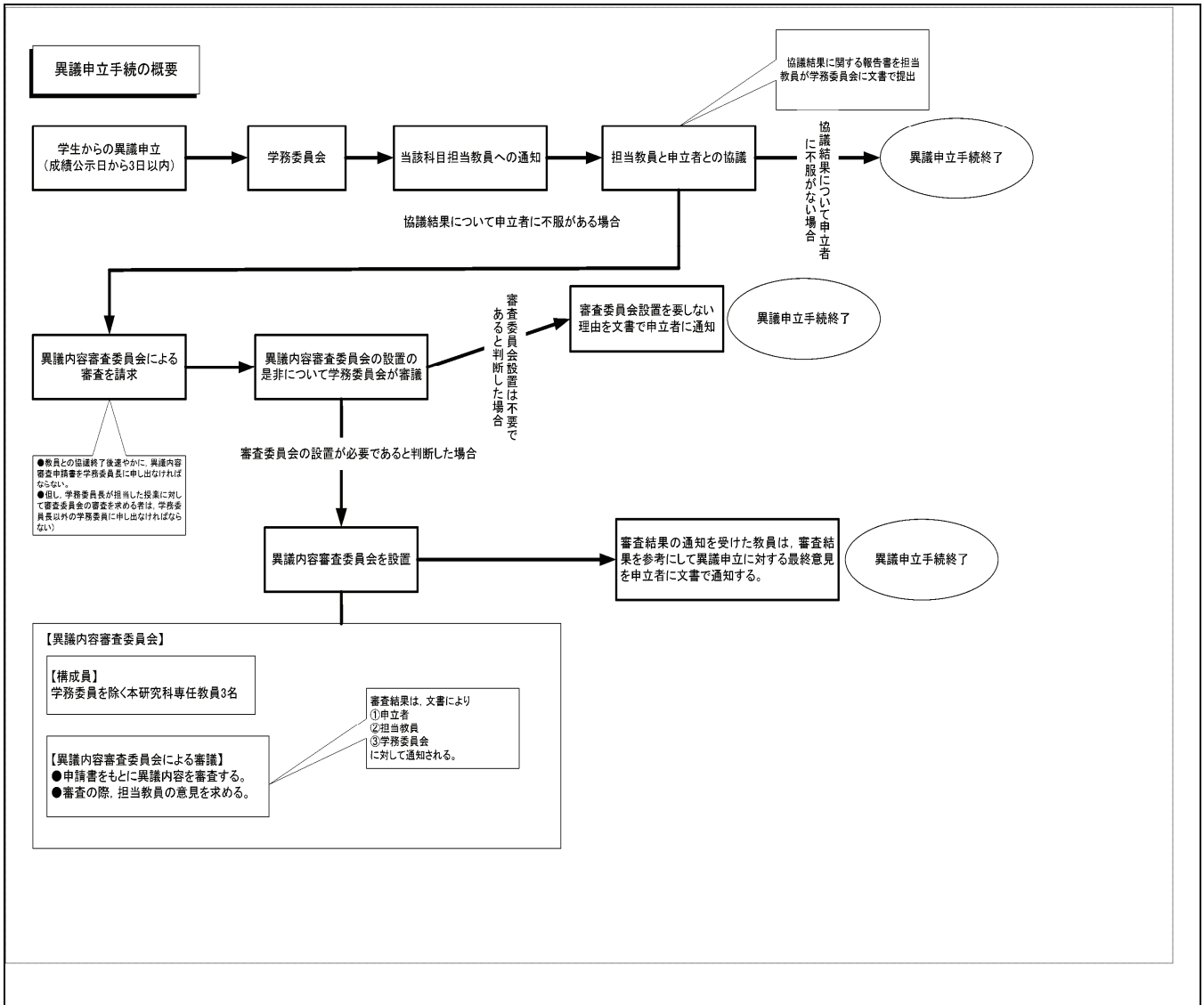
添資料7》を作成して、教員に配布するとともに、シラバス作成後の研究科FD会議において全科目のシラバスを相互に検討することにより、成績評価の基準にしたがった成績評価の実施を確保するよう努めている。

(3) 学生による異議申立て制度

本研究科において成績評価が予め設定された成績評価の基準にしたがって行われることを確保するための措置として、学生による異議申立て制度が置かれている。すなわち、成績評価に異議がある学生は、学務委員会に対して異議申立てを行うことができ、同申立てを承けて、当該科目の担当教員は、当該学生との協議を義務づけられる。さらに、協議結果に不服がある場合、学生は本研究科の専任教員3名から構成される異議内容審査委員会の審査を求めることができる(資料4-1-1-C及び《別添資料8》)。異議申立てのために、学期ごとに異議申立て期間が設定され、学生に周知されている《別添資料9》。

【解釈指針4-1-1-3】

資料4-1-1-C 異議申立て制度の概要



(出典：新潟大学法科大学院教育支援システム)

異議申立て制度の運用状況（資料 4-1-1-D）についてみれば、平成 19 年度より、計 34 件の異議申立てがなされ、内 30 件が担当教員と学生との協議において解決している。

資料 4-1-1-D 異議申立て・異議内容審査請求件数（平成 19～23 年度）

	前期（第 1 学期）	後期（第 2 学期）
平成 19 年度	0	1(1)
平成 20 年度	9(1)	13(2)
平成 21 年度	5(0)	4(0)
平成 22 年度	0	0
平成 23 年度	0	2(0)
計	34(4)	

※（ ）内は異議内容審査請求数

（出典：学務資料）

#### （4）各授業科目の成績評価に関するデータの教員間共有

各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）は、各学期の成績評価終了後、研究科教授会及び FD 会議において配布され、本研究科教員間で共有され、検討が行われている。（《別添資料 10》『成績分布データ』）【解釈指針 4-1-1-3】

### 3. 成績評価の結果の学生への告知

各期末試験終了後、担当教員により、各科目の「成績評価情報」（資料 4-1-1-E）が作成され、教育支援システム上で学生に告知されている（資料 4-1-1-F）。この成績評価情報は、各科目の試験問題、出題意図、全体講評のほかに、期末評価で用いた評価方法、評価基準を含み、また成績評価の結果としての成績分布に関するデータを含むため、成績評価情報とシラバスとを比較することにより、成績評価が予め設定された基準・方法に基づいて行われたか、試験内容が適切であったかどうかを明らかにすることが可能となっている。【解釈指針 4-1-1-4】

資料 4-1-1-E 成績評価情報の例（2011 年度「行政法」）（抄）

平成 23 年度「行政法」成績評価情報	
石崎誠也・下井康史	
<p><b>1. 評価方法</b> レポート及び学期末試験の結果を総合して判定することとした。成績評価の基礎となるレポートは 3 回課することとした。レポートと学期末試験の配点は、3：7 とすることとした。</p> <p><b>2. 評価基準</b> 成績評価の際には、以下のような観点に留意することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実の解析能力</li> <li>・法的分析能力</li> <li>・表現力(文章・口頭):論理性、構成能力</li> <li>・理解力</li> </ul> <p><b>3. 試験問題またはレポート課題および配点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レポート課題は各 10 点(但し 100 点満点で採点し、その 10 分の 1 を最終成績に算入する)</li> <li>・期末試験問題は 70 点(第 1 問 60 点、第 2 問 80 点、計 140 点で採点し、その 2 分の 1 を最終成績に算入する)</li> </ul>	<p>規定から正しく読み取り、事例に的確に適用できるかを問うた。また、行政代執行の性質と要件を正しく理解しているかを併せて問うものとした。</p> <p><b>5. 全体の講評(平常評価、期末評価のそれぞれにつき記載)</b></p> <p>第 1 回レポート 解答はレポート返却時に解説したとおりである。 基本的な用語や法制度については概ね的確な理解をしていたが、権限の委任については、委任を認める法律上の根拠規定と委任したことを対外的に公示することが必要であるが、後者について触れていないものが多かった。指揮監督権行使の類型についてはほぼ的確な内容であった。公務員の義務として上司の職務上の命令に従う義務があるが、その職務命令服従義務につき、いわゆる訓令型か職務命令型を区別することなく重大明白な瑕疵がない限り、服従義務があるとするものが少なくなかった。しかし、職務命令型については違法であれば服従義務はないとする有力な学説があり、訓令型についても、公務員には法令遵守義務との関係も検討すべきであろう。</p> <p>第 2 回レポート</p>

4. 出題(課題・試験等)の趣旨

\*課題・問題自体については省略。

第1回レポート課題

行政組織法の基礎(行政団体の意義、行政機関の概念と種類、権限の委任・代理・専決、指揮監督権行使の態様等)について、各学生がその基本的事項を自ら学習し、具体的事例を通して、その具体例をよく理解することを目的とした。行政組織法については、十分な講義時間をとることができないので、自習課題とし、その成果をレポートとして確認することとした。

第2回レポート課題

公物法及び公施設法について、その基礎概念を確認すると共に、公の施設の利用許可につき、重要な最高裁判例を通じて、その基本的な論点を理解することを目的とした。公施設法については、第3年次の「自治体法務」で詳しく扱うが、「行政法」の授業をよく理解するために、公物法及び公施設法の基礎的知識は必要であるので、自習課題とし、レポートでその成果を確認することとした。

第3回レポート課題

行政処分の効力の消滅につき、一定の事実の発生または時間の経過による当然失効と行政処分による効力の廃止(職権取消及び撤回)を、その違いを含めて的確に理解するとともに、職権取消制限の法理を具体的事例でどのように適用すべきかを検討するものである。これらの問題は、その重要性にも拘わらず講義で十分な時間を割くことができないため、レポートを通じて、このテーマについて、より深く学べるようにしたものである。

期末試験

第1問は、行政法の基本的事項を正しく理解しているかを問うものであり、講義で扱った事項全般から出題した。  
第2問は、最高裁判平成12年3月21日判決(LEX/DB28050545)を素材にして、営業許可取消にかかる論点を実体法・手続法の両側面から検討するものである。特に、風営法26条1項の処分要件を法律

解答は既に配布された解説を参照されたい。  
公物法及び公施設法に関する基本的用語及び法制度の理解は的確になされていた。問3及び問4は、上尾市福祉会館使用拒否事件最高裁判決と広島県呉市学校施設目的外使用許可を素材に、集会等を目的とする公施設利用許可の羁束性と目的外使用許可の裁量性に関する最高裁判例を踏まえた上で、具体的事案への適用を問うものであった。行政裁量に関する講義がなされていないので、十分な議論はまだ困難であるが、判例の理解概ね的確であった。

第3回レポート

解答は既に配布された解説を参照されたい。  
撤回・職権取消・効力の当然消滅に関する法律規定及び重要な裁判事例はほぼ的確に指摘されていた。

期末試験

解答は既に配布された解説を参照されたい。  
第1問では、④⑤⑩に誤りが多かった。  
第2問の間1から問3までは概ね的確な解答をしていた。問4は、裁量濫用の有無を論じている解答が多かったが、風営法26条の営業停止ないし許可取消要件充足性の問題である。(1)については、許可取消等につき二要件の充足が必要なることを指摘しつつも、(2)で裁量濫用がないことを論じているのは不適切である。但し、営業停止ではなく許可取消処分としたことについては、裁量濫用(比例原則違反)を論ずることができる。問5については、不作為義務であるから行政代執行の対象とならないという基本的な点が理解されていない答案が少なくなかった。

6. 成績分布(得点およびGPの人数分布データ)

成績	GP(2009年度以降入学者)	受講者のうち
90点以上	4(4.0~5.0)	1名
80点以上90点未満	3(3.0~3.9)	3名
70点以上80点未満	2(2.0~2.9)	7名
60点以上70点未満	2(2.00~2.9)	3名
60点未満	1(1.0~1.9)	4名

(出典：新潟大学法科大学院教育支援システム)

資料 4-1-1-F 成績評価情報の教育支援システム上での告知(2011年度)(抄)

The screenshot shows the '新潟大学大学院実務法学研究科(法科大学院)' website. It displays a list of course titles and their scores. The table below is a transcription of the data visible in the screenshot.

行	タイトル	得点
1	2011年度第2期-応用刑法演習	201
2	2011年度第2期-刑事法Ⅲ	201
3	2011年度第2期-応用民事法演習Ⅲ	201
4	2011年度第1期(夏季集中)-現代家族論	201
5	2011年度第2期-民事執行・保全法	201
6	2011年度第1期-都市計画と法(田村)	201
7	2011年度第1期-民法問題発見演習Ⅰ(鈴木俊)	201
8	2011年度第1期-情報法(鈴木)	201
9	2011年度第1期-刑事法Ⅱ(本間)	201
10	2011年度第1期-刑事法Ⅰ(本間)	201
11	2011年度第2期-国際法	201
12	2011年度第2期-税法Ⅱ	201
13	2011年度第2期-民法Ⅳ	201
14	2011年度第2期-法社会学	201
15	2011年度第2期-現代政治	201
16	2011年度第2期-登記実務と法	201
17	2011年度第2期-リーガルプロフェッション	201
18	2011年度第1期-行政法(石崎・下井)	201

(出典：新潟大学法科大学院教育支援システム)

4. 期末試験の実施方法

期末試験は、原則としてレポートによらず、「試験」によるものとし(《別添資料5》の「1. 総論」)、「新潟大学大学院実務法学研究科授業暦」に定められた期末試験期間に実施される。学務委員会は、同一日に集中しないように配慮して期末試験時間割(資料4-1-1-G)を作成し、予め受講学生に通知している。

資料 4-1-1-G 期末試験時間割 (2011年度第2学期)

日・曜	教室 時 限	1年生科目 (教室：第1講義室)	2年生科目 (教室：第2講義室)	3年生科目 (教室：第3講義室)	学年指定無し (原則：第3講義室、 ※斜字体：第1講義室)
2月1日 水曜日	1限	刑事法Ⅲ (丹羽) (旧・刑事法Ⅱ) 120分			西洋法文化論 (松本) 90分
	2限		リーカルフ・ロフセッション (味岡/西野/島村) 90分	[選必A] 生活環境と法 (岩崎) 90分	
	3限			刑事法総合演習 (鯨越/本間/丹羽/島村/櫻井) 120分	
	4限				
2月2日 木曜日	1限		民法法問題発見演習Ⅲ (吉田) 120分	公法総合演習 (嶋崎・ 近藤・石崎・成嶋・下井・ 根森) 180分	国際法 (渡辺) ※ 90分
	2限	民法基礎演習Ⅱ (中村/橋口) 90分			
	3限				
	4限				経営実態論 ※ (山崎/阿部) 60分 ----- 登記実務と法 (山田/大竹) 90分
2月3日 金曜日	1限	企業法Ⅰ (吉田) 120分	民法法問題発見演習Ⅱ (西野) 85分	応用民法法演習Ⅲ (鈴木/岩崎) 180分	
	2限				
	3限		応用刑法演習 (丹羽・本間) 120分		
	4限				現代政治 (谷) ※ 90分 ----- [選必C] 税法Ⅱ (駒宮) 90分
2月6日 月曜日	1限	刑事訴訟法 (鯨越) (旧・刑事手続法) 90分	民法法総合演習 (近藤) 120分		
	2限				現代司法論(味岡/石崎/鯨 越/渡邊) 90分
	3限	民法Ⅳ (橋口/中村) 120分			
	4限				[選必C]市民生活と法Ⅱ (田中) 90分
2月7日 火曜日	1限	企業法Ⅱ (吉田) 120分	民事執行・保全法(鈴木/佐 藤) 90分		
	2限				
	3限		公法問題発見演習 (石崎/根森) 180分		
	4限	民事訴訟法Ⅰ (西野) (旧・民事手続法Ⅰ) 85分			
2月8日 水曜日	1限	憲法Ⅱ (嶋崎) 120分	刑事法問題発見演習Ⅲ (島村/鯨越) 120分		
	2限				
	3限				
	4限	憲法基礎演習 (嶋崎/上村) 120分	旧・法社会学 (南方) 90分		
	5限				

■ 再試験期間 ○修了年次生の受講する科目 2月16日(木)～2月21日(火・午前)(予備日:18日[土])  
○1・2年次生のみ受講する科目 2月29日(水)～3月5日(月・午前)

(出典：新潟大学法科大学院教育支援システム)

期末試験の実施にあたっては、試験が客観的かつ厳正に行われるよう、学務委員会は各学期に「期末試験実施要領」《別添資料 11》を作成し、教員に配布し、内容を確認している。

また、期末試験の採点の公平性及び厳格性を確保するという観点から、試験答案用紙は氏名欄が設けられていない(ただし、学籍番号の記載欄は、試験後の学生からの問い合わせ、異議申立てへの迅速な対応の必要性から残している)。期末試験において教科書や参考書、ノートなどの持ち込みは認めていない。

再試験は、安易な「救済策」にならないようにするため、一定単位（1年次から2年次への進級については6単位、2年次から3年次への進級及び修了については4単位）の不足に限り、不足単位を上限として、本人の願い出により、研究科教授会の承認を経て年度末に行うことができることとしている（資料4-1-1-H）。再試験において本試験と類似した問題等の出題を避けるなど、再試験が厳格に運営されるよう、学務委員会が「再試験実施要領」《別添資料12》を作成し、教員に配付・確認している。また、再試験は、特に設定された再試験期間において「再試験時間割」《別添資料13》に基づき実施されている。

他方、追試験は、「病気その他やむを得ない事由により」試験等を受けることができなかった学生に限り行うことができる（資料4-1-1-H）。追試験資格の有無は、当該学生から提出された医師の診断書等の資料をもとに学務委員会が判断している。【解釈指針4-1-1-5】

資料4-1-1-H 「追試験」及び「再試験」に関する研究科規程

○新潟大学大学院実務法学研究科規程（抜粋）

平成16年4月1日  
院法科規程第1号

（追試験）

第17条 病気その他やむを得ない事由により前条の試験を受けることができない学生については、追試験を行うことができる。

（再試験）

第18条 第15条第1項に規定する各年次への進級要件又は次条に規定する修了の要件を満たさない学生のうち次に該当する者については、不足する単位を限度として、本人の願い出により、教授会の承認を得て再試験を行うことができる。

- (1) 第2年次への進級要件に不足する単位が6単位以下の者
- (2) 第3年次への進級要件に不足する単位が4単位以下の者
- (3) 修了の要件に不足する単位が4単位以下の者

（出典：新潟大学大学院実務法学研究科学生便覧2012（平成24）年度22頁）

**基準 4-1-2**

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-2 に係る状況）

## 1. 進級要件

本研究科では、研究科規程第 15 条に基づき、資料 4-1-2-A のような進級要件が課されている。

**資料 4-1-2-A 進級要件**

2 年次（法学既修者を除く）への進級要件

1 年次に指定された必修科目 36 単位を取得していること。

3 年次（法学既修者 2 年次）への進級要件

2 年次に指定されている必修科目 30 単位を取得し、かつ、選択科目（選択必修科目を含む）を 6 単位以上取得していること。

（出典：新潟大学大学院実務法学研究科学生便覧 2012（平成 24）年度 5 頁）

この進級要件は、『学生便覧』に記載する（《別添資料 1》5 頁）とともに、ガイダンスを通じて毎年度学生に周知されている。

本研究科の進級判定においては、修了判定におけるのと同様に、GPA による判定は行っていないが、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生が進級することがないようにするための措置として、本研究科ではいわゆる「仮進級」は認めず、進級のためには当該学年の必修科目の全単位の修得を要求している。

さらに、研究科教授会に対しては再試験の受験を申請できる単位数を制限（1 年生は 6 単位（3 科目）、2 年生は 4 単位（2 科目）（《別添資料 1》11 頁））している。進級制の厳格な運用は、資料 4-1-2-B の進級率が示すとおりである。【解釈指針 4-1-2-2】

以上のとおり、本研究科では進級制を採用しているので、【解釈指針 4-1-2-3】には該当しない。

## 2. 再履修者の取り扱い

進級要件を満たさず原級留置（留年）となった学生は、前年度単位を修得できなかった科目のうち、必修科目については再履修が義務づけられ、選択科目については、当該科目の再履修ないし代替選択科目の履修が義務づけられている。なお、本取り扱いについては学生便覧において学生に周知している（資料 4-1-2-C）。【解釈指針 4-1-2-1】



資料4-1-2-B 新潟大学大学院実務法学研究科進級率・未進級率(平成19年度～平成23年度)

年度	未修・既修の別	学年	進級判定対象者数	進級者数	原級者数 (内休学者数)	原級者数 (休学者含まず)	進級率	未進級率
平成16年度	未修者	1年次→2年次	52	43	9(4)	5	82.7%	9.6%
	既修者	1年次→2年次	10	10	0	0	100.0%	0.0%
平成17年度	未修者	1年次→2年次	64	44	20(7)	13	68.8%	20.3%
		2年次→3年次	43	35	8(1)	7	81.4%	16.3%
	既修者	1年次→2年次	2	1	1(0)	1	50.0%	50.0%
	未修・既修者合算	2年次→3年次	45	36	9(1)	8	80.0%	17.8%
平成18年度	未修者	1年次→2年次	73	52	21(10)	11	71.2%	15.1%
		2年次→3年次	52	35	17(1)	16	67.3%	30.8%
	既修者	1年次→2年次	1	0	1(0)	1	0.0%	100.0%
	未修・既修者合算	2年次→3年次	53	35	18(1)	17	66.0%	32.1%
平成19年度	未修者	1年次→2年次	64	48	16(6)	10	75.0%	15.6%
		2年次→3年次	69	58	11(7)	4	84.1%	5.8%
	既修者	1年次→2年次	5	5	0	0	100.0%	0.0%
	未修・既修者合算	2年次→3年次	74	63	11(7)	4	85.1%	5.4%
平成20年度	未修者	1年次→2年次	55	45	10(5)	5	81.8%	9.1%
		2年次→3年次	54	47	7(4)	3	87.0%	5.6%
平成21年度	未修者	1年次→2年次	32	24	8(2)	6	75.0%	18.8%
		2年次→3年次	49	37	12(7)	5	75.5%	10.2%
	既修者	1年次→2年次	1	1	0	0	100.0%	0.0%
	未修・既修者合算	2年次→3年次	50	38	12(7)	5	76.0%	10.0%
平成22年度	未修者	1年次→2年次	24	16	8	8	66.7%	33.3%
		2年次→3年次	33	16	17(5)	12	48.5%	36.4%
平成23年度	未修者	1年次→2年次	33	25	8(3)	5	75.8%	15.2%
		2年次→3年次	27	19	8(6)	2	70.4%	7.4%
	既修者	1年次→2年次	1	1	0	0	100.0%	0.0%
	未修・既修者合算	2年次→3年次	28	20	8(6)	2	71.4%	7.1%

※ 進級率とは進級対象者のうち進級した者の割合

※ 休学者(当該年度に休学期間があったことで進級要件を満たせずに未進級となった学生)は含まない。

※ 進級判定時に進級となった学生のうち、当該年度の3月に退学した者は原級者として扱う。

(出典：学務資料)

#### 資料4-1-2-C 再履修に関する指示

##### (7)履修要件を満たさず進級できなかった場合の履修手続(再履修)

進級要件を充たさなかった者は、前年度において単位を取得できなかった必修科目については、再履修しなければなりません。選択科目の必要単位数が不足する場合には、必要単位数の選択科目を新たに(若しくは単位を取得できなかった選択科目について再)履修する必要があります。再履修により必要単位数を充たせば次年度に進級できます。

(出典：新潟大学大学院実務法学研究科学生便覧2012(平成24)年度12頁)

## 4-2 修了認定及びその要件

## 基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

- |         |      |
|---------|------|
| ア 公法系科目 | 8単位  |
| イ 民事系科目 | 24単位 |
| ウ 刑事系科目 | 10単位 |

エ 法律実務基礎科目 10単位  
 オ 基礎法学・隣接科目 4単位  
 カ 展開・先端科目 12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

(1) 修了要件

本研究科を修了するためには、3年以上在学し、かつ新潟大学大学院実務法学研究科規程第19条に定める102単位以上を修得することが必要である。さらに、基準4-1-3で述べた進級要件を満たすことが必要である。

また、教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び本研究科に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、合わせて30単位を超えない範囲で、本研究科で修得したものとみなされる(資料4-2-1-A)。

「法学既修者」については、新潟大学大学院実務法学研究科規程第21条第1項の規定により、36単位を超えない範囲で研究科が定める単位を修得したものとみなされる(資料4-2-1-A)。36単位のうち30単位を超える6単位分については、基準2-1-5のただし書により、法学未修者1年次の法律基本科目に別に配当している単位数に基づくものであり、修了要件が93単位を超える部分の単位数内で設定するものである。【解釈指針4-2-1-1】

なお、本研究科の修了判定にあたっては、GPAによる判定は行っていない。しかし、これに代わって、3年次の必修科目(応用民事法演習Ⅰ、同Ⅱ、同Ⅲ、裁判法務演習Ⅱ)が事実上の修了試験として機能し、厳格な修了判定が行われている。【解釈指針4-2-1-2】

資料4-2-1-A 履修方法等

○新潟大学大学院実務法学研究科規程(抜粋)

平成19年4月1日  
 院法科規程第1号

(履修方法)

第7条

2 学生は、前項に定める授業科目について、次の表に掲げる区分により、102単位以上を修得しなければならない。

科目の区分	単位数
法律基本科目	60
実務基礎科目	12
基礎法学・隣接科目	8
展開・先端科目	12
法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のうちから	10
合計	102

(他の大学院における授業科目の履修等)

第9条 研究科が教育上有益と認めるときは、大学院学則第28条第1項、第2項及び第5項の規定に基づき学生が修得した他の大学の大学院の授業科目の単位については、30単位を超えない範囲で、研究

科で修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条 研究科が教育上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前に他の大学の大学院又は外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科に入学後の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。  
2 前項の規定により修得したとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについては、前条の規定により研究科において修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(修了の要件)

第19条 課程の修了の要件は、研究科に3年以上在学し、第7条第2項に定める102単位以上を修得することとする

(法学既修者の取扱い)

第21条 法学既修者に関しては、第19条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学し、同条に規定する単位については36単位を超えない範囲で研究科が定める単位を修得したものとみなすことができる。  
2 前項の規定により法学既修者について在学したとみなすことができる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。  
3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第9条及び第10条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて36単位を超えないものとする。

(出典：新潟大学大学院実務法学研究科規程)

## (2) 科目区分ごとの修得単位数

本研究科においては、「法学未修者」に対して、「必修科目」として、ア) 公法系科目10単位、イ) 民事法系科目36単位、ウ) 刑事法系科目14単位、エ) 法律実務基礎科目12単位(選択必修科目を含む)、オ) 基礎法学・隣接科目6単位、カ) 展開・先端科目(選択必修科目を含む)12単位を課している。

また、「法学既修者」に対して、「必修科目」として、ア) 公法系科目6単位、イ) 民事法系科目16単位、ウ) 刑事法系科目6単位、(ア・イ・ウ合計28単位)、エ) 法律実務基礎科目(選択必修科目を含む)12単位、オ) 基礎法学・隣接科目2単位、カ) 展開・先端科目(選択必修科目を含む)12単位を課している。

さらに、法学未修者、法学既修者のいずれについても、オ) 基礎法学・隣接科目については、必修科目のほか、「選択科目」から2単位を修得することが課せられている。従って、基礎法学・隣接科目については、法学未修者は8単位、法学既修者は4単位を修得することとしている(資料2-1-4-A参照)。

## (3) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数の割合

本研究科の修了要件単位数は、法学未修者の1年次に対する法律基本科目3科目6単位を含む102単位である。

必修科目のうち法律基本科目以外の必修科目の総単位数は30単位であり、修了に必要な選択科目単位数は12単位以上であるが、このうち法律基本科目に属する選択科目は2科目4単位あるため、選択科目として前記2科目を選択した場合、8単位以上は法律基本科目以外の選択科目を修得しなければならないこととなる。以上のことから、修了に必要な法律基本科目以外の科目の単位数の合計は38単位以上となり、修了要件単位数に占める法律基本科目以外の科目の総単位数の割合は、3分の1以上(37.2%)である。

**基準 4-2-2**

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4-2-2に係る状況)

本研究科の修了に必要な修得単位数は、法学未修者の1年次に別に配当される法律基本科目3科目(民法基礎演習Ⅰ、民法基礎演習Ⅱ、刑事法Ⅱ(各2単位))を含む102単位以上としている。

## 4-3 法学既修者の認定

## 基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

## 1. 既修者認定の方法

本研究科では、「法学既修者」の認定を希望する学生に対して、個別試験と同期日に「法学既修者認定試験」を実施し、個別試験合格者のうち、「法学既修者認定試験」の全ての科目について合格（満点の 60%以上を得点）した者を「法学既修者」として認定している（資料 4-3-1-A）。

## 資料 4-3-1-A 学生募集要項

新潟大学大学院実務法学研究科（法科大学院）専門職学位課程学生募集要項（抜粋）

## 8 法学既修者認定試験

法学既修者の認定を希望する者に対して、次のとおり法学既修者認定試験を実施します。

この試験の受験を希望する者は、出願時にあらかじめ申し出ておくことが必要です（入学志願票等所定用紙の記入上の注意（19頁～21頁）を参照してください。）

法学既修者認定試験は希望者全員に受験を認めますが、法学既修者の認定の対象となる者は、入学者選抜試験の合格者のみです。

なお、法学既修者認定試験の合格者の定員は、特に定めておりません。

## (1) 日程・試験場等

【A日程】平成23年10月30日（日）

【B日程】平成23年12月18日（日）

## (2) 試験科目及び時間割

試験科目	試験時間割
憲 法	10:00～11:00
刑 法	11:15～12:45
刑事訴訟法	
民 法	14:00～15:20
民事訴訟法	15:35～17:05
会 社 法	

【注】刑法・刑事訴訟法、民事訴訟法・会社法はそれぞれ同一時間帯で試験を実施します。

## (3) 合格者の判定方法

① 各科目の配点は、それぞれ100点とし、評点は各科目の答案及び出願書類を総合して行います。

② 入学者選抜試験に合格した者で、各科目についてそれぞれ60点以上の得点を得た者を各科目の合格者とし、6科目すべてに合格したものを法学既修者認定試験の合格者とします。

（出典：『新潟大学大学院実務法学研究科学生募集要項平成24年度（A日程・B日程）』1頁・7～8頁）

## 2. 「法学既修者認定試験」の内容

本研究科における「法学既修者認定試験」は、「憲法」、「民法」、「民事訴訟法」、「会社法」、「刑法」、「刑事訴訟法」の6科目から構成される法律科目に関する筆記試験である（資料 4-3-1-A）。「法学既修者認定試験」に合格した者は、「法学未修者」1年次学生が

修得しなければならない授業科目 36 単位を修得したものとみなされ、1 年間の修学期間の短縮が認められることから、同試験科目は、「法学未修者」1 年次学生が修得しなければならない科目に対応したものとしている。【解釈指針 4-3-1-2】【解釈指針 4-3-1-6】

「法学既修者認定試験」は、全科目とも論文式で行われている（資料 4-3-1-B）。その理由は、当該科目において必要とされる法学の基礎的な学識の有無の判断のためには、論文式が最も適切な方法であると考えからである。【解釈指針 4-3-1-1】

資料 4-3-1-B：法律科目既修者認定試験の問題の例

新潟大学大学院実務法学研究科（法科大学院）  
平成 24 年度法学既修者認定試験問題（B 日程）

刑法

次の事例に基づき、甲及び乙の罪責について論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

甲は、友人の乙と居酒屋で飲食中、タバコを買うために一人で近くのコンビニに向かったところ、帰宅途中の A が運転する乗用車にぶつかりそうになったことから、これを避けたはずみで左腕を電柱に強打した。激怒した甲は、乗用車から降りて甲の安否を気遣う A の顔面めがけていきなり右手で殴りかかり、路上に転倒した A をさらに足蹴にして、A に加療 2 週間を要する傷害を負わせた。A が抵抗できない状態であったことに加えて周囲に人通りがなかったこともあって、甲は、とっさに A から現金を奪い取ろうと考えるに至った。そこで甲は、A に対して、暴力団構成員であるかのように装い、「今すぐ慰謝料を払わないと、組の若い者を呼ぶぞ。あいつらは俺と違って何するかわからねえぞ！」と声を荒げた直後、なかなか戻ってこない甲を心配した乙が現れた。

乙は、甲から事の成り行きを耳打ちされてすべての事情を理解するとともに、腕を負傷した甲から A の財布を探せと言われた。分け前に与れると考えた乙は、A の上着のポケットから財布を取り出すとともに、A の乗用車内から携帯電話と現金の入ったブリーフケース 1 個を持ち出して甲に渡すと、その場から甲と共に逃走した。

（出典：平成 24 年度法学既修者認定試験問題（B 日程））

また、「法学既修者認定試験」において、本研究科以外の機関が実施する法律科目試験を考慮して法学既修者として認定することがないようにするため、本研究科の法学既修者認定試験においては、原則として本研究科の実施する試験のみにより合格者を決定している（資料 4-3-1-A）。

ただし、本研究科では、例外的に、日弁連法務研究財団・商事法務研究会が実施した「法学検定試験」の受験経験者に対しては、その成績又は合格を証明する書類（ただし過去 3 年以内に受験したものに限る）、「法学既修者試験」の受験経験者に対しては、その成績を証明する書類（ただし過去 3 年以内に受験したものに限る）を、任意による提出書類としている。その理由は、論文式の法学既修者認定試験において試験問題が単一論点に関する知識のみを問いやすい弊害があり、補助的に、受験者の当該法分野の全般

的知識の有無を知る必要が生じ、その場合には、短答式の「法学検定試験」及び「法学既修者試験」の成績が必要となるからである。【解釈指針4-3-1-5】

### 3. 法学既修者の単位免除方法

新潟大学大学院実務法学研究科規程第21条第2項により、法学既修者は「法学既修者に関しては、第19条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学し、同条に規定する単位については36単位を超えない範囲で研究科が定める単位を修得したものとみなすことができる。」とし、同条4項で「前3項の規定により36単位を修得したとみなされ、かつ1年在学したとみなされた法学既修者は別表並びに第8条、第15条及び第18条において、第1年次は第2年次、第2年次は第3年次として取り扱うものとする。」としており、第15条1項(1)は、第2年次への進級要件を、「第1年次に定める必修科目36単位を修得した者」としているので、法学既修認定者は、1年次必修科目36単位を一括して取得したものとみなされる(資料4-3-1-C)。【解釈指針4-3-1-3】

#### 資料4-3-1-C：法学既修者の単位免除方法

○新潟大学大学院実務法学研究科規程(抜粋)

平成16年4月1日  
院法科規程第1号

(進級)

第15条 各年次へ進級できる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 第2年次への進級

別表の第1年次に定める必修科目36単位を修得した者

(法学既修者の取扱い)

第21条 法学既修者に関しては、第19条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学し、同条に規定する単位については36単位を超えない範囲で研究科が定める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したとみなすことができる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第9条及び第10条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて36単位を超えないものとする。

4 前3項の規定により36単位を修得したとみなされ、かつ1年在学したとみなされた法学既修者は別表並びに第8条、第15条及び第18条において、第1年次は第2年次、第2年次は第3年次として取り扱うものとする。

(出典：新潟大学大学院実務法学研究科規程)

### 4. 法学既修者認定試験における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保

法学既修者認定試験においては、「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保が要請されることから、①法学既修者認定試験の方法・試験問題・出題趣旨等の情報を、ウェブサイト(資料4-3-1-D)、募集要項、入試説明会(東京・新潟)等を通じて広く公開し、②本学出身者の優先枠を設けるなどの措置を行わず、③「入試総括」及び「入学試験委員会」が本学他部局の入学試験・学内試験及び他大学の試験情報を収集し、これを分析・検討することを通じて、「法学既修者認定試験」の出題内容の検討を重ね、④「入学試験委員



会」の活動内容に関しては、委員名簿も含めて関係教職員以外にその情報が漏洩しないようにセキュリティの高い独自のシステムが構築され、運用されており、⑤採点に際しても、匿名性を確保するため、受験番号を伏して採点を行っている。したがって、本研究科では、法学既修者認定試験において本学出身受験者と他大学出身受験者との間に、出題傾向、採点等において公平性を維持することができる体制を確立し、運用している。  
**【解釈指針4-3-1-1】 【解釈指針4-3-1-4】**

資料 4-3-1-D : ウェブサイトによる入試情報の公開

**● 書類等ダウンロード**

<a href="#">平成 24 年度 入学試験の概要 (PDF ファイル)</a>
<a href="#">平成 24 年度 学生募集要項 (A・B 日程) (PDF ファイル)</a>
<a href="#">平成 24 年度 入学試験 (第 2 次募集) の概要 (PDF ファイル)</a>
<a href="#">平成 24 年度 学生募集要項 (第 2 次募集) (PDF ファイル)</a>
<a href="#">志願理由書 (第 2 次募集) (doc ファイル)</a>

※ 出願に必要な所定用紙等は、募集要項(冊子)に添付していますので、出願にあたっては、必ず募集要項(冊子)を請求してください。志願理由書については様式をこちらからダウンロードして作成できます。

(出典：新潟大学大学院実務法学研究科（法科大学院）ウェブサイト)

5. 法学既修者の在学短縮期間

法学既修者認定試験合格者について在学年数を短縮している期間は1年間であるが、これは上記2の内容の法学既修者認定試験において判断される能力が、本研究科のカリキュラムが用意している法学未修者の1年次の1年間分に相当するものであることを考慮したものである。**【解釈指針4-3-1-6】**

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本研究科の成績評価及び修了認定の特長は、第一に、シラバスにおいて、「成績評価のあり方等に関する申し合わせ」に基づいて設定された各科目の達成目標、成績評価の方法と基準が、年次ごとに予め示され、学生と担当教員がこれらを十分に確認した上で授業進行がなされていることである。

第二に、成績評価が予め設定された基準にしたがって行われることを確保する措置として、教育支援システム上で、各科目の期末試験終了後、担当教員より、評価方法、評価基準、試験問題、出題意図、全体講評及び成績分布に関するデータを含む「成績評価情報」を学生に告知していること、及び、学生による異議申立てが制度として確立し、機能していることである。

第三に、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生が進級することがないようにするため、当該学年の必修科目の全単位の修得を要求するなど、進級制が厳格に運用されていることである。

### (2) 課題等

進級及び修了判定において GPA は用いられていないが、その活用の方法について検討の余地がある。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 基準ごとの分析

#### 5-1 教育内容等の改善措置

##### 基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

本研究科は、教育の内容及び方法の改善を図るために、以下のような活動を組織的かつ継続的に行っている。

##### 1. FDの継続的開催による教育の内容及び方法の改善のための検討

本研究科で教育内容及び教授方法改善のための活動の中心となるのは、毎教授会後に開催する全体FD(FD会議)である。FD会議の企画・実施・記録整理は学務委員会が担当している。このFD会議でとりあげるテーマは、おおむね次のとおりであり、教育内容の全般に関わるものとなっている。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-2】

- 1) 学生教育全般に関する事項の協議
- 2) 授業担当者からの授業内容及び方法の報告と協議
- 3) 司法試験問題及び結果の分析
- 4) 共通的到達目標案の検討と本学カリキュラムとの関係の分析

平成23年度のFD会議の開催テーマは、資料5-1-1-Aのとおりである。

資料5-1-1-A 平成23年度FD会議の開催テーマ

	開催日時	テーマ
第1回	5月17日	学生授業評価アンケートの内容及び方法
第2回	6月21日	「授業参観制度」の活性化に向けての協議 平成23年度新司法試験問題についての検討
第3回	7月19日	平成22年度学期末試験における成績評価の状況についての報告及び協議
第4回	9月20日	平成23年度司法試験結果の分析
第5回	10月18日	刑事訴訟法系の開講科目の現状と課題について
第6回	11月15日	商法系の開講科目の現状と課題について
第7回	12月22日	共通的到達目標第2次修正案と本学教育内容の検討－憲法
第8回	1月17日	共通的到達目標第2次修正案と本学教育内容の検討－行政法
第9回	2月28日	共通的到達目標第2次修正案と本学教育内容の検討－民法 民法教育の現状についての報告と協議
第10回	3月13日	共通的到達目標第2次修正案と本学教育内容の検討－商法

(出典：学務資料)

##### 2. 「実務家教員」と「研究者教員」との協働授業による教員相互の研修・研究

演習科目を中心として、「実務家教員」と「研究者教員」とが綿密な研究・打ち合わせのもとに協力しながら1つの授業が実施されている。例えば、裁判法務演習Ⅱは学期開始前と学期終了後に裁判官・検察官・弁護士・研究者教員が教材・演習スケジュール担当者の会議を開催している。こうした共同研究や内部研鑽の機会を積極的に活用し「実務家教員」の教育経験の確保及び「研究者教員」における実務上の知見の確保に努めている。【解釈指針5-1-1-3】

### 3. 学生による授業評価アンケートの実施

学務委員会が学期毎に、学期の中間と学期末の2回、履修学生が2名以上の開講科目について学生を対象とした授業評価アンケートを実施している（無記名方式）。学期中間に実施のものは、残る期間の授業運営の見直しに資することを目的とし、速やかに各科目の担当教員に結果が伝えられる。学期末実施のアンケートについては、学務委員会が、同アンケート結果を集約・分析した後、対象全科目のアンケート結果及び担当教員のコメントを掲載した『授業アンケート集計結果』《別添資料14》を非常勤講師も含む全教員に配布している。FD会議などでの各授業科目の授業内容の点検などに繋がるものである。『授業アンケート集計結果』は、ローライブラリーに2冊、各学生研究室に1冊配備され学生の自由な閲覧に供している。【解釈指針5-1-1-2】

### 4. 教員相互による授業参観：授業参観週間の設定

本研究科では、当初より、教員同士の相互授業参観により、他の教員の授業内容・方法から良いところを学ぶという趣旨で、いつでも他の教員の授業は参観可能という、文字通りの自由参観を旨としてきた。さらに、参観が活発に行われるようにと、平成23年度のFD会議で授業参観のあり方につき検討し、平成23年度第2学期より、従来の自由参観に加えて、新たに「相互授業参観週間」を設け、学務委員会で用意した「授業参観報告書」を参観後提出してもらうこととした（資料5-1-1-B、資料5-1-1-C、資料5-1-1-D）。

#### 資料5-1-1-B 相互授業参観希望届

##### 【新潟大学法科大学院】相互授業参観希望届

##### 法科大学院ご担当の先生方

本年度第2学期に、従来の自由参観方式に加えて、新たに相互授業参観週間を設定し、その期間に授業参観をして頂く制度を、6月教授会後のFD会議での意見交換などを踏まえ、導入してみることにしました。

参観をご希望の方は、11月8日（火）までに、根森宛てでお申し込みください。

##### 【2011年度第2学期相互授業参観週間について】

1. 参観実施期間                    2011年11月14日（月）～11月25日（金）
2. 参観申し込み期間            10月19日（水）より2011年11月8日（火）
3. 申し込み方法等                根森まで参観希望授業（開講日（曜限）、科目名、担当教員名）をお知らせ下さい。
4. 申し込み後の手続              参観対象授業担当者に参観の可否を問い合わせ、その結果を

可及的速やかにご連絡差し上げます。

5. 申し込み先                      根森： █████@█████

法科大学院学務委員長  
根森 健

\* 私のメール・ボックス投函でも結構です。

\* 以下に記入してメールなり、メール・ボックス投函なりで連絡願います。

---

**2011年度第2学期相互授業参観希望届**

氏 名                      :

参観希望授業名 :

開 講 日                      :                      曜                      限

担当教員氏名                      :

\* 他にも参観ご希望でしたら、当該の参観授業名・開講日・担当教員名に付き、以下にお書きください（いくつでも可）。

（出典：学務資料）

**資料 5-1-1-C 相互授業参観レポートの実例**

新潟大学法科大学院・授業参観レポート(2011[平成23]年度後期)

\* ご記入の上、添付送信（ █████@█████ ）また、根森のMLボックスへ

学務委員長 殿

下記の通り、授業参観を行いましたので、報告致します。

このレポートは授業担当者に関連させないで下さい。（必要な場合のみチェックを）

記入者氏名 [ 吉田正之 ]

観した日時・時限	11月 15日 2時限
参観した授業名	民事訴訟法 I
担当教員名	西野 喜一 先生[ほか]

---

(1) ご自分の授業を改善する上で、特に参考になった点がありましたら、下記の項目にチェック（■）してください。（複数可）

レジュメなどの内容・分量が適切であった。

説明の仕方など、授業の内容がわかりやすかった。

板書などの視覚手段が有効に利用されていた。

学生との双方向授業や学生から意見等を上手に引き出すことが行われていた。

(2) その他ご自由に感想をお書き下さい。

概説書ではなく、民事訴訟法の内容がまとめられたノートの要素のある教科書を指定し、それを補う形で授業がシンプルに進められ、良くまとめられている印象でした。

（出典：学務資料）

## 資料 5-1-1-D 平成 23 年度第 2 学期相互授業参観週間結果の集約

2011 年度 第 2 学期 相互授業参観 実施記録				
参観教員名	開講曜日・時	参観授業名	担当教員名	備考
① 吉田 正之	11/15(火)2限	民事訴訟法 I	西野 喜一	報告レポート有り
② 鯉越 溢弘	11/15(火)2限	民事訴訟法 I	西野 喜一	報告レポート有り
③ 根森 健	11/16(水)1限	刑事法問題 発見演習 III	鯉越・島村	報告レポート有り
④ 根森 健	11/16(水)2限	法務総合演習	若槻・佐藤	報告レポート有り
<p>■ 以下は、11/16 県弁 LS 特別委の参観日に行われたもの            参加弁護士：山田聡之県弁護士会副会長、板垣剛特別委委員長、中村周而氏、近藤明彦氏、鶴巻弘憲氏、岡田典仁氏、阿部聡氏</p>				
石崎・根森	11/18(金)1限	企業法 II	吉田 正之	
石崎・根森	11/18(金)1限	民事法問題発 見演習 II	西野 喜一	
石崎・根森	11/18(金)1限	生活環境と法	岩寄 勝成	
橋口・根森	11/18(金)2限	憲法基礎演習	嶋崎・上村	
石崎・橋口・根森	11/18(金)2限	応用刑法演習	丹羽 正夫	

(出典：学務資料)

## 5. 他大学・他団体との連携による教育の改善

本研究科は、平成 20 年より、北海学園大学法科大学院との合同 FD を定期的に開催している。合同 FD は平成 20 年を除き各年 4 回開催され、相互の授業参観、成績評価方法の検討、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」に対する意見交換などを行っている。

また、新潟県弁護士会法科大学院特別委員会の議論を踏まえて、平成 22 年から、毎年 1 回、同特別委員会委員である弁護士が本研究科の授業を参観している。参観後、参加弁護士、授業担当教員、参観参加教員による意見交換も行っている（平成 23 年度の授業参観については、上記資料 5-1-1-D 参照）。【解釈指針 5-1-1-2】

## 6. 国内外の専門家を交えた講演会・研究会・シンポジウムの開催

法科大学院の教育方法の改善を目的として開催された講演会・研究会・シンポジウムのなかで、特筆すべきものとして次のものがある。【解釈指針 5-1-1-2】

- ①平成 21 年 2 月「シンポジウム 新潟大学における臨床教育」を開催した。
- ②韓国のインハ大学と交流協定を締結したが、その際に、国際シンポジウム「法科大学院における法曹教育とリーガルクリニック」を開催した。
- ③平成 23 年度学長プロジェクト経費「法科大学院の授業改善のための大学との教員交流

プログラム」によって、2人の憲法研究者を招聘して、学生に対する講演会を行い、その後、講師を含めて憲法の教育方法に関する意見交換会（FD）を開催した。

- ④本研究科の教育改善のために上記の平成23年度学長プロジェクト経費「法科大学院の授業改善のための大学との教員交流プログラム」により甲南大学と岡山大学を視察し、授業を参観したほか、教育方法について意見交換と情報入手を行った。

#### 7. 「教育の内容及び評価の改善」に関する組織

以上の諸活動に見られるように学務委員会がその担当業務の一つとして、FD会議などと連携しながら、組織的・継続的な改善の取組みに全般的に従事している。

すなわち、定期的で開催されるFD会議の計画の立案・実施、記録整理、学生授業評価アンケートや学習環境アンケートの実施・集計・分析、授業参観の実施等について定期の学務委員会または臨時の学務委員会で討議・検討し、FD会議や教授会に報告・提案するという方式がとられている。この委員会は学務委員長が責任者であるが、FD会議の記録整理や学生アンケートの実施については学務委員会の中にそれぞれ担当者をおいている。【解釈指針5-1-1-4】

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本研究科の教育の内容及び方法の改善に関する取組みの特長として、北海学園大学との合同 FD や新潟県弁護士会法科大学院特別委員会の授業参観・意見交換というように、定期的に外部者と協議する機会が設けられていることが挙げられる。

### (2) 課題等

本研究科の教育の内容及び方法の改善に関し、平成 23 年度から新たに導入した教員相互の授業参観週間制度への参加教員をさらに増やし、FD 会議などで教育の内容及び方法の改善に活かしていく必要がある。



## 第6章 入学者選抜等

### 1 基準ごとの分析

#### 6-1 入学者受入

##### 基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

##### 1. アドミッション・ポリシーの設定

本研究科では、教育の理念及び目標に基づいて、以下のようなアドミッション・ポリシーを設定している。

- ① 「地域におけるリーガルサービスの拡充に貢献する意欲を持つと同時に、地域社会において生起する様々な法的問題を発見し、それを理論的に分析する能力（問題発見能力）を有する者」を入学者として求める。
- ② 大学において実定法学を履修した者だけでなく、他の学問分野を履修した者または社会人としての経験を有する者を広く受け入れ（入学者の概ね3分の1以上となることを目途とする）、多面的な視点で問題を考察できる法曹の養成を図る。

##### 2. アドミッション・ポリシーの公表

こうしたアドミッション・ポリシーは、教育の理念、入学者選抜方法等とともに、「求める学生像等」として学生募集要項に明示している（資料6-1-1-A）。また、本研究科のウェブサイト及びパンフレットにも記載し、事前に周知するよう努めている。さらに、東京都と新潟市で開催される入試説明会においても、アドミッション・ポリシーの説明を行っている。

#### 資料6-1-1-A 学生募集要項

新潟大学大学院実務法学研究科（法科大学院）専門職学位課程学生募集要項（抜粋）

##### 1 基本的な考え方

###### (1) 基本理念

新潟大学大学院実務法学研究科（以下「本研究科」といいます。）は、21世紀の司法を支えるのに相応しい能力・資質を備えた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供でき、地域住民の信頼と期待に応えうる」法曹を養成するための高度専門教育を行うことを基本理念としています。

###### (2) 求める学生像等

- ① この基本理念を踏まえて、本研究科は、「地域におけるリーガルサービスの拡充に貢献する意欲を持つと同時に、地域社会において生起する様々な法的問題を発見し、それを理論的に分析する能力（問題発見能力）を有する者」を入学者として求めます。

- ② また、大学において実定法学を履修した者だけでなく、他の学問分野を履修した者又は社会人としての経験を有する者を広く受入れ（入学者の概ね3分の1以上となることを目途とします。）、多面的な視点で問題を考察できる法曹の養成を図ります。
- ・ 他の学問分野を履修した者とは、法学部（法学部以外の学部が設置する法学科を含みます。）以外の学部を卒業した者をいいます。
  - ・ 社会人とは、全日制の大学、大学院又は専門学校等の学生でない者で、2年以上の社会経験（ボランティアや主婦を含みます。）を有する22歳以上のものをいいます。

(3) 入学試験の基本的構想

- ① 本研究科の入学試験においては、法学未修者・既修者の区別なく、適性試験管理委員会の実施する「法科大学院全国統一適性試験」及び本研究科の実施する個別試験によって入学者を決定します。個別試験は、小論文、面接及び出願書類の審査からなり、小論文においては、法学の専門的知識の有無は問わないものとし、面接及び書類審査において、社会人としての経験その他の多様な能力が考慮されるようにします。
- ② 「本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」といいます。）」については、在学期間について1年を超えない範囲で本研究科が認める期間在学したものとみなします。また、単位について36単位を超えない範囲で本研究科が定める単位を修得したものとみなします。
- そのため、上記認定を希望する者に対し法学既修者認定試験を実施します。  
なお、法学既修者認定試験の合格者の定員は、特に定めておりません。

（出典：『新潟大学大学院実務法学研究科学生募集要項平成24年度A日程・B日程』1頁）

### 3. 入学志願者への情報提供

入学志願者に対しては、アドミッション・ポリシーとともに、教育課程及び教育方法などの必要な情報を、主として研究科ウェブサイト上の「入学試験について」のページのほか、資料6-1-1-Bに示す方法によって周知している。【解釈指針6-1-1-1】

資料6-1-1-B 情報提供の方法

	研究科パンフレット	募集要項	年次報告書
設置者			○
教育の理念及び目標	○	○	○
教育上の基本組織			○
教員組織	○		○
収容定員及び在籍者数			○
入学者選抜		○	○
標準修業年限	○		○
教育課程及び教育方法	○		○
成績評価、進級及び課程の修了			○
学費及び奨学金等の学生支援制度	○	○	○
修了者の進路及び活動状況	○		○

（注） 「○」は各項目について、情報を掲載している媒体であることを示している。

（出典：学務資料）

**基準 6-1-2**

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6-1-2 に係る状況）

入学者受け入れに係る業務の当該年度の責任者として「入試総括」（教員 1 名）が指名され、教授会で承認されている。入試総括は、学務委員会の構成員となっている（資料 6-1-2-A）。

入試総括は、当該年度の入学試験問題の出題者（出題委員）及び採点者（採点委員）を指名し、出題委員、採点委員、入試総括、学務委員長から構成される「入試委員会」を設置する。入試委員会は、法学既修者認定試験を含め、出題内容の確認・点検、評価基準の確認、採点結果の点検を行っている（資料 6-1-2-B）。

資料 6-1-2-A 入試委員会委員名簿

番号	委員会名等	委員（24.4.1～）	備考
8	入試委員会	根森 健 丹羽 正夫 他	学務委員長 入試総括

（出典：平成 24 年度大学院実務法学研究科各種委員会委員一覧（抜粋））

資料 6-1-2-B 入試委員会の活動記録

平成 23 年度 入試	平成 22 年 10 月 7 日	研究科長室	小論文問題点検
	10 月 18 日	研究科長室	法学既修者試験問題点検（A 日程試験）
	11 月 9 日	研究科長室	法学既修者試験採点者会議（A 日程試験）
	平成 23 年 1 月 27 日	研究科長室	法学既修者試験問題点検（B 日程試験）
	2 月 8 日	研究科長室	法学既修者試験採点者会議（B 日程試験）
平成 24 年度 入試	平成 23 年 10 月 6 日	研究科長室	小論文問題点検
	10 月 19 日	研究科長室	法学既修者試験問題点検（A 日程試験）
	11 月 2 日	研究科長室	法学既修者試験採点者会議（A 日程試験）
	12 月 5 日	研究科長室	法学既修者試験問題点検（B 日程試験）
	12 月 21 日	研究科長室	法学既修者試験採点者会議（B 日程試験）

（出典：学務資料）

**基準 6-1-3**

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

## 1. 自校出身者への対応

本研究科の求める学生は「地域におけるリーガルサービスの拡充に貢献する意欲を持つと同時に、地域社会において生起する様々な法的問題を発見し、それを理論的に分析する能力（問題発見能力）を有する者」であり、このような学生であれば、いかなる出身校の学生であっても、公平に評価し選抜している。したがって、自校出身者に対して、例えば、優先枠を設けたり、入学試験において加点したりといった、入学者選抜における優遇措置は一切講じていない。【解釈指針 6-1-3-1】

なお、自校出身者の合格人数、割合は資料 6-1-3-A のとおりである。平成 23 年度までは、入学者のうち自校出身者の占める割合が年度ごとに高まってきたが、その原因として、受験者に占める自校出身者の割合が年ごとに高まっていることのほか、首都圏の大学出身の受験者数が年々減少していることなどが考えられる。ただし、平成 24 年度は入学者のうち自校出身者の占める割合は平成 23 年度に比べ減少した。

資料 6-1-3-A 自校出身者の割合

	受験者数 (A)	受験者のうち 自校出身者数 (B)	B/A	合格者数 (C)	合格者のうち 自校出身者数 (D)	D/C
平成20年度	148名	18名	12.2%	90名	10名	11.1%
平成21年度	121名	20名	16.5%	66名	11名	16.7%
平成22年度	66名	16名	24.2%	36名	13名	36.1%
平成23年度	73名	27名	37.0%	36名	17名	47.2%
平成24年度	25名	5名	20.0%	14名	4名	28.6%

※平成 21 年度以降の人数は延べ人数 (出典：学務資料)

## 2. 入学者に対する寄附等の募集

入学者に対して寄附等の募集は行っていない。【解釈指針 6-1-3-1】

## 3. 身体に障害のある受験生への対応

身体に障害のある受験生に対しては、入学志願の段階で事前相談を行い(資料 6-1-3-B)、身体に障害のある受験者が受験する場合に備え、予め試験場へのルートを確保するなどの配慮を行えるようにしている。

なお、これまでに具体的な措置を講じるには至っていない。【解釈指針 6-1-3-1】

資料6-1-3-B 学生募集要項

**12 障害を有する入学志願者の事前相談**

障害等を有する入学志願者は、受験上及び修学上特別な配慮を必要とすることがありますので、次により本研究科と相談してください。必要な場合は、志願者及び関係者等と面談を行います。

なお、相談の期限後に、受験上及び修学上特別な配慮を必要とすることとなった者等は、次の「(3) 連絡先・申請書請求先」に問い合わせてください。

(出典：『新潟大学大学院実務法学研究科学生募集要項平成24年度A日程・B日程』10頁)

**基準6-1-4：重点基準**

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

1. 本研究科では、以下の基準により入学者の適性及び能力等を評価している。【解釈指針6-1-4-1】

- ① 受験者の適性（基礎的判断力・思考力など）を測る基準として法科大学院全国統一適性試験（第1部～第3部）を課し、配点のうち1/3である100点としている。
- ② 入学者の分析力・論理的思考力・表現力を測るものとして、小論文試験による評価を行っている。本研究科の小論文問題については、複数の問題作成者（出題委員）により協議を重ね、受験者の上記能力を客観的に測る適切な出題に努めている。また、採点においては、各答案を複数の採点委員が評価し、その合計点を試験成績とすることで客観的な評価に努めている。配点は80点である。
- ③ 入学者の学修意欲や人物・適性を測り、アドミッション・ポリシーを確認するため、面接及び書類審査を行っている。1名の受験者に対して複数の教員で評価し、合計点を試験成績としている。学修意欲、適性及び多様なバックグラウンドを勘案する意図から、高い配点（120点）としている。

なお、平成24年度第2次募集においては、A・B日程とは異なる多様な入学者を受け入れられるよう、小論文試験を課さず、適性試験、面接及び書類審査によって選抜を行った。適性試験では基礎的判断力・思考力を確認し、面接及び書類審査では人物及び学習意欲の面での適性を重視するとともに、論理的思考力・表現力等も併せて確認した。配点は以下のとおりである。

適性試験成績	:	100点
面接・書類審査	:	120点
(合計	:	220点満点)

また、平成17年度から、毎年1～2回実施している入学試験制度に関するFDにおいて、入学試験の成績と入学後の学業成績との相関に関し調査・検討を行い、その成果は、翌年以降の入学者選抜試験の配点の見直しなど実施方法の改善となって現れている。

2. 本研究科では、平成24年度入学者選抜試験から、適性試験について入学最低基準点を導入した。入学最低基準点は、学生募集要項に明記して、周知を図っている（資料6-1-4-A）。入学最低基準点は、出願資格ではないため、これを満たさない者が出願しても、出願は受理するが、受験の結果がいかなるものであっても入学を許可しないという対応をとることになる。なお、平成24年度に実施した、A日程・B日程・第2次募集のいずれの入学試験においても、入学最低基準点を満たさない出願者はいなかった。【解釈指針6-1-4-2】

資料 6-1-4-A 学生募集要項

4 入学者の選抜方法等

(3) 法科大学院適性試験の評価方法等について

法科大学院適性試験の成績は、「2011年法科大学院全国統一適性試験」のスコア（総合得点）を本研究科において100点満点に換算したものとします（小数点以下第2位を四捨五入します。）。なお、本研究科において評価の対象となるのは、第1部から第3部の成績です。第4部は評価の対象となりませんので、提出する必要はありません。

法科大学院適性試験の成績について、合格に必要な最低基準点（以下、適性基準点といいます。）を設定します。適性基準点は以下のとおりです。

適性基準点	49点
-------	-----

（素点（スコア）では147点にあたります。）

（出典：『新潟大学大学院実務法学研究科学生募集要項平成24年度A日程・B日程』3頁）

**基準 6-1-5**

**入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。**

(基準 6-1-5 に係る状況)

本研究科では、入学者選抜にあたり、多様な知識または経験を有する者を入学させるために、次のような基本的構想のもとに入学試験を実施している。

まず、本研究科では、「法学未修者」と「法学既修者」との区別なく、「法科大学院全国統一適性試験」(平成 24 年度入試から)及び本研究科の実施する個別試験によって入学者を決定する。個別試験は、小論文、面接及び出願書類の審査からなる。

小論文においては、法学の専門的知識の有無は問わない問題を出題している。

また、面接及び書類審査を次のとおり実施している。

- ① 実務経験を持たない大学等の在学者等について、書類審査を行うにあたり、履歴書、志願理由書に加え、任意提出書類としている語学能力を証明する書類、大学院における成績証明書等、履歴事項に関する資料(志願票及び履歴書に記載した事項のうち、学歴に関連して顕著な業績を上げたとして学校から表彰等をされたことのある者は、その事実又は内容を証明する書類の写し)に基づき、多様な学識、課外活動等の実績等、その能力が考慮されるよう特に配慮して総合評価を行っている。

面接においても、前記資料を参酌しながら質問し、法学部以外の学部出身の経歴その他の多様な能力が考慮されるよう配慮して総合評価を行っている。

- ② 実務等の経験を有する者についても、書類審査にあたっては、履歴書、志願理由書、任意提出書類(履歴事項に関する資料については、「志願票及び履歴書に記載した事項のうち、学歴・職歴に関連して顕著な業績をあげたとして学校や企業等から表彰等をされたことのある者は、その事実又は内容を証明する書類の写し」としている。)に基づき、社会人としての多様な実務・社会経験、その他の多様な能力が考慮されるよう特に配慮して総合評価を行っている。

面接においても、前記資料を参酌しながら質問し、社会人としての経験その他の多様な能力が考慮されるよう配慮して総合評価を行っている。

なお、多様な知識または経験を有する者を受け入れるため、本研究科では社会人を「全日制の大学、大学院又は専門学校等の学生でない者で、2年以上の社会経験(ボランティアや主婦を含む)を有する22歳以上のものを意味する」と定義し、ボランティアや主婦の経験についても、人物の能力を総合判断する素材として取り扱うようにしている。

**【解釈指針 6-1-5-1】**

以上の点については、学生募集要項に記載している(資料 6-1-5-A)ほか、ホームページや入試説明会において公表し、広く志願者を募っている。

なお、入学者選抜にあたっては、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者、または実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるように努めている。【解釈指針 6-1-5-1】



資料 6-1-5-A 学生募集要項

新潟大学大学院実務法学研究科（法科大学院）専門職学位課程学生募集要項（抜粋）	
1 基本的な考え方	
(2) 求める学生像等	
② また、大学において実定法学を履修した者だけでなく、他の学問分野を履修した者又は社会人としての経験を有する者を広く受入れ（入学者の概ね3分の1以上となることを目途とします。）、多面的な視点で問題を考察できる法曹の養成を図ります。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の学問分野を履修した者とは、法学部（法学部以外の学部が設置する法学科を含みます。）以外の学部を卒業した者をいいます。</li> <li>・ 社会人とは、全日制の大学、大学院又は専門学校等の学生でない者で、2年以上の社会経験（ボランティアや主婦を含みます。）を有する22歳以上のものをいいます。</li> </ul>	
(3) 入学試験の基本的構想	
① 本研究科の入学試験においては、法学未修者・既修者の区別なく、適性試験管理委員会の実施する「法科大学院全国統一適性試験」及び本研究科の実施する個別試験により入学者を決定します。個別試験は、小論文、面接及び出願書類の審査からなり、小論文においては、法学の専門的知識の有無は問わないものとし、面接及び履歴書・志願理由書等の書類審査において、学業成績、多様な学識、課外活動等の実績、社会人としての多様な実務・社会経験、その他の多様な能力が考慮されるようにします。	
(中略)	
4 入学者の選抜方法等	
(1) 入学者の選抜方法	
志願者全員に個別試験（小論文、面接及び書類審査）を行い、法科大学院適性試験及び個別試験の結果を総合して合格者を決定します。	
面接及び書類審査は、面接内容及び出願書類を総合的に審査して評価します。ただし、任意による提出書類のうち「入学者選抜試験」（法科大学院適性試験と個別試験をあわせて、以下本要項ではこういいます。）において評価の参考資料となりうるものは、語学能力を証明する書類、大学院における成績証明書等及び履歴事項に関する資料です。希望者に対して実施する「法学既修者認定試験」において評価の参考資料となりうるものは、旧司法試験短答式試験結果、法学検定試験結果及び法学既修者試験成績です。	
(中略)	
6 出願手続	
(3) 任意による提出書類（提出は任意ですので、これらの書類を提出しなかったことで不利益となることはありません。）	
① 入学者選抜試験において資料となるもの	
書類名等	摘 要
1 語学能力を証明する書類	TOEFL, TOEIC, IELTS 等の外国語の能力に関する証明書。
2 大学院における成績証明書等	大学院を修了した者は、例えばその成績証明書。
3 履歴事項に関する資料	志願票及び履歴書に記載した事項のうち、学歴・職歴に関連して顕著な業績をあげたとして学校や企業から表彰等をされたことのある者は、その事実又は内容を証明する書類の写し。 ※ただし、提出する際はA4の用紙（両面印刷可）で2枚以内に収めること。

（出典：『新潟大学大学院実務法学研究科学生募集要項平成24年度（A日程・B日程）』1～6頁）

全入学者に占める法学以外の学問分野を履修した者または社会人経験者の割合は、資料 6-1-5-B のとおりである。

なお、近年、法学以外の学問分野を履修した者または社会人経験者の志願者が全国的に漸減傾向にあり、本研究科においても同様の状況にあるが、広報活動を積極的に展開し、法学以外の学問分野を履修した者または社会人経験者の志願者増に努めている。

資料 6-1-5-B 社会人経験者又は他学部出身者数の推移

	志願者	受験者	合格者	入学者
平成 20 年度	68 (42.0%)	60 (40.5%)	31 (34.4%)	16 (35.6%)
平成 21 年度	52 (40.0%)	48 (39.7%)	25 (37.9%)	11 (37.9%)
平成 22 年度	26 (36.6%)	23 (34.8%)	12 (33.3%)	6 (27.3%)
平成 23 年度	27 (32.5%)	23 (31.5%)	9 (25.0%)	6 (23.1%)
平成 24 年度	4 (13.3%)	4 (16.0%)	2 (14.3%)	0 (0.0%)

( ) 内は、総数に対する割合を示す。

(出典：学務資料)

## 6-2 収容定員及び在籍者数等

## 基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準6-2-1に係る状況)

本研究科の収容定員は105名であり、平成24年5月1日現在の在籍者数は、69名(休学者17名を含む)である(資料6-2-1-A)。本研究科では、平成18年度以来、入学者数が定員を下回っていることもあり(資料6-2-2-A)、在籍者数が収容定員を上回ったことはない。【解釈指針6-2-1-1】

資料6-2-1-A 年度ごとの在籍学生数及び休学・退学者数

		1年次生			2年次生			3年次生			合計		
		未修者	既修者	計	未修者	既修者	計	未修者	既修者	計	未修者	既修者	計
平成 20 年度	在籍者	58 (9)		58 (9)	54 (3)	5	59 (3)	59 (2)		59 (2)	171 (14)	5	176 (14)
	休学者	9		9	4		4	2		2	15		15
	退学者	5		5	2		2				7		7
平成 21 年度	在籍者	35 (6)	1	36 (6)	50 (2)		50 (2)	50 (2)		50 (2)	135 (10)	1	136 (10)
	休学者	6		6	8		8	2		2	16		16
	退学者	7		7	2		2				9		9
平成 22 年度	在籍者	25 (2)		25 (2)	35 (4)	1	36 (4)	42 (2)		42 (2)	102 (8)	1	103 (8)
	休学者	2		2	6		6	2		2	10		10
	退学者	1		1	6		6				7		7
平成 23 年度	在籍者	33	1	34	29 (9)		29 (9)	28 (2)		28 (2)	90 (11)	1	91 (11)
	休学者	3		3	14		14	3		3	20		20
	退学者				2		2	1		1	3		3
平成 24 年度	在籍者	13 (6)		13 (6)	33 (7)	1	34 (7)	22 (4)		22 (4)	68 (17)	1	69 (17)
	休学者												
	退学者												

※在籍者数は当該年度の5月1日現在の数。( )は5月1日現在の休学者数(内数)。

※休学者、退学者欄は、当該年度における人数。

(出典：学務資料)

**基準 6-2-2**

**入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。**

(基準 6-2-2 に係る状況)

本研究科では、入学者数が定員数を割り込む状況は、平成 18 年度入学生から続いており、次のように対応してきた。

- ① 入学者受け入れにおいて、所定の入学定員と乖離しないよう努めているが、平成 20 年度は定員 60 名に対し入学者は 45 名 (75%)、平成 21 年度は定員 60 名に対し入学者は 29 名 (48.3%) に減少した。このことを受けて、入学定員を見直し、平成 22 年度から 35 名に変更した。
- ② 平成 22 年度以降の入学者は、平成 22 年度が 22 名であったが、平成 23 年度には 26 名となり一時回復したが、平成 24 年度は激減し、入学者は 5 名という状況になった。

資料 6-2-2-A 入学者選抜状況

入学年度	入学定員	出願者数	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争倍率 (a/b)	入学者数
平成 16 年度	60 名	380	299	97	3.08	62
平成 17 年度		273	260	120	2.17	60
平成 18 年度		200	177	109	1.62	57
平成 19 年度		236	216	89	2.43	53
平成 20 年度		162	148	90	1.64	45
平成 21 年度		130	121	66	1.83	29
平成 22 年度	35 名	71	66	36	1.83	22
平成 23 年度		83	73	36	2.03	26
平成 24 年度		30	25	14	1.79	5

(出典：学務資料)

**基準6-2-3：重点基準**

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準6-2-3に係る状況)

1. 基準6-2-2のとおり、入学者数の減少に伴う在学者数の減少、競争倍率が2倍を下回る状況への対応として、平成22年度に入学定員の見直し(60名から35名へ)を行った。
2. 競争倍率の確保への対応を検討し、受験機会の増加を図る入試方法改善策として、平成23年度入試から入学定員を二分しA日程・B日程として年2回入学者選抜を行うようにした。それによって、平成23年度入学試験では競争倍率2倍を確保した。【解釈指針6-2-3-1】  
さらに、競争倍率の確保のため志願者増を図る対策として、以下の取組を行っている。
  - ・ 東京・新潟で本研究科が独自に主催する説明会(新潟大学法科大学院説明会)の実施
  - ・ 予備校主催の法科大学院説明会への参加
  - ・ 法科大学院受験者の掘り起こしのため、①新潟大学の法学部生を対象にした裁判傍聴の実施、②東北地方の大学(青森中央学院大学、弘前大学、ノースアジア大学、岩手大学、山形大学、福島大学)を対象とした法科大学院の説明会の実施
3. 本研究科では、司法試験合格状況を勘案して、入学者の学業成績と入学試験の成績との関係を経年的に調査し、それを踏まえて、平成24年度入学試験より入学試験の合格に必要な法科大学院適性試験成績の最低基準点を導入することとした。これは、入学者選抜試験における一定の競争倍率を確保することを困難にするが、他方で、入学者の質を確保し、入学者が法科大学院での教育で十分な成果を得られるようにするための必要な措置として採用したものである。

上記のように入学者を増加させる努力を行ってきたが、平成24年度入学試験においては、志願者が前年度より64.7%減少し、入学者も5名にとどまるという深刻な状況を迎えた。そのため、根本的には本研究科の教育内容をさらに向上させるための措置を講ずるとともに、入試方法の改善にも直ちに着手した。具体的には、平成25年度入試から、B日程試験では個別選抜試験の小論文に代えて法科大学院適性試験の第4部を採点対象とするなど新しい方式を採用することとした。また、法科大学院全体としては法学既修者として入学する者が多いことに鑑み、法学既修者の入学試験制度を変更することで、法学既修者として入学を希望する者が受験しやすい仕組みに見直す予定である。

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

該当なし。

### (2) 課題等

入学者選抜に当たって、「法科大学院全国統一適性試験」（平成24年度入試から）及び本研究科の実施する個別試験（小論文、面接及び出願書類の審査）によって入学者を決定するが、小論文においては、法学の専門的知識の有無は問わない問題を出題し、面接及び書類審査では、多様な学識、社会人としての多様な実務・社会経験その他の多様な能力が考慮されるよう配慮して総合評価を行うなどして、多様な知識または経験を有する者を入学させるよう努めているが、結果として実を結んでいない。また、そもそも、志願者及び入学者の増加を図る必要があり、これまで広報活動や入試制度の改革を行ってきたが、これらの改革は今後もさらに継続する必要がある。

## 第7章 学生の支援体制

## 1 基準ごとの分析

## 7-1 学習支援

## 基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

## 1. 学年別新年度履修ガイダンスの実施

本研究科では、在学生在が課程の履修を適切に行えるように、各年度の初めに、新入生、進級生さらに原級生について、それぞれ学年別に学生便覧やその他の各種資料を配付して履修ガイダンスを行っている(資料7-1-1-A)。その概要は以下のとおりである。【解釈指針7-1-1-1】 【解釈指針7-1-1-2】

資料7-1-1-A 平成24年度大学院実務法学研究科ガイダンス関係日程

日付	時間	内容	対象者	場所
4月2日(月)	10時 10時20分	入学者受付 新入生ガイダンス①	新入生	第2講義室
4月3日(火)	8時30分	導入授業①	新入生	第2講義室
4月4日(水)	8時30分	導入授業②	新入生	第2講義室
4月5日(木)	9時 14時	新入生ガイダンス② 入学式	新入生	第2講義室 朱鷺メッセ
4月6日(金)	10時 11時 15時 16時30分	新2年生ガイダンス 新3年生ガイダンス 日本学生支援機構奨学金説明会 授業料免除説明会	新2年生 新3年生 全学年次学生 新入生	第2講義室 第2講義室 総合教育研究棟 E260 総合教育研究棟 E260
4月9日(月)	10時 11時 13時	原級1年生ガイダンス 原級2年生ガイダンス 原級3年生ガイダンス	原級1年生 原級2年生 原級3年生	第2講義室 第2講義室 第2講義室
4月11日(水) 第1学期授業開始				

(出典：学務資料)

## (1) 新1年次生への入学前・入学時の各種履修ガイダンスの実施

新入学生に対しては、入学前後にわたり徹底したガイダンスを実施している。

## 1) 入学前ガイダンスの実施

入学予定者を対象とした入学前ガイダンスとして、東京都内と新潟市を会場に、①教育理念・目的、②履修、③学習環境、④入学前の準備についてガイダンスを行っている(資料7-1-1-B)。その際に、「未修・既修1年次前期開講必修科目教科書一覧」とともに、「担当教員の推薦図書」という資料も配付している。これは、法曹志望の入学前の学生に対して受講前に予め読んでおいてほしい書籍や在学中に読んでほしい書籍を、前期に開講

する必修科目の各担当教員にピックアップしてもらい、コメントを付けてもらったものである。法科大学院の講義内容をスムーズに理解することができるように、また、法曹志願のモチベーションを高めてもらうようにという配慮に基づいて実施されている。

## 資料7-1-1-B 入学予定者ガイダンス

**新潟大学大学院実務法学研究科（法科大学院：NLS）  
入学前ガイダンス・プログラム 2012**

- ◆新潟会場：2012年2月19日（日）午後2時 新大 人文社会科学系A棟 5階第2講義室  
◆東京会場：2012年2月25日（土）午後2時 キャンパス・イノベーションセンター東京2階

1. ようこそ NLS へ --- 私たちの教育理念・目的と養成する法曹像
2. 2012年度の授業暦と新学期のスケジュール
3. 入学までにしておいてもらうこと：しっかりと学習を進めていくために
  - ① TKC 教育支援システム（ロー・ライブラリー）用 USB 購入手続き
  - ② 学生教育研究災害傷害保険などへの加入手続き
4. NLS でどう学ぶか：カリキュラムの編成・特徴と概要（履修要件など）
5. 入学までの過ごし方・事前学習
6. 質疑応答

※午後3時30分終了予定

（出典：学務資料）

## 2) 入学後：新1年次生ガイダンスの実施

新入学生に対する入学時ガイダンスにおいては、①教育理念・目的、②履修内容・方法・手続、③学習方法・環境、④教育支援システムの利用方法、⑤奨学金、⑥個人情報保護、⑦法情報調査、⑧教員紹介、⑨アドバイザー制度についてのガイダンスを2日間にわたり実施している（資料7-1-1-C1、資料7-1-1-C2）。

なお、本研究科においては、「法学既修者」としての認定を受けた新入学生に対しては、新入学生全体ガイダンスの後、さらに選択科目の履修とコア・カリキュラムの意義、リーガルクリニックを中心とした個別ガイダンスを実施することになっている。

## 資料7-1-1-C1 1年次生ガイダンス（第1回）

2012年度 新潟大学 LS 新入生ガイダンス資料

2012年4月2日・5日 第2講義室

【第1日目】4月2日 10時20分～12時00分

- I. 研究科長挨拶
  - 私たちの教育理念・目的と養成する法曹像
  - 本法科大学院でどう学ぶか：LSでの学習と司法試験
- II. 教員自己紹介（Part 1）
- III. 学務関係ガイダンス
  1. 年間スケジュールの確認
  2. 進級要件と修了要件 ☞学生便覧5頁
 (1)未修1年次から2年次への進級要件



- ・1年次に指定された必修科目36単位を取得していること。
  - (2) 修了要件
    - ・3年以上在学、かつ102単位以上（必修科目82単位、選択必修科目8単位、選択科目12単位以上）修得必要
    - ・選択必修科目（8単位）の修得について
    - ・その他に：「基礎法学・隣接科目」（8単位）の修得について
  - 3. コア・カリキュラム ☞学生便覧7頁
    - ・学生の進路設計に資することを目的として、コア・カリキュラム制度を採用。
  - 4 履修登録の方法
    - (1) 履修登録 ☞学生便覧21頁
    - (2) 履修登録単位数の上限（「CAP制」）☞学生便覧10頁
      - 1年次・3年次 1年間40単位（集中講義含む）
      - 2年次 1年間36単位（集中講義含む）
  - 5. 授業
    - (1) レジュメの入手・授業に関する各種連絡
      - ・予復習の指示・レジュメ・課題の配付等については「TKC教育支援システム」を利用 ☞学生便覧49頁以下
- 新入生向けTKCガイダンス 4月2日 14:00～（予定：第2講義室）  
TKC教育支援システムのID・パスワードの配布、利用方法等の説明
- (2) 授業時間割 ☞別紙時間割
  - (3) 座席指定
  - (4) 授業出席 → 6(1)②参照
6. 成績評価・単位取得 ☞学生便覧11頁以下
  - (1) 成績評価
    - ① 成績評価方法・基準
    - ② 授業の出席と成績評価との関係 ☞学生便覧10頁
      - ・授業への出席が3分の2未満の場合には学期末試験を受験できない。
      - ・授業への出席が5分の4未満の場合には評点から20%を減じた点数が最終評価となる。
  - (2) 学期末試験
    - ① 試験期間 第1学期期末試験の期間は原則7月31日(火)～8月7日(火)。
    - ② 受験上の注意 ☞学生便覧10頁以下。
  - (3) 追試験 ☞学生便覧10頁以下
  - (4) 再試験 ☞学生便覧11頁
    - ① 申請資格 1年次から2年次への進級 不足単位6単位以下  
2年次から3年次への進級 不足単位4単位以下  
修了 不足単位4単位以下
    - ② 実施時期 第1学期開講科目も再試験については年度末に実施
    - ③ 評点 最高60点。
  - (5) 異議申立て制度
  - (6) GPA制 ☞学生便覧11頁以下
7. 学生授業評価アンケートについて
  - ① 中間授業評価アンケート 第6回目授業時あたりに実施
  - ② 期末授業評価アンケート 前期・後期の授業終了時に実施
  - \* 授業評価アンケートの結果は、各研究室およびローライブラリで閲覧可能。
8. 施設利用について
  - (1) 研究室の利用 研究室の部屋割りは別紙のとおり
  - (2) 入退校について ☞学生便覧57頁以下
  - (3) ローライブラリ・法学部資料室の利用
    - ① ローライブラリ（A棟4階）
    - ② 法学部資料室（B棟2階）
- 新入生向け法学部資料室ガイダンス  
4月6日（金）（法学部資料室[243室]集合） 11:00～11:30
- (4) 教室（講義室）・演習室の利用
    - ・グループディスカッション等は研究室ではなく教室・学生談話室等を利用。
    - ・教室の予約
9. 教員への質問・相談 ☞学生便覧8頁以下
  - (1) オフィスアワー ☞別紙「オフィスアワー一覧」
  - (2) アドバイザー ☞別紙「新1年生アドバイザー一覧」
  - (3) アカデミック・アドバイザー

新潟県弁護士会との協力により、本法科大学院出身弁護士等が、学習方法・内容について相談に応じる。定期的に一定時間常駐。予約は原則として不要。

○場所 A棟209室(第3FD準備室)＝A棟2階エレベーター前

○日時 毎週一定の曜日(年末年始祝祭日等を除く) 19時～21時(予定)

(4) 学務委員会

ほぼ毎月、「学務委員と学生の懇談会」を開催。TKCで開催のお知らせ。

10. 実務法学研究科学務係 ☞学生便覧 53頁以下

・大学院学務係からの連絡方法 ①TKC上の「お知らせ」欄 ②1階掲示板

11. 授業料・奨学金・休退学等の届出について →次回さらに

(1) 授業料免除制度 ☞学生便覧 51頁

授業料免除制度に関する説明会 4月6日(金) 16:30 総合教育研究棟 E260

(2) 学生支援機構奨学金 ☞学生便覧 52頁

学生支援機構奨学金説明会 4月6日(金) 15:00 (全学年) 総合教育研究棟 E260

(3) 新潟大学法科大学院独自の奨学金 ☞学生便覧 52頁

【新潟大学法科大学院後援会による奨学金について】

■ 新入生に対する奨学金の貸与にあたっては第1学期開講科目の成績を基準に判断します。

■ 申請時期は8月を予定しています。

■ 募集時期等、詳細については追ってTKC上に掲示します。

12. 個人情報保護について ☞学生便覧 63頁以下

13. 司法試験について ☞学生便覧 67頁以下 ☞法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/>)

14. 新潟大学法学会について ☞学生便覧 59頁以下

(出典：学務資料)

資料 7-1-1-02 1年次生ガイダンス (第2回)

2012年度 新潟大学 LS 新入生ガイダンス

【第2日目】4月5日 9:00～ 第2講義室

1. 学生主催の新入生歓迎会(4/20)のご案内 …… 2年生幹事2名による説明

2. 教員スタッフの自己紹介(Part 2)

3. 奨学金制度等の説明

① 日本学生支援機構説明会 → 4/6 15時 総合教育研究棟 E260

② 新潟大学授業料免除説明会 → 4/6 16時30分 総合教育研究棟 E260

③ 新潟大学大学院実務法学研究科奨学金制度(NLS独自のもの)

☞ 学生便覧 52頁+ガイダンス資料レジュメ 8頁

☞ 別途本日配付の昨年度の募集要領 教訓：7月になったら、TKCの「お知らせ」欄

④ 新潟大学修学支援貸与金制度 ☞別途本日配付の昨年度の募集要領

⑤ 日本証券奨学財団奨学生制度 ☞2日配付の配付資料No.18

\* 申請は、4/10(火)学務係窓口へ必要書類提出(出身大学の成績証明書も要)

4. 「安全な学生生活を送るために」の説明 ☞配付資料No.29(但し、本日配付)

5. その他+Q&A

(出典：学務資料)

3) 法学未修者への配慮：導入授業の実施

法学未修者には、新学期の法律基本科目の学習に効果的に臨めるように配慮して、新入生ガイダンスと連続した日程(平成24年度は2日間の新入生ガイダンスの間)で導入授業を実施している。

平成24年度は憲法・民法・刑法の導入授業を実施し、憲法及び刑法において各1時限分(90分)、民法においては学習すべき分野が広いことを考慮して連続で2時限分(合計で180分)行った。導入授業では、当該基本科目の概要、本研究科のカリキュラム上の位置付けと授業の進め方、当該基本科目の学習方法などについて担当教員が説明・講

義を行っている（資料7-1-1-D）。【解釈指針7-1-1-2】

資料7-1-1-D 平成24年度の導入授業内容の例

2012年導入講義—民法

2012年4月4日  
新潟大学大学院実務法学研究科  
担当：橋口祐介

◎ 注意 ◎

- ・説明の都合上、レジュメの次頁以降は「一緒に」見ていくこと。
- ・まずは、次の文章を読んで、何についての文章なのかを考えてみることに。

その手順はまったく簡単です。まず、ものをいくつかの山に分けます。もちろん、ひとまとめにしても良いのですが、それは全体の量によります。もし設備がないためにほかのところに行かなければならないときは、それが次の段階になります。そうでなければ、だいたい用意ができたことになります。重要なのは、一度にたくさんやりすぎないことです。一度にたくさんやりすぎるよりは、少なすぎる方がまだましです。その重要性はすぐには分からないかもしれませんが、そうしないと面倒なことになりやすいのです。その上、失敗は高くつきます。最初は、このような手順は複雑に思えるかもしれませんが、それはすぐに生活の一部になってしまうでしょう。少なくとも当分は、この仕事の必要性がなくなるとは思えませんが、こればかりは分かりません。以上の手順がすべて終われば、ものをまたいくつかの山に分けて整理します。それから、それを適当な場所にしまえます。それらはもう一度使われて、またこの全サイクルが繰り返されることになるのです。ともかく、それは生活の一部なのです。

もくじ

- I. 本日の講義の目的
- II. 学習内容のイメージ
  - II-1. 民法の位置づけ
  - II-2. 民法の内容—体系的理解
  - II-3. 民法の内容—「how to本」的な理解
- III. 学習方法のイメージ
  - III-1. 新潟大学法科大学院の民法カリキュラム
  - III-2. 民法では何が問題になるのか
  - III-3. 学習の指針
- IV. まとめ

I. 本日の講義の目的

◎具体的な「イメージ」を得ること

①：学習内容のイメージ

- ・民法とはどのような法律か？
- ・他の法分野とどのような関係にあるのか？
- ・民法の具体的な内容はどのようなものか？
- ・前期の学習内容はどのようなものか？

②：学習方法のイメージ

- ・新大ローで3年間、民法をどのように学んでいくのか？
- ・その過程でどのような技術・思考方法を学ぶ必要があるのか？
- ・そのためには、何に気をつければよいのか？
- ・解釈とは、大まかにいえばどのようなものか？

◎省略されがちな前提事項について「大まかに」確認しておく

◎民法系科目の講義にスムーズに入れるようにする

— 注 —

逆言えば、分かりやすさゆえにある程度の単純化は否めない  
三内容に不正確な面もあるが、講義本体では綿密な検討を行っているので、問題はない

II. 学習内容のイメージ

II-1. 民法の位置づけ

Case 1において、どのような法律問題が生じそうか。  
日常感覚からいくつか挙げてみよ。

## Case 1

Z社の新入社員Yは、会社の歓迎会でビールや酎ハイ等を大量に飲んだ。歓迎会の終了後、Yは会社の上司から「必ず電車あるいはタクシーで帰るように」と言われていたにもかかわらず、自分は酔っても安全に運転できると過信し、Z社の保有する自動車で自宅へと向かった。しかしその途上、酩酊状態により注意が散漫となっていたことが原因で、Yは歩行者Xを引いてしまい、Xに大怪我を負わせてしまった。Xはこの事故により、入院・治療費を200万円負担することとなり、また勤め先の給料6か月分、計180万円を得られなくなった。

## (1) 問題の整理—その1 誰と誰との法律関係か？

## ○国との関係

- ・人を負傷させた  
⇒危険運転致傷罪の成否が問題となる（刑法208条の2第1項）
- ・禁止された方法でバイクに乗った  
⇒公安委員会による運転免許取消しの可否が問題となる  
(道路交通法65条1項・103条1項)

## ○私人間の関係

- ・事故によりXは損害を負った  
⇒XのY/Zに対する損害賠償の可否が問題となる（民法709条・715条）

## (2) 問題の整理—その2 概念の整理

## ○公法と私法

- 公法**：個人と国との関係を規律する法  
**私法**：個人と個人との関係を規律する法

## ○特別法と一般法・基本法

- 特別法**：特別な場面を規律する法  
私法の特別法（具体例）  
会社法・消費者契約法・借地借家法・製造物責任法（PL法）

- 一般法・基本法**：一般的に問題となる、もっとも基本的な事項を定めた法

## (3) 民法とはどのような位置づけにある法か？

- ①私法の、②一般法・基本法である

（出典：平成24年度導入授業・民法のレジュメから）

## (2) 在学生（進級生・原級生）対象新年度ガイダンスの実施

本研究科では、在学生を対象としたガイダンスを、きめ細かく、進級学生の2年次生、3年次生、原級生（原級留置[留年]学生）の1年次生、2年次生、3年次生のそれぞれにつき別個に行っている。進級生へのガイダンスでは、①履修、特に選択科目の履修とコア・カリキュラムの意義、②リーガルクリニック、③学習方法・環境についてガイダンスを実施している（資料7-1-1-E1）。また、原級生へのガイダンスでは、本研究科では平成19年度と平成22年度に重要なカリキュラム改定を行ったので、対象各学生に適用されるカリキュラムに注意を払った上で、①再履修、②学習方法・環境についてガイダンスを実施している（資料7-1-1-E2）。

## 資料 7-1-1-E1 新2年次生ガイダンス

2012年度 新2年生ガイダンス 資料

4月6日(火)10時00分～ 第2講義室

- 1 はじめに：石崎研究科長からのお話
- 2 進級要件と修了要件 ☞学生便覧 5頁以下
  - (1) 1年次との違い
    - ① 選択必修科目が加わる。 ☞学生便覧 5・6頁
    - ② 演習科目が主となる。
    - ③ 特色ある科目として臨床法学教育（「リーガルクリニック」）開始
  - (2) 適用ルール：実務法学研究科規程 ☞学生便覧 5頁、75頁以下
  - (3) 修了要件・履修要件（＝進級要件）の確認 ☞学生便覧 5頁
    - ① 3年次への進級要件
    - ② 修了要件
  - (4) 必修科目 ☞学生便覧 5・6頁
  - (5) 選択必修科目 ☞学生便覧 5・6頁
    - ① 2年次の選択必修科目単位の扱い
    - ② 以下の組み合わせの各々から、いずれか1科目ずつを選択して履修し、選択必修科目を合計8単位履修することが必要 ☞学生便覧 6頁以下
    - ③ 「リーガルクリニックⅠ」の履修
      - ※ ガイダンスあり!!：必ず参加すること
      - 4月10日(火)2限(ただし、1時間程度で終了する予定) 第2講義室
  - (6) 選択科目 ☞学生便覧 7頁、13頁、27頁  
隔年開講科目に注意：次の科目は、次回開講年度は、2014年度になります。  
「ジェンダー論」「生命倫理学」「地域研究」「被害者学」「高齢者と法」「国際人権法」
- 3 授業 ☞別途配付「時間割」
  - ・今年度の時間割としては、選択科目を3・4時限に原則設定。
- 4 履修登録の方法
  - (1) 履修登録（履修申請）・開講番号は、☞学生便覧 13頁以下
    - ① 登録期間、登録確認、登録変更期間
      - ・今年度前期（第1学期）の履修登録期間は4月17日(火)まで。
      - ・第1学期履修登録の確認と登録変更期間
      - \* 第1学期履修登録の追加・取消は、4月18日(火曜日)～5月1日(火曜日)まで。
    - ② キャップ(CAP)制（履修科目登録の上限設定） ☞学生便覧 10頁
      - ・2年次は、上限が36単位と選択の余地が狭いので注意。
  - (2) 集中講義と履修登録
    - ① 登録期間・本年度の集中講義については、別に期間を設けて「履修申請」を受付。
    - ② キャップ(CAP)制との関係 →集中講義もキャップ制の対象となるので注意!
    - ③ 開講形式・スケジュールについて →開講前に追って告知する。  
\* 冬季集中科目「海外法曹事情」 漢陽大学またはインハ大学がホスト校になって対応。
- 5 成績評価・単位取得 ☞学生便覧 10頁以下
  - (1) 成績評価
    - ① 成績評価方法・基準の提示 ☞別途配付「成績評価のあり方等に関する申し合わせ」  
成績評価の方法・基準は担当教員から事前に提示。
    - ② 成績評価のため提出物
    - ③ 授業の出席と成績評価との関係
  - (2) 学期末試験
    - ① 試験期間 第1学期期末試験の期間は原則として7月31日(火)～8月7日(火)。
    - ② 受験上の注意 ☞学生便覧 10頁以下。
  - (3) 追試験 ☞学生便覧 10頁以下
  - (4) 再試験 ☞学生便覧 11頁  
・2年次から3年次への進級 不足単位4単位以下。 ※1年次とは違うので注意!
  - (5) 異議申立て制度 ☞別途配付「異議申立手続について」
  - (6) GPA制 ☞学生便覧 11頁以下
- 6 学生授業評価アンケートなどの授業改善の試みについて
  - \* 学生授業評価アンケート調査など
  - ① 中間授業評価アンケート 第6回目授業時あたりに実施
  - ② 期末授業評価アンケート
    - ・前期・後期の授業終了時に実施
  - ③ ほかに、「学習環境アンケート」も適宜実施。
- 7 教員への質問・相談 ☞学生便覧 8頁以下
  - ① オフィスアワー ☞今年度につき、別途配付の「オフィスアワー一覧表」
  - ② アドヴァイザー制度
  - ③ アカデミック・アドヴァイザー制度
    - 場所 A棟209室(第3FD準備室)＝A棟2階エレベーター前
    - 日時 毎週一定の曜日(年末年始祝祭日等を除く) 19時～21時(予定)
    - ※ 今年度の詳細は209号室の扉にある掲示板を見ること。
  - ④ 学務委員会
- 8 施設・備品関係

- (1) 研究室代表・副代表の選出について  
 (2) 研究室の使用法  
 (3) コピー・プリンタの使用  
 (4) 教室(講義室)・演習室の利用  
 (5) 法学部資料室・ローライブラリーの利用  
 ①利用時間について 法学部資料室の利用時間は従来通り  
 平日 9:00~12:30 13:30~17:00 18:00~21:00  
 ②利用マナーの厳守。  
 (6) TKC: 従来通り  
 (7) その他  
 9 個人情報保護について ☞便覧 63 頁以下  
 10 司法試験について☞学生便覧 67 頁以下(アップデートしました) ☞法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/>)

(出典:学務資料)

## 資料 7-1-1-E2 原級 2 年次生ガイダンス (一部)

## 2012 年度 原級 2 年生ガイダンス資料

4 月 9 日 (火) 11 時 00 分 ~ 第 2 講義室

- 1 はじめに:  
 学生便覧の「授業暦」も確かめながら、これからの法曹になる目標に向かっての自分なりの向こう 2 年間の「スケジュール(工程表)」をきちんと立て直し、その中にしっかりとこの 1 年間を位置づけること。
- 2 進級要件と修了要件 ☞学生便覧 5 頁以下  
 (1) 適用ルール: 実務法学研究科規程 ☞学生便覧 5 頁、75 頁以下  
 ・「別表(第 7 条[履修方法]・第 15 条[進級])」の改正あり ☞便覧 79 頁以下 開講学期区分を削除  
 (2) 履修要件(=進級要件)・修了要件の確認 ☞学生便覧 5 頁  
 ① 3 年次への進級要件  
 ② 修了要件  
 (3) 原級に当たっての履修に関する注意事項  
 ①原級留め置き(留年)にショックを受ける必要はない。最終目標に向かっての戦略を練り直したり、確認し直したりすること。  
 ②単位を取得できなかった科目を中心に実力固めを重視すること。  
 ③既に単位を取得した科目であっても再度、履修(再履修)が可能。  
 ④再履修した授業科目の GP が当該授業科目を最初に履修したときの GP を上回る場合は、再履修による GP を学期 GPA 及び蓄積 GPA の計算の対象とする。  
 ⑤選択科目についても、3 年次指定を除く選択科目を履修することが可能。その取得単位は、3 年次への進級要件や修了要件としてカウントされる。  
 ※ ただし②+③+⑤で 2 年次生の CAP の範囲内(36 単位まで)であること。  
 (4) 必修科目 ☞学生便覧 5・6 頁  
 ・学生便覧 6 頁「3」の表(全部 90 単位)の中から選択必修科目 8 単位を控除したもの  
 (5) 選択必修科目 ☞学生便覧 5・6 頁  
 ①2 年次の選択必修科目単位の扱い  
 ②選択必修科目を合計 8 単位履修することが必要 ☞学生便覧 6 頁以下  
 ③「リーガルクリニック I」(=LLI)の履修  
 ※ 「LLI」のガイダンスあり!! : 受講希望者は必ず参加すること  
 → 4 月 10 日(火) 2 限(ただし、1 時間程度で終了する予定) 第 2 講義室  
 (6) 選択科目 ☞学生便覧 7 頁、13 頁、27 頁  
 ・隔年開講科目に注意: 次の科目は、次回開講年度は、2014 年度になります。

※「3. 授業」以下は、新 2 年次生と同じなので省略 (出典:学務資料)

## 2. 学務委員会と学生との定例懇談会の実施

原則として毎月 1 回、「学務委員会」が学生との懇談会を開催し、勉学面及び生活面の問題点について意見交換を行い、履修指導を含む全般的な指導を行っている。

定例懇談会の内容例としては、各科目の教授内容・方法について、研究室、自習室、談話室、ローライブラリーの利用などに関する学習環境について等が挙げられる。

学務委員会では、学生の意見・要望等の種類に応じて、各科目の教授内容・方法に関する意見・要望を検討・実施し改善案を教授会、FD 会議へ提示し、または個々の教員に要望を伝える等、問題解決に努めている(基準 5-1-1 参照)。

平成 23 年度には、資料 7-1-1-F1 に記載のような質問・要望等が出され、学生談話室の開設、【法テラス】主催のエクスターンシップへの 2 名の希望学生の参加実現、民法基

礎演習Ⅰでの成績評価方法への学生の要望の反映、学生への課題出題の集中の回避への取り組みなどを行った（資料7-1-1-F2）。

また、率直な話ができるよう、懇談会とは別に、投書箱（仮称「My Opinion & Request」）を平成24年度に設置した（6月実施）。【解釈指針7-1-1-1】

資料7-1-1-F1 平成23年度定例懇談会開催状況

	開催日時（2011年）	開催場所	出席学務委員	参加学生数
第1回	4月28日（木）12:55-13:55	第2講義室	根森・渡辺	1名
	要望など：①未修2年生のCAP制の上限36単位の緩和、②ロー・スクール内に談話室の設置、③授業評価アンケート結果への教員コメントへ学生からの（再）応答			
第2回	5月27日（金）12:55-13:55	第1講義室	根森・渡辺	0名
第3回	7月7日（木）13:00-14:00	第2講義室	根森・橋口	2名
	質問・要望など：①法テラスのエクスターンシップへの参加 ②科目間の課題出題の重複の回避			
第4回	8月11日（木）12:30-13:25	第1講義室	根森・岩寄	1名
	要望など：①民法基礎演習Ⅰの成績評価の方法のシラバス記載との違い			
第5回	10月11日（火）12:55-13:55	第1講義室	根森・渡辺	0名
第6回	11月29日（火）12:55-13:55	第1講義室	根森・橋口・石崎	3名
	要望など：①来年度の時間割の編成について			

（出典：学務資料）

資料7-1-1-F2 定例懇談会の報告と開催の学生への告知の例

掲載日	2011/10/06
掲載者	根森 健
件名	2011年度第5回「学務委員会と学生との懇談会」開催のお知らせなど
内容	<p>2011年度第5回「学務委員会と学生との懇談会」開催のお知らせなど</p> <p>I. 2011年度第5回「学務委員会と学生との懇談会」開催のお知らせ            新学期も第2週目に入りました。皆さんからの履修登録申請科目に対する履修登録許可手続も今週末から解禁になるなど、いよいよ第2学期も本格的に稼働といったところです。そこで、下記の要領で、本年度第5回の「学務委員会と学生との懇談会」を開催したいと思いますので、ご都合のつく院生の方には、是非ご出席頂ければと思います。</p> <p style="text-align: right;">2011年10月6日 学務委員長・根森 健</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">2011年度第5回「学務委員会と学生との懇談会」            日時：2011年10月11日（火）3時限（12時55分～1時間ほどを予定）            場所：第1講義室</p> <p>II. 前回（第4回）の懇談会のご報告            前回（8/11開催）、学生側からは1年生1名の参加があり、岩寄学務委員と私とで懇談を行いました。当日、出された要望は、民法基礎演習Ⅰの成績評価の方法につき、シラバスで示されたものとその後提示されたものとに重大な齟齬があり、不利益変更にあたるのではないかとと思われるので、再考を要望するというものでした。そこで、担当教員とお会いし、学生からの要望を伝えたと、その後提示した内容に付き、受講学生に誤解されているということで、再度担当教員の方から受講学生に、後から提示した評価方法の内容とシラバス提示のものとの関係をにつき、説明を補充して真意を明確化していただくことになりました。（文責：根森）</p>

（出典：教育支援システム2011年度「お知らせ」欄からの転載）

## 3. 「オフィスアワー」制度

本研究科では、学生の学習支援体制を強化するという観点から、毎週一定の曜日・時間を学生に開放して、学生の相談に応じて、個別の授業内容に関する理解度の確認や個別授業科目の学習方法に関する指導を行うことを目的とした「オフィスアワー」制度を採用し、運用している。各教員のオフィスアワーの曜日・時間帯、面談時間等については、新年度のガイダンスの折りに紙媒体で配布する一方、法科大学院教育支援システム（TKC）にも掲載するという方法で学生に対して周知を図り、その活用を促している（資料7-1-1-G）。オフィスアワーの周知を図る際には、当然ながら、指定されているオフィスアワー以外の曜日・時間帯においても学生が教員にアポイントメントをとることにより自由に面談できることや教員の都合の許す限り、アポイント無しでも面談に応じるようになっていることも学生に伝えるようにしている。

なお、学生との面談は、教員の研究室で行うのが原則である。オフィスアワー制度の趣旨からして文献等の各種資料が所在する研究室での面談が適しているからである。ただし、面談が有効に行われるように配慮した時間設定、ドアに面談中である旨の表示を行う等環境整備に努めている。【解釈指針7-1-1-3】

資料 7-1-1-G 平成 24 年度の教員オフィスアワー一覧

教員氏名	曜日	時間	
味岡 申宰	水	11:50～12:50	メール（ <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX@XXXXXXXXXX</span> ）で予約のこと。
石崎 誠也	水	12:00～13:30	メールで予約のこと。場所は「研究科長室」。
稲田 隆司	後期：水	16:25～17:55	
岩寄 勝成	月	13:00～14:00	
梅津 昭彦	前期：水 後期：木	11:45～12:55 11:45～12:55	
大島 梨沙	前期：月 後期：水	11:50～12:50 11:50～12:50	
國谷 知史	火	12:00～13:30	
駒宮 史博	水	13:00～14:30	
近藤 明彦	前期：水 後期：月	12:00～13:30 12:00～13:30	メールで予約が望ましい。
櫻井 香子	前期：金 後期：水	17:00～18:00 14:30～15:30	メールで予約のこと。
佐藤 克哉	前期：火 後期：水	11:45～12:45 11:45～12:45	メールで予約のこと。
澤田 克己	前期：金 後期：水	14:40～16:10 16:25～17:55	
嶋崎 健太郎	水	14:40～15:40	
島村 浩昭	前期：月 後期：水	15:00～17:00 15:00～17:00	
鈴木 俊	火	14:00～15:00	
鈴木 正朝	木	12:00～13:00	鈴木研究室（C266）
谷 喬夫	水	11:45～12:55	
田中 幸弘	水	10:00～12:00	
田村 秀	水	12:30～13:30	
鯉越 溢弘	月	11:45～12:55	
成嶋 隆	月	11:50～12:50	
西津 政信	前期：火 後期：木	12:15～13:15 12:15～13:15	
西野 喜一	火	12:00～13:30	左記以外の曜日、時間でも、私が研究室に在室しているときは、極力対応します。
丹羽 正夫	月	16:30～17:30	



根森 健	水	12：00～14：00	左記以外の曜日、時間でも、私が研究室に在室しているときは、極力対応します。
橋口 祐介	水	17：00～18：00	
馬場 健	木	11：30～12：30	
本間 一也	火	17：00～18：00	メールで予約が望ましい。
松本 英実	月	11：50～12：50	
南方 暁	火	11：45～12：55	第3火曜日を除く。場所は「法学部長室」。
吉田 純平	火	11：50～12：50	
吉田 正之	水	14：40～16：10	
若槻 良宏	4～8月：木	12：00～13：00	
	9～3月：金	12：00～13：00	
渡邊 修	金	14：00～15：00	
渡辺 豊	火	11：45～13：00	

(出典：学務資料)

## 4. 「アドバイザー」制度

学生1名に専任教員1名をアドバイザーとして指定し、学習面全般だけでなく、進路や日常生活面に関する相談に幅広く応じることを目的とした「アドバイザー」制度を採用し、運用している。アドバイザーは、原則として、当該学生を大学院入学時から修了時まで担当し、学習面全般だけでなく、進路や日常生活面に関する学生の相談に幅広く応じている(資料7-1-1-H1)。各アドバイザーは、面談内容に応じて、学務委員会、保健管理センター等と連携して、学生の指導にあたる体制がとられ、運用されている。【解釈指針7-1-1-1】

なお、アドバイザーに対する相談例としては、法律学の特色と学習方法について、法曹としての資質・能力について、奨学金について、答案の書き方について、判例の読み方について、進路について等、多岐にわたっている。

資料7-1-1-H1 平成23年度新入生担当アドバイザー教員一覧

アドバイザー教員 15名	新入生 26名
味岡 申幸	1名
石崎 誠也	1名
岩寄 勝成	2名
近藤 明彦	2名
櫻井 香子	2名
佐藤 克哉	3名
嶋崎 健太郎	3名
島村 浩昭	2名
鈴木 俊	1名
鯉越 溢弘	1名
西野 喜一	1名
丹羽 正夫	2名
根森 健	1名
橋口 祐介	1名
本間 一也	3名

(出典：学務資料)

以上のように、学務委員会、オフィスアワー制、アドバイザー制は、学生支援体制にそれぞれ連携して関与することになるが、それぞれの役割分担をまとめると資料7-1-1-H2のようになる。

資料7-1-1-H2 学生支援の機能分担

	管轄事項
学務委員会	①学生支援一般の運営・責任主体 ②主として、カリキュラム履修に関する相談対応
オフィスアワー制	① 個別の授業内容の理解度の確認 ② 個別授業科目の学習方法の指導
アドバイザー制	① 学習面全般に関する相談対応 ② 進路や日常生活面に関する学生の相談対応

(出典：新潟大学大学院実務法学研究科学生便覧2012（平成24）年度 9、21頁)

#### 5. アカデミック・アドバイザー制度

その他に、本研究科では、新潟県弁護士会の協力のもと、本研究科0Bなどを中心とする若手弁護士が、定期的に交代で本研究科の一室に待機し、広く学習方法や法曹の仕事などに関する学生の相談に応じることができるよう制度化している（資料7-1-1-I1）。【解釈指針7-1-1-4】

平成24年度は、25名の若手弁護士（第60期～64期）が登録し、本研究科のあるA棟2階209室（第3FD準備室）において、毎週火・木曜日（年末年始祝祭日等を除く）19時～21時（予定）に学生の各種相談に応じている。担当の弁護士によると、平成23年度の相談件数は56件、平成24年度は5月末までで相談件数15件となっている。各アカデミック・アドバイザーの担当日等については、法科大学院教育支援システム（TKC）等を通じて学生に周知されている（資料7-1-1-I2）。

平成25年度には、今までの学習相談とともに、もっと自主ゼミ指導なども取り入れた学生支援制度に展開していく方向で、目下、アカデミック・アドバイザー弁護士たちが中心になって見直しを進めている。

## 資料7-1-1-11 アカデミック・アドバイザー制度申し合わせ

2009年9月16日

## アカデミック・アドバイザー制度について

大学院実務法学研究科長  
本間一也

## (1) 制度の概要

## 1) 目的

法科大学院を修了した弁護士から、法律学学習上のノウハウ等についてアドバイスを受けることにより、本研究科学生の学習効果の向上及び法曹になるモチベーションの向上を図る。

## 2) 内容・実施方法

(本学及び他大学)法科大学院を修了した弁護士が、毎週火曜日から木曜日までの3日間、交代で各1名が午後6時から3時間程度本研究科非常勤講師室に常駐し、本研究科学生と面談してアカデミックなアドバイスを行う。

面談のアポイントメントは原則として不要であり、同一時間帯に複数の学生が面談を希望する場合には、弁護士が面談順序を調整する。担当弁護士は、当面9名で実施する。

## (2) 設立の経緯

本研究科は、法科大学院の教育内容・方法等について、新潟県弁護士会(和田光弘会長)法科大学院特別委員会(中村周而委員長)と本研究科設置以来定例(8月を除く毎月1回)の協議を重ねてきている。上記目的を達成するための方法として、本制度設立について同委員会における審議の結果、実施が決定されたものである。

## (3) 経費等

上記弁護士によるボランティア活動であり、本研究科から謝金等の経費の支出はなされていない(但し、事務経費として、コピー費、書籍代等を本研究科共通経費から支出している)。しかし、今後は、本研究科共通経費で担当弁護士に対する謝金・交通費の支払いを予定している。

以上

(出典：学務資料)

## 資料7-1-1-12 アカデミック・アドバイザーの学生への周知の例

掲載日	2012/05/02
掲載者	渡辺英雄
件名	アカデミック・アドバイザー担当弁護士について(2012年5月) 📄
内容	法科大学院生 各位 2012年5月のアカデミック・アドバイザー担当弁護士について、添付のpdfファイルで確認できますので参照して下さい。
添付ファイル	📄 添付ファイル: <a href="#">2012年5月AA 弁護士予定表</a> [pdfファイル]

(出典：法科大学院教育支援システム (TKC) 2011年度「お知らせ」欄からの転載)

## 7-2 生活支援等

## 基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

## 1. 経済的支援

(1) 新潟大学の入学料・授業料の減免及び徴収猶予制度など

学生の経済的支援体制については、新潟大学として、学則・大学院学則に基づいて、学部生・大学院生に対して、入学料の免除及び徴収猶予制度や授業料等の免除及び徴収猶予制度を整備しており(資料 7-2-1-A、資料 7-2-1-B)、入学料、授業料免除・徴収猶予につき、本研究科学生も全額や半額の免除・徴収猶予を受けている(資料 7-2-1-C、資料 7-2-1-D)。

また、新潟大学には大学院生も対象とする奨学金制度として、学資負担者の家計急変により、修学の継続が困難となった者に対して奨学金を給付(月額3万円)することにより、安定的な学修環境の確保を図ることを目的とした「新潟大学修学応援特別奨学金」や家計事情等の理由により、一時的に必要となる学資の支弁が困難な学生に対して修学支援金を貸与することにより、学修環境の確保を支援することを目的とした「新潟大学修学支援貸与金制度」(一時金として5万~10万円から貸与者が選択)がある。後者については本研究科学生も平成19年度に2名、20年度に1名利用した実績がある。

これらの制度については、大学としても、新年度にガイダンスを開催し、またウェブサイトでも常時掲載している(資料 7-2-1-E)。また、本研究科でも、新年度ガイダンスにおいて紹介し(資料 7-1-1-C1、資料 7-1-1-C2)、さらに学生支援課より、学務係の方へ募集の通知があった時点で速やかに法科大学院教育支援システム(TKC)のお知らせ欄に募集のあった旨を掲載し、学生にこれらの利用を促している(資料 7-2-1-F)。【解釈指針 7-2-1-1】

## 資料 7-2-1-A 新潟大学における入学料免除及び徴収猶予の取扱

○国立大学法人新潟大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程

平成16年4月1日

規程第118号

(趣旨)

第1条 新潟大学学則(平成16年学則第1号)第79条第1項又は新潟大学大学院学則(平成16年大学院学則第1号)第46条の規定に基づく入学料の免除及び徴収猶予(以下「免除等」という。)については、この規程の定めるところによる。

(入学料の免除の対象)

第2条 新潟大学(以下「本学」という。)の学部、大学院の研究科及び養護教諭特別別科(以下「別科」という。)に入学(科目等履修生又は研究生としての入学を除く。以下同じ。)する者のうち、入学料の免除の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の大学院の研究科に入学する者であって、経済的理由により、入学料の納付が著しく困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 入学前1年以内において、本学に入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は本学に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる者
- (3) 前号に準ずる場合であって、相当の事由があると認められる者
- 2 前項に掲げるもののほか、大学院医歯学総合研究科口腔生命科学専攻に設置する国際口腔生命科学履修コースに入学する外国人留学生のうち、出身大学等の推薦書等により学業優秀と認められる者は、入学料の全額を免除するものとする。
- (入学料の徴収猶予の対象)
- 第2条の2 本学の学部、大学院の研究科及び別科に入学する者のうち、入学料の徴収猶予の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は本学に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる者

(出典：国立大学法人新潟大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程)

#### 資料 7-2-1-B 新潟大学における授業料免除及び徴収猶予の取扱

○国立大学法人新潟大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程

平成16年4月1日

規程第119号

(趣旨)

第1条 新潟大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第79条第2項及び新潟大学大学院学則(平成16年大学院学則第1号)第46条の規定に基づく授業料の免除及び徴収猶予並びに学則第90条の規定に基づく寄宿料の免除(以下「授業料の免除等」という。)については、この規程の定めるところによる。

(授業料の免除等の対象)

第2条 授業料の免除等の対象となる者は、新潟大学の学生(科目等履修生及び研究生を除く。以下「学生」という。)とする。

(授業料の免除)

第3条 授業料の免除は、授業料の納期ごとに実施するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 授業料の当該期の納期前6箇月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)又は納期中に、学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合
- (3) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合
- (4) 死亡又は行方不明のため除籍した場合
- (5) 授業料未納の理由により除籍した場合
- (6) 入学料未納の理由により除籍した場合
- (7) 授業料の徴収猶予を許可されている者に対し、退学を許可した場合

(出典：国立大学法人新潟大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程)

資料 7-2-1-C 新潟大学入学料免除等を受けている実務法学研究科学生の実績（入学料免除・徴収猶予）

	申請者数 (内、徴収猶予併願者)	全額免除者数	半額免除者数	全学徴収猶予者数	半額徴収猶予者数	免除・徴収猶予併せて全額・半額許可者数及び全て不許可の者の数		
						全額	半額	全不許可
平成19年度	7 (4)	0	3	2	1	3	2	2
平成20年度	5 (1)	0	2	1	0	1	2	2
平成21年度	4 (1)	0	2	1	0	1	2	1
平成22年度	6 (6)	0	4	0	4	4	0	2
平成23年度	8 (5)	0	1	2	0	2	1	5

(出典：学務資料)

資料 7-2-1-D 新潟大学授業料免除を受けている実務法学研究科学生の実績（授業料免除）

		申請者数	全額免除者数	半額免除者数	不許可者数	備考
平成19年度	前期	20	2	12	6	
	後期	26	3	17	6	
平成20年度	前期	27	2	10	15	
	後期	17	4	9	4	
平成21年度	前期	25	5	9	11	
	後期	21	5	9	7	
平成22年度	前期	27	0	15	12	
	後期	14	0	13	1	
平成23年度	前期	17	1※	12	4	※このうち被災による全額免除1
	後期	12	6※	4	2	※このうち被災による全額免除1



(出典：学務資料)

資料 7-2-1-E 新潟大学ウェブサイト 在学生向け授業料免除のページ



(出典：新潟大学ウェブサイト)

資料：7-2-1-F 各種奨学金募集の本研究科からの学生への通知の例

掲載日	2011/08/11
掲者	実務法学研究科学務係
件名	新潟大学修学支援貸与金貸与希望者の募集について 
内容	各位 学生支援課より、標記について募集の通知がありましたのでお知らせします。貸与を希望する学生は添付ファイルを参照のうえ、必要書類を取りそろえて、期限までに学生支援課へ申請してください。 8月11日 実務法学研究科学務係
添付ファイル	 添付ファイル: <a href="#">修学支援貸与金揭示文</a> 【pdf ファイル】

(出典：TKC 教育支援システム「全体へのお知らせ欄」掲示)

(2) 本研究科独自の奨学金制度 (新潟大学大学院実務法学研究科奨学金)

本研究科では、新潟県弁護士会 (同「法科大学院特別委員会」) 及び「新潟大学法科

大学院後援会の協力の下、独自の貸与型奨学基金「新潟大学大学院実務法学研究科奨学金」を創設し平成20年度より運用を行っている。本奨学金は、一定期間弁護士過疎地域での勤務を条件として返還免除を認めるなど、本研究科の理念とする「地域に生きる法曹」の着実な養成に資することを目的としている（資料7-2-1-G、資料7-2-1-H）。本奨学金制度についても、年度初めのガイダンスにおいて、また募集時期には法科大学院教育支援システム（TKC）上で学生に告知している。【解釈指針7-2-1-1】

利用者を増やすべく、平成23年度には、応募人数の増加、学業成績に関する要件の緩和の措置を取った（これまでの実績につき、資料7-2-1-I参照。緩和措置の内容については、資料7-2-1-J参照）。

#### 資料7-2-1-G 新潟大学大学院実務法学研究科独自の奨学金制度

新潟大学大学院実務法学研究科奨学規程（抜粋）

平成20年5月20日  
院法規程第1号

（趣旨）

第1条 この規程は、新潟大学大学院実務法学研究科（以下「研究科」という。）が、新潟大学法科大学院後援会（以下「後援会」という。）の協力を得て、研究科に在学する学生（以下「学生」という。）に対して、修学支援のために貸与する新潟大学大学院実務法学研究科奨学金（以下「奨学金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（奨学生の資格）

第3条 奨学金を貸与される学生（以下「奨学生」という。）は、研究科に在学する者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学業成績が優秀であること。
- (2) 経済的支援を必要とすること。

（出典：新潟大学大学院実務法学研究科奨学規程）

#### 資料7-2-1-H 新潟大学大学院実務法学研究科独自の奨学金の取扱

新潟大学大学院実務法学研究科奨学金に関する取扱要項（抜粋）

平成20年7月3日  
院法科要項第1号

（趣旨）

第1 新潟大学大学院実務法学研究科奨学金（以下「奨学金」という。）に関する取扱いについては、新潟大学大学院実務法学研究科奨学規程（平成20年院法科規程第1号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（奨学生の募集）

第2 奨学生及び予定奨学生の募集は、原則として貸与を開始する前年度の2月に行うものとする。  
2 前項の募集は、掲示、ホームページ等により周知する。

（選考結果の通知）

第3 新潟大学大学院実務法学研究科長（以下「研究科長」という。）は、規程第10条による奨学生及び予定奨学生を決定したときは、申請者にその結果を通知する。

（奨学金の交付時期）

第4 規程第11条に規定する奨学金の交付は、原則として毎月、月額奨学金の額を研究科が定める日に交付するものとする。

（奨学金の返還方法等）

第6 規程第15条第1項に規定する奨学金の返還は、貸与総額を貸与年数の4倍数で除した額を返還年額とし、月賦により返還しなければならない。ただし、特別な事情があると認められたときは、その全額若しくは一部を、繰り上げ又は繰り下げて返還することができるものとする。

2 前項ただし書による繰り上げて返還する場合の返還額は、1回の返還額の整数倍の額とする。

3 奨学金の返還は、原則として本学が指定する銀行口座への振込によるものとし、振込手数料は返還者が負担するものとする。

（過疎地域）

第7 規程第17条及び第18条に規定する過疎地域とは、日本弁護士連合会の指定する「ゼロワン地域」又はそれに準ずる地域をいう。

（返還免除）



第8 規程第18条第1項に規定する奨学金の返還免除は、過疎地域に3年間継続勤務したときは奨学金未返還額の4分の1、4年間継続勤務したときは奨学金未返還額の2分の1、5年間継続勤務したときは奨学金未返還額の4分の3、6年間継続勤務したときは奨学金未返還額の全額を免除するものとする。

(出典：新潟大学大学院実務法学研究科奨学金に関する取扱要項)

#### 資料 7-2-1-I 新潟大学大学院実務法学研究科独自の奨学金の実績

実務法学研究科奨学金

(上限 10 名)

	申請者数	採用者数	奨学生数	備考
平成 20 年度	3	3	3	平成 20 年度創設
平成 21 年度	2	2	4	
平成 22 年度	0	0	2	
平成 23 年度	3	2	2	申請者のうち選考中辞退者 1 名

※申請者数と採用者数はその年度に新たに申請した者の数

(出典：学務資料)

#### 資料：7-2-1-J 本研究科独自の奨学金応募要領変更の学生への告知の例

掲載日	2011/07/21
掲載者	根森 健
件名	本年度の「新潟大学大学院実務法学研究科奨学金応募要領」の重要な変更点について <b>重要</b> 📌
内容	<p>学生の皆さんへ</p> <p>○「平成 23 年度新潟大学大学院実務法学研究科奨学金応募要領」の重要な変更点について</p> <p>7月19日付けで、学務係より、標記の件についての「お知らせ」が掲示されています。</p> <p>それについて、本年度は、この2年間申請者がいなかったことを考慮して、関係者の皆さんからの「多くの学生さんに利用してもらいたい」との要望なども踏まえ、奨学金運営にあたる委員会の方で、本年度の募集に当たり、以下の2点につき、変更を行いました。その委員会に関わっている一員として、確認の意味でお知らせしておきます。その他応募要領の詳細については、7月19日付けの「お知らせ」本編をご覧ください。</p> <p>○ 重要な変更点は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ① 申請資格中の「学業成績」に関する成績基準を、これまでの「GPA2.0以上の者」から、「GPA1.7以上の者」に改めました。</li> <li>・ ②募集する各学年の奨学生数を、これまでの「各学年2人以内」から、「各学年3人以内」に増やしました。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上 (学務委員長：根森 健)</p>

(出典：法科大学院教育支援システム (TKC) 「全体へのお知らせ欄」 掲示)

## (3) 日本学生支援機構の奨学金制度について

本研究科では、その他に他団体の奨学金制度についても、新年度のガイダンスにおいて紹介を行い、それらの活用を促している。そのような奨学金制度として、日本学生支援機構奨学生や民間団体である日本証券奨学財団奨学生などがあり、前者については、本研究科学生も広く利用している（資料 7-2-1-K）。【解釈指針 7-1-1-1】

資料 7-2-1-K 本研究科学生による日本学生支援機構奨学金利用実績

	種別	採用者数	奨学生数
平成 19 年度	第一種	26	68
	第二種	15	57
	併用	7	23
平成 20 年度	第一種	29	78
	第二種	21	63
	併用	11	29
平成 21 年度	第一種	17	66
	第二種	9	43
	併用	3	23
平成 22 年度	第一種	18	60
	第二種	6	30
	併用	7	21
平成 23 年度	第一種	12	41
	第二種	4	18
	併用	3	13

※採用者数はその年度に新規で採用された者の数

※併用は内数

(出典：学務資料)

## 2. 学生生活に関する支援体制の整備

## (1) 新潟大学の学生相談体制と保健管理センター

新潟大学では、全学的に在学生在が心身ともに健康にキャンパスライフを過ごすことができるように体制整備に取り組んでいる。学生相談・健康管理体制については、大学ウェブサイトにて詳細に掲載されている（資料 7-2-1-M1、資料 7-2-1-M2）。健康管理については、保健管理センター（医師・カウンセラー配置）を中核に置き、さらに広く生活上の相談に応じられるように、学生相談の窓口として、その他に、学生相談員（各部局から選出された学生相談に当たる教員）、学生支援相談ルーム（カウンセラー配置）、学生なんでも相談窓口（学務部学生支援課内）を用意し、学生が利用しやすいように配慮している。なお、進路相談に関しては、「7-4 職業支援」で後述の「新潟大学キャリアセンター」が窓口となっている。

とくに、「セクハラ等の各種ハラスメントの防止」については、上記ウェブサイト内の「学生相談・健康管理」の中に独立に項目を立て、その中で、学生に対してだけでなく職員に向けても、セクハラやアカハラに当たる行為につき示し、その相談の方法、相談の流れ、相談窓口を紹介している。そのような窓口の1つに、直接に相談に応じる「セクシュアル・ハラスメント相談員」があり、各部局から基本的に男女各1名の教職員が選出されるようになっている。【解釈指針7-2-1-2】

## (2) 本研究科における学生相談体制

本研究科における生活支援にも関わる相談体制としては、「7-1 学習支援」で言及した「学務委員会」「アドバイザー制度」を挙げることができる。

その他に、本研究科では、学生からの各種ハラスメント相談に応じるために、「セクシュアルハラスメント防止・対策委員会」(女性教員を含む3名の専任教員で構成。任期は2年)を設置している。この委員会の委員の内の2名が上述の大学全体の「セクシュアル・ハラスメント相談員」も兼ねることとし大学の相談体制との連携を図っている。【解釈指針7-2-1-2】

資料 7-2-1-M1 新潟大学ウェブサイト：学生相談・健康管理のページ

The screenshot shows the Niigata University website in Internet Explorer. The browser address bar displays 'http://www.niigata-u.ac.jp/education/30\_campuslife\_040.html'. The page title is '学生相談・健康管理 | 新潟大学'. The main content area is titled '学生相談・健康管理' and features a list of links: '保健管理センター', '学生相談', 'セクハラ等の各種ハラスメントの防止', '在学生からの声・提案', '感染症の情報等', and 'お問い合わせ'. Below this, there is a section for '保健管理センター' with a photograph of a building and text describing its role in supporting student health and safety on campus. The text mentions that many students live on campus and face various challenges, and that the center is established to support their health and safety. It also notes that the center provides emergency response, counseling, and referrals to nearby clinics and hospitals when necessary. A notice at the bottom states that regular health checkups will be held from April to May based on the School Health and Safety Act.

(出典：新潟大学ウェブサイト)

## 資料 7-2-1-M2 新潟大学ウェブサイト：学生相談のページ

学生相談・健康管理 | 新潟大学 - Windows Internet Explorer

http://www.niigata-u.ac.jp/education/30\_campuslife\_040.html

学生相談・健康管理 | 新潟大学

生活上の注意

キャンパスライフ

進学・就職・キャリア支援

留学情報について

担当窓口はこちらです

### 学生相談

「心身共に健康」であることは大切なことです。特に大学生時代は、色々なことを考え悩む時期であり、物事を感しやすい時期でもあります。しかし、悩みの解決ができない場合は、下記のとおり方法があります。

- (1) → [学生相談員](#)  
学生の皆さんの相談に対応されるよう「学生相談員」がいます。相談員の諸先生は学識があり自らの学生生活や人生経験をもとに、助言、指導にあたります。
- (2) → [保健管理センター](#)  
保健管理センターを訪ねてください。保健管理センターでは、いつでも誰でも気軽に相談のついでにあげられるようになっています。看護師さんでもよいでしょう。お医者さんでもよいでしょう。カウンセラーもいます。その悩みによって誰かが相談のついでにあげられます。
- (3) → [学生支援相談ルーム](#)  
学生の皆さんが、大学生活の中で抱えているいろいろな悩みや問題を、専門のカウンセラー（臨床心理士）に話すことで整理し、解決に向けてのお手伝いをします。誰かに相談したいけど、どこに行けばいいんだらうと思ったとき、相談してください。
- (4) → [学生なんでも相談窓口](#)  
どこに相談に行ったらよいのか、教員である学生相談員には直接相談しにくい、など相談を迷っている人のために「学生なんでも相談窓口」（学務部学生支援課内）を設置しています。気軽に相談してください。

プライバシーや秘密は厳守されますので、安心して相談してください。

- [他の相談機関電話番号等一覧](#)
- [学生相談Q & A](#)

### セクハラ等の各種ハラスメントの防止

- [セクハラ等の各種ハラスメントの防止](#)

インターネット 100%

(出典：新潟大学ウェブサイト)

## 7-3 障害のある学生に対する支援

**基準 7-3-1**

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

本研究科が使用している建物では、身体に障害のある学生が入学してきても修学するのに必要な基本的な施設及び設備（バリアフリー、点字ブロック、障害者用駐車スペース、障害者用トイレ等）は概ね整備されている（資料 7-3-1-A）。

本研究科では開設以来、身体に障害のある学生が修学したことはないが、過去に障害のある方からの入試の問い合わせ相談が数件あったことから、実際に身体に障害のある学生が入学したり、在学中に身体に障害が生じたりした場合には、学務委員長をその責任者として学務委員会が中心となって、予算施設委員会、或いは大学本部などと連携をとりながら、速やかに障害の種類・程度に応じた修学上の支援（行動の補助者、TA やノートテイカーの配置など）、特別措置を講じる等、必要な配慮を行うことについては合意されている。

一方、身体に障害のある学生が修学する場合に備え、不備な点（例えば車椅子使用者が修学する場において、ローライブラリー、学生研究室、講義室などは、扉が自動ドア又はスライド型のドアでないため、補助者などがいなければ、単独での入退室に困難であるという状況など）について把握し、その改善に日頃から努めて行く必要がある。

資料 7-3-1-A 人文社会科学系棟 A 棟の障害者対応設備設置状況

設置場所	設備名
1 階正面玄関前	障害者用駐車スペース
1 階正面玄関	自動ドア、スロープ
1 階	多目的トイレ
1 階～5 階	車椅子対応エレベーター

(出典：学務資料)

## 7-4 職業支援（キャリア支援）

## 基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

新潟大学では、「新潟大学キャリアセンター」（以下、キャリアセンターと略記）を平成 17 年 4 月に開設して以後、学生一人一人に合ったきめ細かいキャリア形成支援を目指して、「キャリア教育」に加え、「情報提供」「進路相談」「各種支援行事の開催」の 3 つを中心に総合的なキャリア形成支援を行っている（資料 7-4-1-A）。



本研究科としても、学内にあってはキャリアセンターと連携を図りながら、また、学外にあっては、法科大学院協会の「修了生職域委員会」に正式に参加し、法科大学院修了生がそれに相応しい専門職として社会で活躍しうるための職域に関する諸問題の検討や法科大学院修了生・在学生向け就職・キャリアプランニング支援サイト『ジュリナビ』との連携協力を努めている（資料 7-4-1-B）。キャリアセンターとの連携の成果として、平成 23 年には、キャリアセンターを通じて新潟県内の企業から本研究科の修了者を対象とする求人が初めてあった（基準 1-1-2 参照）。

資料 7-4-1-A 新潟大学キャリアセンター：進路相談のページ



（出典：新潟大学キャリアセンターウェブサイト）

## 資料 7-4-1-B 学生への「ジュリナビ」参加案内の例

掲載日	2012/04/26
掲載者	実務法学研究科学務係
件名	法科大学院生向け就職支援サイトのご案内 <b>重要</b> 
内容	<p>在学生のみなさまへ</p> <p>法科大学院修了生就職・就業動向調査に伴い、法科大学院生向け就職支援サイト【ジュリナビ】登録用の「統一メールアドレス」を配付しますので、実務法学研究科学務係まで取りにきてください。</p> <p>その際、忘れずに学生証をお持ちください。</p> <p>詳細は、添付ファイルのとおりです。</p> <p>ジュリナビURL <a href="https://www.jlawyers.jp/">https://www.jlawyers.jp/</a></p> <p style="text-align: right;">4月26日 実務法学研究科学務係</p>
添付ファイル	 添付ファイル: <a href="#">ジュリナビ(統一メールアドレス)のご案内【pdf ファイル】</a>

(出典：法科大学院教育支援システム (TKC) 「全体へのお知らせ欄」 掲示)

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本研究科の学生支援体制の特長は、第一に、学生が在学期間中に恵まれた学習環境の中で自学自修を含め教育の成果を得ることができるよう、各種のガイダンス及びアドバイザー制度の充実を図っていることである。特に、新入学生に対して、入学前後に徹底したガイダンスを実施し、入学前ガイダンス時に、法曹志望の入学前の学生に対して受講前に予め読んでおいてほしい書籍や在学中に読んでほしい書籍にコメントを付した資料である「担当教員の推薦図書」を配付し、法科大学院の講義内容をスムーズに理解することができるように、また、法曹志願のモチベーションを高めてもらうように配慮している。さらに、法学未修者に対して、新入生ガイダンスと連続した日程で導入授業を実施している。

第二に、新潟県弁護士会法科大学院特別委員会及び新潟大学法科大学院後援会の協力の下、本研究科独自の奨学金制度である「新潟大学大学院実務法学研究科奨学金」を設置していることである。本奨学金は、本研究科の理念とする「地域に生きる法曹」の着実な養成に資することを目的に、一定期間弁護士過疎地域での勤務を条件として返還免除を認めるなどしている。

### (2) 課題等

オフィスアワー制度、アドバイザー制度、アカデミック・アドバイザー制度及び独自の奨学金制度について、一層の実効化を図るため、学生によって十分に活用されているどうかの検証を行い、学生にとってより使いやすい制度としていくことが必要である。

また、現下の法曹需要の冷え込みの中での厳しい「司法修習修了者の弁護士としての就活」活動の支援、本研究科にとっての課題でもある司法試験の合格率の低迷という状況下では、法曹以外の職域での修了生の活躍の場を広げることにさらに精力的に取り組む必要がある。そのために、キャリアセンターや法科大学院協会との連携を強化しながら、在学生・修了生の職業支援（キャリア支援）に一層取り組むことも重要課題である。



## 第8章 教員組織

## 1 基準ごとの分析

## 8-1 教員の資格及び評価

## 基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

平成24年5月1日現在の本研究科の専任教員は34名(教授24名、准教授8名、講師2名)、兼任教員は3名(教授1名、准教授2名)、弁護士等との兼任教員は9名である(様式3)。

入学者定員は平成21年度まで60名、平成22年度以降は35名であるので、設置基準上必要な教員数は12名である。従って、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ必要な教員が置かれている。

平成20年度以降の教員数(5月1日現在)は、資料8-1-1-Aのとおりである。

資料8-1-1-A 教員数(5月1日現在)

	専任				兼担				兼任
	教授	准教授	講師	助教	教授	准教授	講師	助教	非常勤講師
平成20年度	24	9	0	0	1	1	0	0	12
平成21年度	23	8	0	0	1	1	0	0	14
平成22年度	24	7	1	0	0	3	0	0	12
平成23年度	24	8	1	0	1	2	0	0	12
平成24年度	24	8	2	0	1	2	0	0	9

(出典：学務資料)

**基準 8-1-2 : 重点基準**

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本研究科の専任教員 34 名のうち、(1) の専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者は、教授 19 名、准教授 5 名、講師 2 名、(2) 及び (3) の専攻分野について、高度の技術・技能を有する者は、教授 5 名、准教授 3 名である。また (1) に該当する者のうち、行政実務での経験を有する者 (教授 2 名) 及び裁判官の経験を有する者 (教授 1 名) がおり、またこれらの者は、その経験を生かして、旺盛な出版・講演・研修会講師等の活動を行っていることから、(2) 及び (3) の専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者にも該当するといえる。

なお、本学では教員はすべていずれかの学系 (人文社会・教育科学系、自然科学系、医歯学系の 3 学系) に属し、原則として一つの大学院研究科の主担当となり、その他に他の大学院研究科または学部の担当を命ぜられる。

本研究科を主担当とする教員 (33 名) 及び現代社会文化研究科主担当・実務法学研究科担当の教員 1 名が実務法学研究科の専任教員となっている。現代社会文化研究科主担当の 1 名は、政治学を専攻する者であり、本研究科の基礎法学・隣接科目を担当するため、本研究科の専任教員となっている。【解釈指針 8-1-2-1】

【解釈指針 8-1-2-2】 については該当なし。

**基準 8-1-3**

**教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。**

(基準 8-1-3 に係る状況)

本学において専任教員の採用及び昇任を決定するのは、学系教授会議である。

本研究科教員が所属する人文社会・教育科学系では、「新潟大学教育研究院人文社会・教育学系職位審査ガイドライン」(資料 8-1-3-A) が定められており、採用及び昇任にあたっては同ガイドラインに従って、採用及び昇任が決定されることとなっている。本研究科専任の教員の採用及び昇任は、本研究科長が学系長及び学系を構成する各部局の長によって構成される学系運営委員会に発議し、運営委員会で承認された後、学系教授会議に付議される。本学では、学系教授会議で承認された後、さらに、当該人事を進めるためには新潟大学全学教員定員調整委員会の承認を得る必要がある。その承認を得た後、学系運営委員会の承認を得て選考委員会が設置される。当該選考委員会は、上記ガイドラインに従って教員の採用及び選考を行うものとなっており(資料 8-1-3-B)、特に採用にあたっては、必ず面接を行い、その際に現任校でのシラバス及び講義資料の提出を求め、当該教員の研究上の能力だけでなく教育上の指導能力を適切に評価するものとしている。

**資料 8-1-3-A 採用及び昇任に関するガイドライン**

新潟大学教育研究院人文社会・教育科学系職位審査ガイドライン (抜粋)

1 人文科学・社会科学・教育科学分野

○教授職基準

専攻分野に関する学術論文を継続的に発表しており、かつ、下記の要件のうち4項目以上の要件を満たしていること。

要件

- ①専攻分野に関する博士の学位を有すること。
- ②専攻分野に関する単著(学術研究書)を有すること。
- ③専攻分野に関する編著書(学術研究書)又は共著書(学術研究書)を有すること。
- ④大学教授、准教授又は助教授として長年の教育・研究経験を有すること。
- ⑤学術研究に関連した活動に長年の経験や特に顕著な業績を有すること。
- ⑥専攻分野に関する高度な知識や実務経験、特殊な技術・技能を有すること。
- ⑦大学教員として社会貢献が広く認められていること。

実務家教員(注1、注2)にあつては、次の要件のいずれか1つの要件を満たしていること。

実務家教員要件

- ⑧特殊な経歴、精深な見識や傑出した能力等から、教育や学術研究活動の拡大・深化に独特な貢献が期待できる卓越した人物であること。
- ⑨専攻分野におけるおおむね15年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有すること。

\*上記基準を満たす者で、大学院博士後期課程において論文指導を担当できる教授は、上記要件のうち、①②③のいずれか1つの要件を満たしているものとする。

## ○准教授職基準

専攻分野に関する学術論文を継続的に発表しており（注3）、かつ、下記要件のうち2項目以上の要件を満たしていること。

## 要件

- ①専攻分野に関する博士の学位を有すること。
- ②専攻分野に関する単著（学術研究書）を有すること。
- ③専攻分野に関する編著書（学術研究書）又は共著書（学術研究書）を有すること。
- ④大学准教授、助教授、講師、助教又は助手として一定の教育・研究経験を有すること。
- ⑤学術研究に関連した活動に一定の経験や顕著な業績を有すること。
- ⑥専攻分野に関する高度な知識や実務経験、特殊な技術・技能を有すること。
- ⑦大学教員として社会貢献が広く認められていること。

実務家教員にあっては、次の要件のいずれか1つの要件を満たしていること。

## 実務家教員要件

- ⑧特殊な経歴、精深な見識や傑出した能力等から、教育や学術研究活動の拡大・深化に独特な貢献が期待できる優れた人物であること。
- ⑨専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有すること。

\*上記基準を満たす者のうち、大学院博士後期課程において論文指導を担当できる准教授は、上記要件のうち、①②③のいずれか1つの要件を満たしているものとする。

## ○講師職基準

下記要件のうち2項目以上の要件を満たしていること。

## 要件

- ①専攻分野に関する博士の学位又は修士の学位を有すること
- ②専攻分野に関する学術論文を継続的に発表していること。
- ③専攻分野に関する高度な知識や実務経験、特殊な技術・技能を有すること。
- ④特殊な経歴、精深な見識や傑出した能力等から、教育や学術研究活動の拡大・深化に独特な貢献が期待できる優れた人物であること。
- ⑤専攻分野における一定の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有すること。

## ○助教職基準

下記のいずれかの要件を満たしていること。

## 要件

- ①専攻分野に関する博士の学位又は修士の学位を有すること。
- ②専攻分野に関する学術論文を継続的に発表していること。
- ③専攻分野に関する高度な知識や実務経験、特殊な技術・技能を有すること。

## ○助手職基準

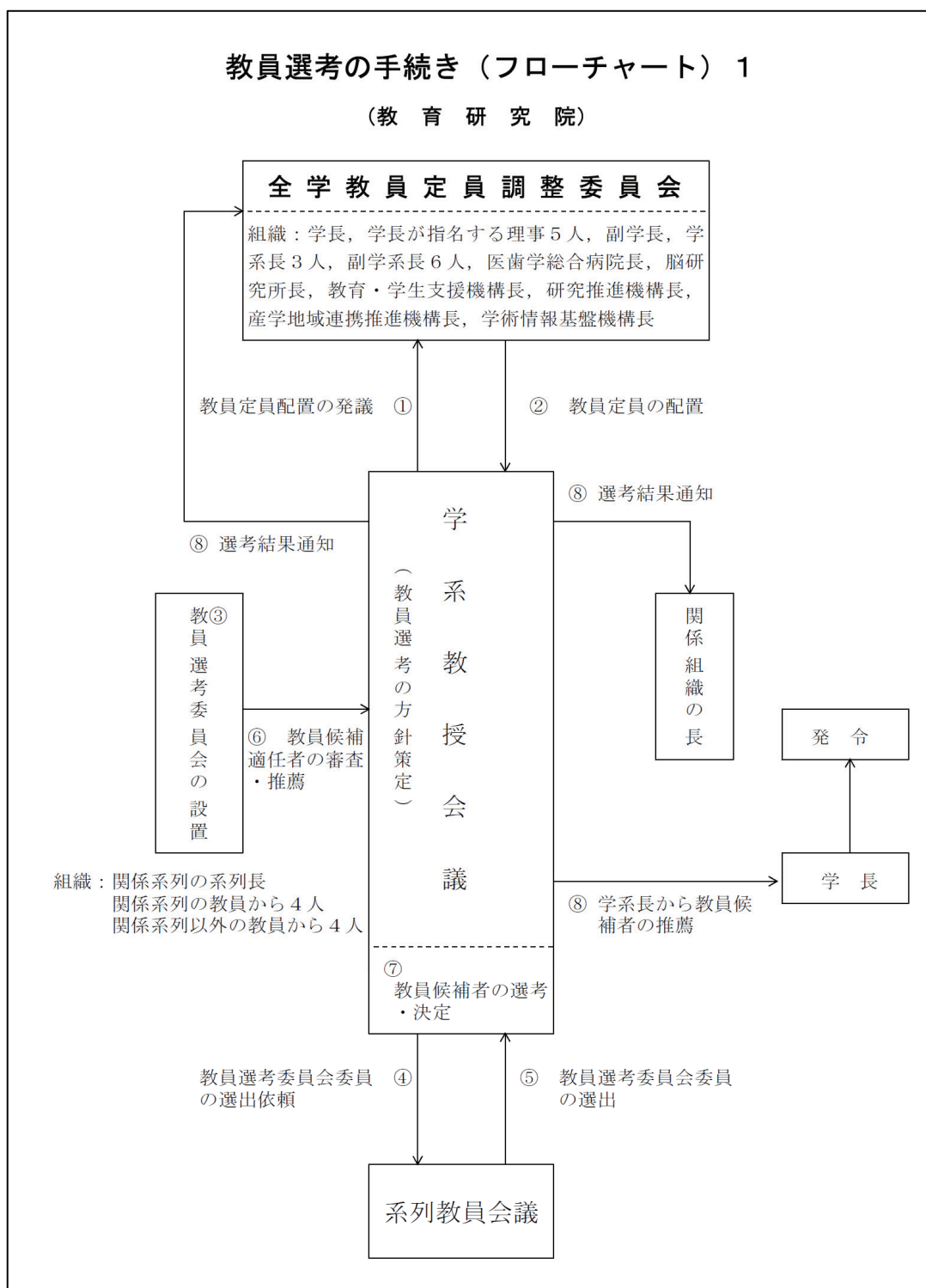
下記要件を満たしていること。

## 要件

- ①学士の学位を有すること。
- ②教育・研究に係る補助業務を十分に達成できること。

（出典：新潟大学教育研究院人文社会・教育科学系職位審査ガイドライン）

資料 8-1-3-B 教員選考の手続き



（出典：学務資料）

なお、非常勤講師の任用は、各部局の任用申請に基づき、「新潟大学非常勤講師審査委員会」の審査によって決定される（資料 8-1-3-C）。

#### 資料 8-1-3-C：非常勤講師任用審査委員会要項

##### ○新潟大学非常勤講師任用審査委員会要項

平成 17 年 8 月 9 日  
学長裁定

##### （趣旨）

第 1 この要項は、非常勤講師の任用に関する原則（新潟大学大学教育委員会決定）に基づき、新潟大学における非常勤講師の任用審査に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （審査委員会の設置）

第 2 授業科目を担当する非常勤講師の任用について審査を行うため、非常勤講師任用審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

##### （業務）

第 3 審査委員会は、新潟大学大学教育委員会（以下「大学教育委員会」という。）の諮問を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 各学部、各研究科及びその他の組織等から非常勤講師が担当する授業科目として開設要請のあった授業科目にかかる非常勤講師の任用に関する審査
- (2) 前号の審査結果の大学教育委員会への報告

##### （組織）

第 4 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学教育委員会委員長が指名する教育・学生支援機構副機構長
- (2) 教育・学生支援機構教育支援センター長
- (3) 教育・学生支援機構教育支援センター教育実施部門長
- (4) 大学教育委員会委員長が各学系から指名する教員 各 2 人

##### （任期）

第 5 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

##### （委員長）

第 6 審査委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

##### （会議）

第 7 審査委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の 3 分の 2 以上の多数をもって決する。

##### （委員以外の者の出席）

第 8 委員長が必要と認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

##### （雑則）

第 9 この要項に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。

##### 附 則

この要項は、平成 17 年 8 月 9 日から実施する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日）

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

（出典：新潟大学非常勤講師任用審査委員会要項）

## 8-2 専任教員の配置及び構成

### 基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本研究科は、平成21年度まで入学定員60名であり、平成22年度以降入学定員35名であるので、平成11年文部省告示第175号により必要とされる専任教員数は12名である。

本研究科の専任教員数は34名であり、これらの専任教員は、大学院実務法学研究科実務基礎法学専攻に限り専任教員として取り扱われている。【解釈指針8-2-1-1】

専任教員34名中、教授は24名であり、専任教員の半数を超えている。【解釈指針8-2-1-2】

このように、本研究科の専任教員数は、上記告示により必要とされる教員数を上回っている。これは、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を担当する教員を配置し、本研究科の教育の理念及び目標を実現するための措置である。【解釈指針8-2-1-3】

**基準 8-2-2 : 重点基準**

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8-2-2 に係る状況）

法律基本科目を担当する専任教員数（研究者教員）は資料 8-2-2-A のとおりである。その研究及び教育歴並びに研究業績は、教員業績調書のとおりである。

このうち、民法を担当する研究者教員は准教授（2名）及び講師（2名）である。准教授のうちの1名は本研究科での教育経験が8年を超えるものであり、他の1名は法科大学院の教育経験はないが、担当分野に関する学位（博士）を有しており、教育・研究当該科目を適切に指導できる能力を有している。また講師の1名は、新司法試験に合格した経歴を持ち、本研究科での教育経験が2年を超えるものである。同講師は平成22年度・23年度は他の教員と共同で授業を担当したが、授業を共同担当した教員の評価並びに学生の授業評価アンケートによれば、極めて高度の学識と高い教育能力を有している。

【解釈指針 8-2-2-1】は該当なし。

資料 8-2-2-A 法律基本科目担当教員数（研究者教員）

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
教授	2	2	0	2	1	2	1
准教授 講師	0	0	4	0	1	0	0
計	2	2	4	2	2	2	1

（出典：学務資料）



**基準 8-2-3**

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

本研究科において、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を担当する専任教員数は、資料 8-2-3-A のとおりであり、専任の研究者教員の専門分野別を科目ごとに区分した場合の人数は、資料 8-2-3-B の通りである。このように基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目に対応する科目を専門とする専任教員を 11 名配置している。本研究科は、基礎法学を重視するとともに、地域社会に貢献する法曹の養成を教育理念としており、そのために法学関係の教員だけでなく、政治学・行政学を専門分野とする専任教員もおくこととした。【解釈指針 8-2-3-1】

資料 8-2-3-A 平成 24 年度科目区分別専任教員数

	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目
教授	14(2)	13(0)	6(4)	12(5)
准教授 講師	5(2)	3(0)	4(0)	7(1)
計	19(4)	16(0)	10(4)	19(6)

※ ( ) は、もっぱら当該分野だけを担当する専任教員数を内数で示す。

(出典：学務資料)

資料 8-2-3-B 科目区分毎に分類した専任研究者教員の主たる専門分野

専攻分野に対応する科目区分	教授	准教授・講師	計	専門分野
法律基本科目	11	4	15	憲法、行政法、民法、商法、民 訴法、刑法、刑訴法
基礎法学・隣接科学	5	1	6	法社会学、中国法、比較法 政治学、行政学(2)
展開・先端科目	3	2	5	経済法(2)、情報法、知財法、 国際法

※ 憲法専攻の 1 名は法律基本科目を担当していない

(出典：学務資料)

また、教員の年齢構成は、資料 8-2-3-C のとおりである。専任教員の年齢構成は、特定の年代に偏ることなくバランスがとれている。【解釈指針 8-2-3-1】

資料8-2-3-C 専任教員の年齢構成

	30代	40代	50代	60代	計
教授	-	5	12	7	24
准教授	4	3	1	-	8
講師	2	-	-	-	2
計	6	8	13	7	34

(出典：学務資料)

平成24年度開設の必修科目は41科目であり、専任教員以外の教員だけが担当する科目は存在しない。専任教員以外の教員が担当者に加わる科目も3科目にとどまるが（自治体法務、裁判法務演習Ⅰ、裁判法務演習Ⅱ）、当該科目の主たる担当者は専任教員である。従って、必修科目の7割以上が専任教員によって担当されている。

**基準 8-2-4 : 重点基準**

基準 8-2-1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-2-4 に係る状況)

本研究科の専任教員 34 名中、「専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)は 8 名であり(資料 8-2-4-A)、その割合は 23%である。このうち、5 名は司法修習後弁護士登録をした者であって弁護士として 5 年以上の経験を有している。1 名は司法修習後、検事として任官し、検事・弁護士の経験が合計 11 年になる。1 名は、派遣検事である。また、1 名は、国税庁における行政実務を経たのち、本学教授として採用されたが、平成 17 年 5 月より弁護士登録を行い、同時に新潟市外部監査委員を務めるなど、実務家教員として高度の実務能力を有する者である。なお、平成 19 年の認証評価においては、このほかに、行政実務経験者 1 名と民間企業での実務経験者 1 名を実務家教員としていたが、いずれも実務を離れて 10 年以上経過し、その間、研究者として研究業績を上げてきたので、今回の認証評価より、研究者教員と位置づけることとした。

資料 8-2-4-A 実務家教員

	弁護士	検察官	官公庁
教授	3	1	1
准教授	3	0	0
計	6	1	1

(出典：学務資料)

実務家教員の担当する授業科目は資料 8-2-4-B のとおりであり、いずれもその実務経験と関係のある科目を担当している。【解釈指針 8-2-4-1】

なお、【解釈指針 8-2-4-2】に該当する教員はいない。

## 資料 8-2-4-B 実務家教員担当科目

法律基本科目		
民法基礎演習Ⅰ	1年次必修	弁護士（研究者教員と共同）
民法基礎演習Ⅱ	1年次必修	弁護士（研究者教員と共同）
民事法問題発見演習Ⅰ	2年次必修	弁護士（単独）
刑事法問題発見演習Ⅱ	2年次必修	検察官（研究者教員と共同）
刑事法問題発見演習Ⅲ	2年次必修	検察官（研究者教員と共同）
応用民事法演習Ⅰ	3年次必修	弁護士（研究者教員と共同）
応用民事法演習Ⅱ	3年次必修	弁護士（研究者教員と共同）
応用民事法演習Ⅲ	3年次必修	弁護士（研究者教員と共同）
法律実務基礎科目		
リーガルクリニックⅠ	2年次選択必修	弁護士（単独）
リーガルクリニックⅡ	3年次選択必修	弁護士（単独）
リーガルプロフェッション	2年次必修	弁護士・検察官（研究者教員と共同）
民事法総合演習	2年次必修	弁護士（単独）※要件事実の基礎
裁判法務演習Ⅰ	3年次必修	弁護士（複数）
裁判法務演習Ⅱ	3年次必修	弁護士・検察官（研究者教員・派遣裁判官と共同）
法務総合演習	3年次必修	弁護士（複数）※民事訴訟模擬裁判
公法総合演習	3年次選択	弁護士（研究者教員と共同）
刑事法総合演習	3年次選択	弁護士・検察官（研究者教員と共同）
基礎法学・隣接科目		
被害者学	学年指定なし	弁護士（単独）
展開・先端科目		
民事執行・保全法	2年次必修	弁護士（研究者教員と共同）
現代司法論	3年次必修	弁護士（研究者教員と共同）
税法Ⅰ	2・3年次選択必修	行政実務経験者（単独）
税法Ⅱ	2・3年次選択必修	行政実務経験者（単独）
倒産処理法Ⅰ	3年次選択	弁護士（単独）
倒産処理法Ⅱ	3年次選択	弁護士（単独）
少年非行と法	2・3年次選択	検察官（単独）

(出典：学務資料)

**基準 8-2-5**

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-2-5 に係る状況)

実務家教員 8 名のうち 7 名は新潟県弁護士会に所属する弁護士であり、全員が法曹としての実務経験を有している。また、他の 1 名は法務省より派遣された検察官であり、法曹としての実務経験を有している。

## 8-3 教員の教育研究環境

**基準 8-3-1**

**法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。**

(基準 8-3-1 に係る状況)

法科大学院の平成 24 年度担当授業時間数は様式 3 のとおりである。法学部及び現代社会文化研究科を併せ担当する教員には担当授業単位数が 20 単位を超える者が少なくない。

本研究科は、その開設にあたり、主に法律基本科目を担当する教員だけでなく、もっぱら展開先端科目並びに隣接科学（行政学・政治学）を担当する相当数の教員を本研究科専任教員とした。その結果、本研究科開設時より、法科大学院設置に必要な専任教員（12 名）の約 3 倍にあたる専任教員で本研究科の教育を実施することができた。しかし、専任教員のうち約半数は、本研究科を主担当とするものの、同時に法学部及び現代社会文化研究科の担当を命ぜられており、法学部及び現代社会文化研究科での担当授業数が相当数にのぼっている（様式 3 参照）。

しかし、現代社会文化研究科については、法学系分野を専攻する学生が少なく、受講生がいなため開講しない科目が少なくない。本研究科専任教員が、平成 23 年度に実際に担当した単位数は資料 8-3-1-A のとおりである。それによると、ほとんどの教員は 20 単位以内にある。【解釈指針 8-3-1-1】

しかしながら、9 名の教員が 20 単位を超えており、そのうち 3 名は 30 単位を超えている。これは、学部と現代社会文化研究科を担当する教員の多くが 30 単位を超える授業科目を担当せざるをえないという問題であり、本研究科の専任教員だけに関わる問題ではない。そのため、人文社会・教育科学系と協議して抜本的な対策をとる必要がある。

資料 8-3-1-A 平成 23 年度法科大学院専任教員(33 人)の実質的な担当授業単位数

担当授業単位数	人数
10 単位未満	16
10 単位以上 20 単位未満	8
20 単位以上 30 単位未満	6
30 単位以上	3

(他大学の非常勤講師による授業担当分を含む。)

(出典：学務資料)

**基準 8-3-2**

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

本研究科においては、これまで専任教員に対し、研究専念期間を与えた実績はない。

しかしながら、本学では、優れた教育職員を育成するため、研究能力の向上に資することを目的として、一定期間海外の大学又は研究機関等で専門分野の調査研究を行う在外研究制度を平成 23 年度に試行し、平成 24 年度より本格的に実施している(資料 8-3-2-A)。

本制度は、「原則として、本学における在職期間が通算して7年以上の者」など一定の応募要件を設けるとともに、派遣者として決定された者については、本制度により派遣される期間について、教育及び管理運営業務の免除が認められている。本制度の本格実施に伴い、今後、研究専念期間提供の計画を策定する予定である。

**資料 8-3-2-A 平成 24 年度新潟大学在外研究実施要項**

平成 24 年度新潟大学在外研究実施要項

平成 24 年 5 月 25 日

学長裁定

(趣旨)

第 1 本学において優れた教育職員を育成するため、研究能力の向上に資することを目的として、一定期間海外の大学又は研究機関等で専門分野の調査研究を行う在外研究制度(以下「本事業」という。)について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 本要項において本事業とは、本学の専任の定員内の教育職員(以下「教員」という。)が、高い教育研究水準を有するなど、研究の場として適切な海外の教育研究機関等において、研究能力の向上を目的として、原則として2月以上の期間調査研究を行うことをいう。

(実施期間)

第 3 平成 24 年度の実施期間は、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

(対象)

第 4 本事業への応募対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本学の教員
- (2) 原則、本学における在職期間が通算して7年以上の者
- (3) 年度末における年齢が満 55 歳以下の教授、准教授、講師又は助教の者
- (4) 本事業終了後、1年以上本学に在職見込みの者
- (5) 受入予定機関の承諾(メール可)を得られる者

(推薦)

第 5 部局長は、第 4 の要件を満たす者について、所定様式に必要な書類を添付し、学長に推薦する。

## (選考方法)

第6 学長は、部局長の推薦を受け、審査の上、被派遣者を決定する。

第7 第6の審査のために、選考委員会を置く。

第8 選考委員会の構成員は次のとおりとする。

- (1) 研究推進機構長
- (2) 研究推進機構副機構長
- (3) 研究推進機構長が必要と認めた者

## (選考基準)

第9 選考の基準は次のとおりとする。

- (1) 計画が具体的・明確であること。
- (2) 目的達成、研究発展の可能性が高いこと。
- (3) 受入予定機関の研究環境が妥当であること。
- (4) 渡航期間の設定が妥当であること。
- (5) 渡航期間中、本学の教育研究に支障がないこと。

## (その他)

第10 被派遣者は、渡航期間が3月を越える場合は渡航期間3月ごとに、中間報告書を提出する。また、帰国後は、成果報告書を提出するとともに、成果報告会等により成果を公表するものとする。第11 本事業における海外渡航は、出張の取扱いとする。出張に要する経費は、当該部局に配分し、旅費の支給を行う。

第12 旅費の支給については、原則として、本学旅費規程による。ただし、滞在が長期に及ぶことから、日当及び宿泊費の額は別表のとおりに積算し、配分するものとする。

第13 部局長は、教員が本事業により派遣されている期間中、当該教員の教育及び管理運営業務を免除することができる。

第14 教員が派遣されている期間中、当該教員が担当予定であった授業等に対する必要最低限の代替の非常勤講師を措置する経費を当該部局に配分するものとする。

第15 部局長は、派遣教員の担当授業科目等を他の教員に担当させることや代替の非常勤講師等の配置等、教育及び管理運営上必要な措置を実施する。

第16 部局長は、派遣期間中、当該教員が受入れ機関から離れて調査研究を実施する必要があると認められる場合は、出張等の必要な手続を行う。

第17 その他、本事業実施に関して必要な事項は、研究推進機構長が別に定める。

## 別表 (第12 関係)

	旅費規程における 指定都市及び甲地		旅費規程に おける乙地		旅費規程に おける丙地	
	日 当	宿 泊	日 当	宿 泊	日 当	宿 泊
3月未満	5,000	15,000	4,000	12,000	3,000	9,000
3月を超えて 6月以内	4,000	12,000	3,000	9,000	2,000	8,000
6月を超えて 1年以内	3,000	9,000	2,000	8,000	1,000	7,000

(出典：平成24年度新潟大学在外研究実施要項)



**基準 8 - 3 - 3**

**法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。**

(基準 8 - 3 - 3 に係る状況)

本研究科に助手が1名配置され、ローライブラリーの管理（試験時に使用する六法の管理を含む）、法科大学院教育支援システム（インターネット）の管理、本研究科ウェブサイトの管理を行っている。同助手はコンピュータ及びインターネットに十分な知識を有しており、インターネット使用上の教員・学生の相談にも適切に対応しており、教員及び学生の信頼も厚い。このように法科大学院の専任教員の教育上の職務を補助するための職員が配置されている。

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本研究科の教員組織の特長は、専任教員が34名配置され、充実した教員数を確保していること、特に展開・先端科目に関しては、政治学・行政学担当の教員を含めて、幅広い科目の教員を配置していることである。これは、本研究科の教育の理念及び目標を実現するための措置である。

### (2) 課題等

本研究科専任教員であり、同時に現代社会文化研究科及び法学部を担当する教員に担当授業単位数が20単位を超える教員が少なからずおり、3名の教員は30単位を超えているので、担当授業の軽減が必要である。これは、学部と現代社会文化研究科を担当する教員全体に関わる問題であるので、人文社会・教育科学系と協議し、担当授業単位数を見直すための抜本的な対策が必要である。

また、平成24年度から平成26年度にかけて、7名の教員が定年退職の予定であり、後任の補充を着実にを行うことが必要である。

## 第9章 管理運営等

### 1 基準ごとの分析

#### 9-1 管理運営の独自性

##### 基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

本研究科は、専門職学位課程実務法学専攻だけを設置する研究科であり、研究科の長として大学院実務法学研究科長が置かれる。本研究科は34名の専任教員が主担当を命ぜられており（平成24年5月1日現在）、本研究科に大学院実務法学研究科教授会が置かれている。教授会は、本研究科を主担当とする教授・准教授・講師によって構成され、毎年度8月を除き毎月1回開催されており、研究科長がその議長となる（資料9-1-1-A）。新潟大学教授会通則（資料9-1-1-B）により、本研究科の教育課程、教育方針、成績評価、進級判定、修了判定、入学試験の方法の決定、入学者の選抜は、すべて教授会で審議され決定される。【解釈指針9-1-1-1】【解釈指針9-1-1-2】【解釈指針9-1-1-3】

共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）を踏まえた到達目標の見直しについては、平成22年11月の教授会で報告しFDでの討議に委ねたが、さらに平成23年度より共通的な到達目標を踏まえた到達目標を科目毎に確定するため、共通的な到達目標と本研究科における教育内容を科目毎に照合することを教授会で提起し、現在、その作業をFDにおいて進めている。

なお、教員の人事に関しては、本学において、第8章に記載したとおり、学系教授会議が教員の採用及び昇任に関する決定を行う。しかしながら、法科大学院の教員人事に関しては実務法学研究科長に発議権があり、人事発議が学系教授会議及び全学教員定員調整委員会で承認されると、発議人である実務法学研究科長が選考委員を学系教授会議に提案する。そのため、教員人事に関しては、実務法学研究科のイニシアティブが保障される一方で、教員人事における教員の研究・教育指導力を適切・客観的に評価するための制度が整えられている。

##### 資料9-1-1-A 新潟大学大学院実務法学研究科教授会規程

新潟大学大学院実務法学研究科教授会規程（平成16年4月1日院法科規程第2号）

（趣旨）

第1条 この規程は、新潟大学教授会通則（平成16年規則第9号。以下「通則」という。）第9条の規定に基づき、新潟大学大学院実務法学研究科教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 教授会は、大学院実務法学研究科（附属地域法実務センターを含む。）の主担当を命ぜられた教授、

准教授及び講師をもって組織する。

2 前項に掲げる構成員のほか、教授会が必要と認めるときは、客員教授及び客員准教授を構成員に加えることができる。

(会議の開催)

第3条 教授会は、原則として、月1回定例に開催するものとする。ただし、臨時に開催することができる。

2 教授会の構成員(海外渡航中の者及び休職中の者を除く。以下同じ。)は、10人以上の構成員の賛成を得て、文書をもって教授会の開催を要求することができる。

(議長の職務を代理する者)

第4条 通則第5条第3項の規定により、議長に事故があるときにその職務を代理する者として指名する者は、副研究科長とする。

(議案の提出)

第5条 教授会の議案は、議長が提出する。

2 教授会の構成員は、10人以上の構成員の賛成を得て、文書をもって教授会への議案の提出を要求することができる。

(議事及び議決)

第6条 教授会は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した構成員の過半数で決する。この場合において、議長は、議決に加わらない。

3 前項において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前2項の規定にかかわらず、議長が特別の必要があると認める議事については、出席した構成員の3分の2以上の多数をもって議決することができる。

(議事録の作成及び確認)

第7条 教授会に議事録を備え、議事の概要を記録し、次回の教授会において確認を得るものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、構成員の3分の2以上が出席する教授会において、出席した構成員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営等に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月27日院法科規程第2号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月20日院法科規程第2号)

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(出典：新潟大学大学院実務法学研究科教授会規程)

#### 資料 9-1-1-B 新潟大学教授会通則

新潟大学教授会通則

(教授会の審議事項)

第4条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 当該組織の組織及び運営に関する事項
- (2) 教育課程の編成及びその実施に関する事項
- (3) 学生(研究生等を含む。以下同じ。)の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 当該組織の長及び附属施設等の長の各候補者の選考に関する事項
- (8) 教育研究院の学系長への当該組織の教育に係る要請に関する事項
- (9) 当該組織の予算及び決算に関する事項
- (10) 当該組織の教育活動等の状況について当該組織が行う評価に関する事項
- (11) その他当該組織に係る重要事項

(出典：新潟大学教授会通則)

**基準 9-1-2**

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に  
 応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

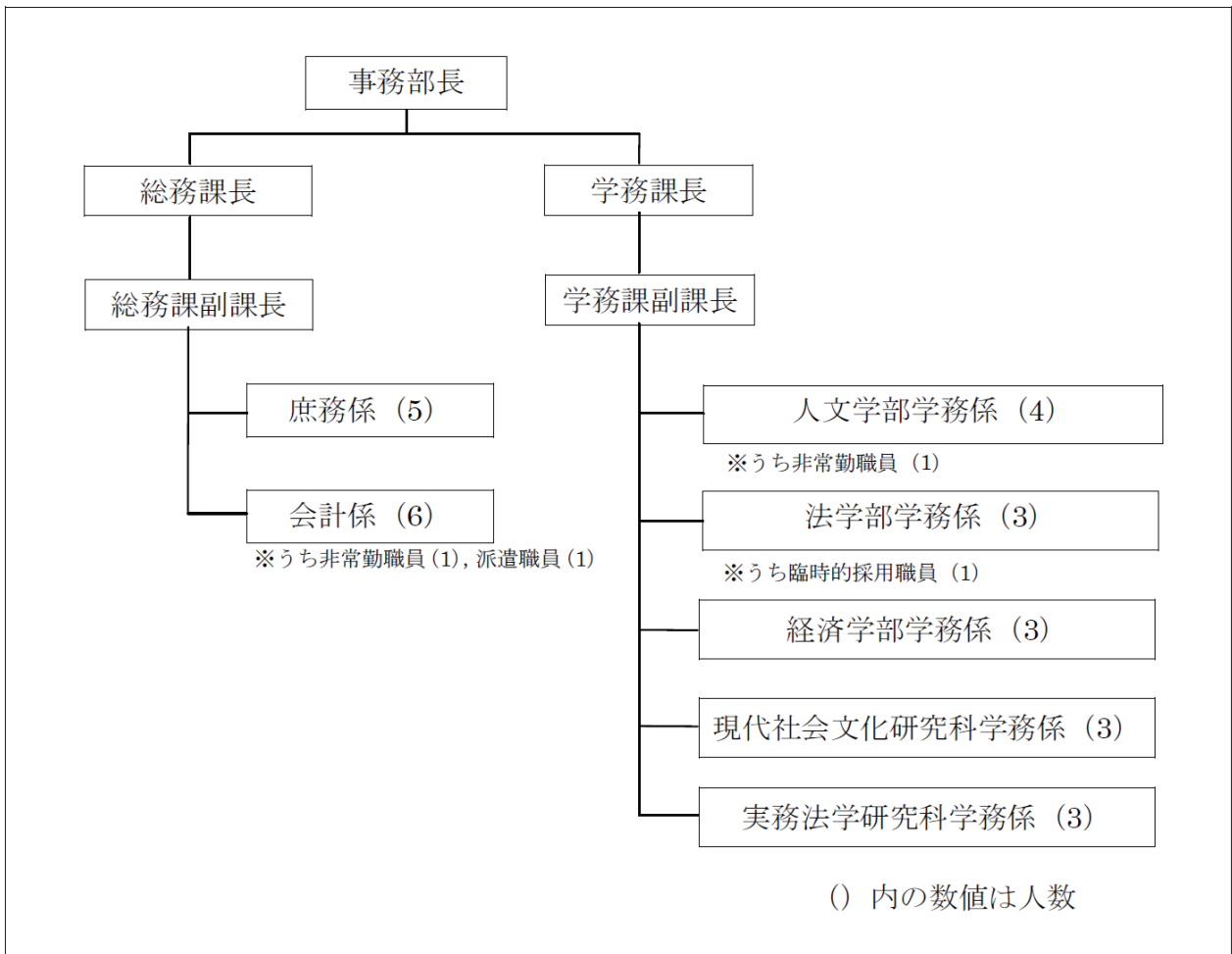
(基準 9-1-2 に係る状況)

本研究科の管理運営を行うための事務体制は、人文社会・教育科学系事務部として次のように編成されている。

学務事項に関する事務を行うため、学務課が置かれ、その中に実務法学研究科学務係が置かれている。同係は、係長1名と係員2名が配置され、本研究科の学務事務のみを担当する。

研究科教員にかかる事務及び本研究科の会計に関しては、上記学系事務部の総務課が担当し、総務課は庶務係と会計係とからなり、13名の職員が配属されている。

資料 9-1-2-A 人文社会・教育科学系事務部体制図



(出典：学務資料)

**基準 9-1-3**

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

本学においては、各研究科・各学部の運営に必要な経費は、学系に配分され、学生数・教員数を基準として各研究科及び各学部の経費が決定される。平成 20 年度以降における本学の基盤教育経費及び基盤研究経費等は、資料 9-1-3-A のとおりであり、本研究科に配分された経費（実績）は、資料 9-1-3-B のとおりである。特筆すべき事項として、実務法学研究科の特殊性を踏まえた財政的措置が恒常的になされていることである。例えば、法科大学院教育支援システム（TKC）の契約に関する費用は、基盤教育経費（平成 20 年度までは学長裁量経費・基盤設備費）により措置されている。また、本学では各部局に対する中期計画推進のための経費として、各組織から提出された実施計画のうち、実際に取り組んだ成果や状況を評価分析して配分される中期計画達成推進費がある。

なお、毎年度の予算及び概算請求に関しては、大学役員（学長・理事）と学系（学系長及び部局長）による協議・ヒアリングが定期的に行われている。【解釈指針 9-1-3-1】

資料 9-1-3-A 基盤経費の予算額（新潟大学予算額）

単位：円

予算科目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
基盤教育経費	1,169,708,000	1,234,547,000	1,268,573,000	1,369,918,000	1,356,527,000
基盤研究経費	622,929,000	846,751,000	854,913,000	1,058,145,000	1,063,743,000
学長裁量経費	617,240,000	617,240,000	617,240,000	617,240,000	567,240,000
合計	2,409,877,000	2,698,538,000	2,740,726,000	3,045,303,000	2,987,510,000

(出典：学務資料)

資料 9-1-3-B 基盤経費の配分額（大学院実務法学研究科配分経費）

単位：円

予算科目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
基盤教育経費	34,061,000	32,034,000	27,997,000	25,760,000	21,637,000
基盤研究経費	7,559,000	7,950,000	8,607,000	8,563,000	8,625,000
学長裁量経費	教育プロジェクト経費	0	3,077,000	1,211,000	
	基盤設備費	3,492,000			
合計	45,112,000	39,984,000	39,681,000	35,534,000	30,262,000

(出典：学務資料)

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本研究科の運営に必要な経費については、基盤教育及び基盤研究経費が保証されるとともに、予算を伴う教育研究活動等について、学部・研究科単位の硬直した予算配分だけではなく、学系による柔軟な対応が可能なものとなっていることが特長である。例えば、法科大学院教育支援システム（TKC）の契約に関する費用が基盤教育経費により措置されているように、実務法学研究科の特殊性を踏まえた財政的措置が恒常的になされている。また、本研究科における重要事項は、すべて研究科教授会で審議し、決定する体制が確立している。

### (2) 課題等

該当なし。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 基準ごとの分析

#### 10-1 施設、設備及び図書館等

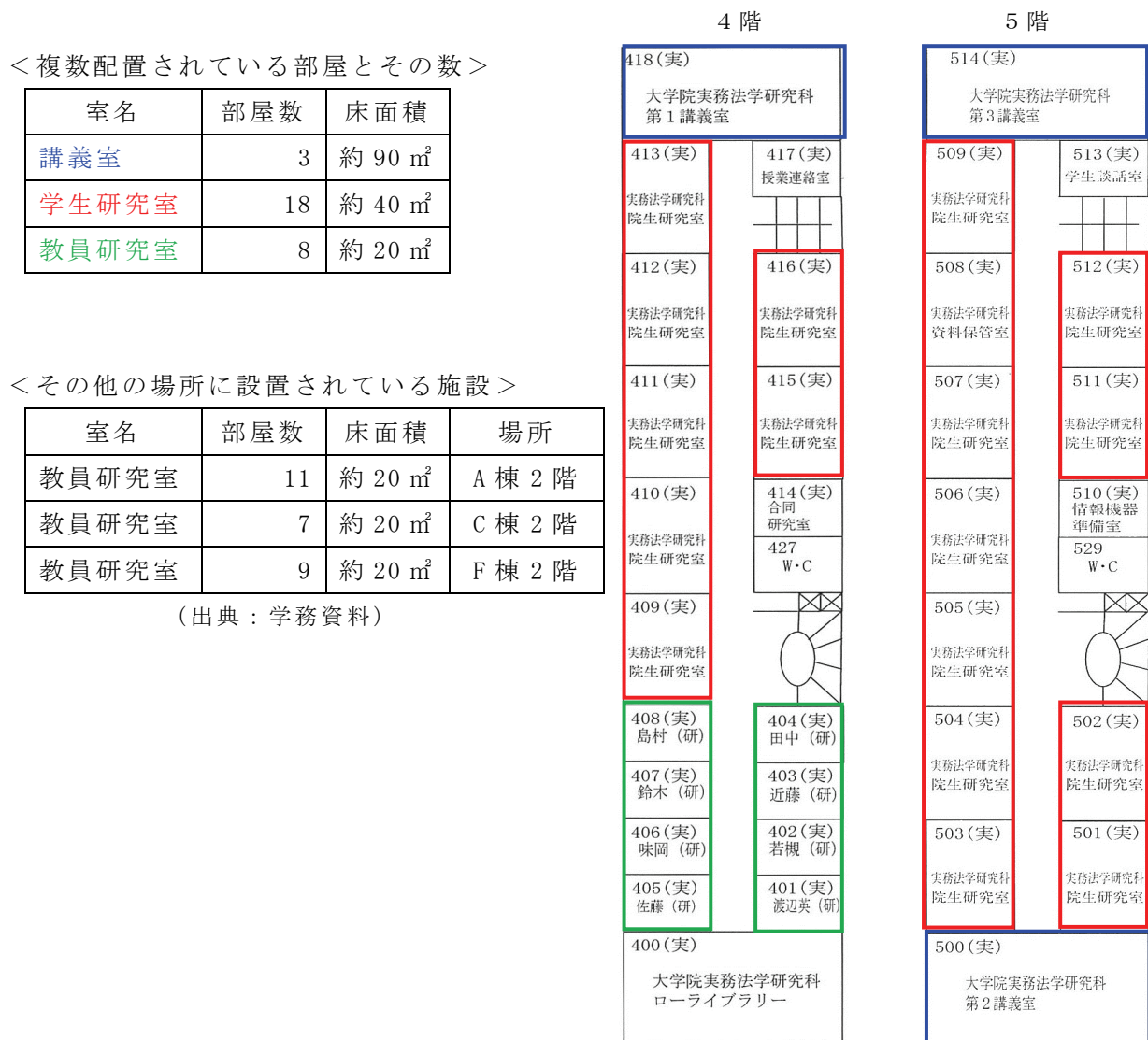
##### 基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本研究科は、新潟大学五十嵐キャンパス内の人文社会科学系棟校舎A棟の4階及び5階に、講義室、学生研究室、印刷室、図書室及び多目的ルーム等の教育施設を集中的に配置している。その他、本研究科教員の研究室は同校舎A棟2階、C棟2階及びF棟の2階に位置している(資料10-1-1-A)。

資料10-1-1-A 人文社会科学系棟校舎A棟4階・5階平面図及び配置





## (1) 教室、演習室

本研究科専用の「教室」・「演習室」として 97 m<sup>2</sup>の講義室を3部屋使用している。各部屋に備え付けられた備品は資料 10-1-1-B のとおりである。各講義室は、通常の講義に加えて少人数の演習形式の授業にも利用するため、机と椅子は可動式になっている。また、プロジェクターを利用して、教材ビデオ・DVD を視聴したりパソコンを接続してパワーポイントで説明を行うなど、学生の理解度を高めるため創意工夫を凝らした授業も行っている。なお、通常の講義室とは別に学生が主体的に演習・チュートリアル・ディスカッション等に利用できる多用途ルーム「学生談話室」を平成 23 年度に新設した(513 教室)。これらのほか、人文社会科学系棟の演習室に空きがある場合には、本研究科の学生がこれを利用できるよう確保している。【解釈指針 10-1-1-1】

資料 10-1-1-B 部屋別備品・機器一覧

	机	椅子	備品
第1講義室	24	48	ホワイトボード×3、教卓、教卓用椅子、マイク、スピーカー、プロジェクター、スクリーン、VHSビデオ・DVDプレーヤー
第2講義室	30	60	
第3講義室	24	48	
情報機器準備室	1	1	複合機2台、事務機器(2穴パンチ、裁断機、ホチキス等)
学生談話室	3	6	加湿空気清浄機
ローライブラリー	8	17	複合機、PC8台

(出典：学務資料)

## (2) 自習室(学生研究室)

学生の「自習室」については、エアコンが完備された 40 m<sup>2</sup>の「学生研究室」を割り振り、全学生へ専用の机・椅子を配置し、各部屋は概ね7～8名を基準の定員として学生が使用している。各学生に専用の学習スペースを与えることによって、集中して勉強に取り組む環境が整備されている。また、本研究科の修了生で司法試験を受験する者に対して「法務博士研究員」の制度を設け、在籍学生とほぼ同じ条件で施設の利用を認めている。なお、同研究室のある人文社会科学系棟の出入り口は、夜間・土日・祝祭日等に自動ロックされるが、全学生にカードキーが貸与されており、学生は自由に入構して研究室等を利用できる体制となっている。

各座席にはデスクライト、ロッカー、LAN ケーブル等が配置されており、LAN を通じて各研究室に配置されたプリンター及び共通スペースに配置された複合機から印刷をすることが可能になっている。また、全在籍生にウェブサイトを利用して可能な「TKC 法科大学院教育研究支援システム」及び「LLI 統合型法律情報システム」の ID を与え、学生が大学で設置したパソコンまたは各自のパソコンから法令・判例情報・文献情報のデータベースをいつでも利用できる状態になっている。

また、学生によりよい学習環境を提供するため、施設利用に関してアンケートを実施するなど学生からの要望にも応えるよう努めており、その一環として平成 23 年度には全学生研究室内に加湿空気清浄機を設置した。【解釈指針 10-1-1-2】

## (3) 図書館

「図書館」について、本研究科には、本研究科学生が優先的に利用できる資料室（名称ローライブラリー）が設置されている。そこには、法科大学院教育に必要な基本的文献・資料のほか、パソコン8台と印刷複合機が配備されており、インターネットによるデータベースの利用等、学生の利用に供している。図書は原則として2週間以内の期間で同時に10冊まで貸出可能であり、コンピュータによる自動貸出システムにより学生が自由に貸出・返却ができるようになっている。また、専門に配置された職員により図書を定期的に新規購入し学生の閲覧のために供しているほか、学生の要望に応じて図書を購入する手続も備えている。

さらに学生は、法学部学生を対象として設置された法学部資料室及び、人文社会科学系棟校舎の向かい側に位置する本学附属図書館本館も利用することができる（資料10-1-1-C）。また、同図書館が提供するデータベースによる検索は24時間利用可能である。【解釈指針10-1-1-3】

資料10-1-1-C 図書関連施設の状況

	床面積(m <sup>2</sup> )	閲覧席数	蔵書数		利用時間
			図書(冊)	雑誌(種類)	
ローライブラリー	97	16	5,685	70	終日 8:30~22:00
法学部資料室	449	24	約 8,000	950	平日 9:00~21:00
附属図書館	9,736	811	1,296,506	20,215	平日 8:30~22:00 土日祝日 10:00~17:00

(出典：学務資料)

上記ローライブラリーには、司書の資格は有していないが法律学及び法情報調査に関する基本的素養を備えた助手1名が配置され、その適切な管理・維持に努めるとともに、授業及び学生の学習を支援する体制となっている。なお、各施設における職員の配置状況は、資料10-1-1-Dのとおりである。【解釈指針10-1-1-4】

資料10-1-1-D 各施設における職員の配置状況

	ローライブラリー	法学部資料室	附属図書館			計
			常勤	非常勤	派遣・委託	
司書	0	1	17	7	0	25
その他の職員	1	1	6	16	2	26
合計(人)	1	2	23	23	2	51

(出典：学務資料)

## (4) 教員研究室

「教員研究室」は人文社会科学系棟校舎A棟4階及び2階、C棟・F棟の2階に位置

しており、すべての棟が繋がっているため教職員及び学生が移動する際に全く支障はない。全専任教員には机・椅子・書架・パソコン等の備品がある個人研究室（20 m<sup>2</sup>）が割り当てられ、非常勤講師にも同様の備品がある共同研究室（20 m<sup>2</sup>）が配備されている。また、全専任教員にウェブサイトで利用可能な「法科大学院教育研究支援システム(TKC)」及び「LLI 統合型法律情報システム」のIDを割り当て、各自のパソコンから法令・判例情報・文献情報のデータベースを24時間利用できるようになっている。【解釈指針10-1-1-5】

教員が学生と個別指導を行うためのインタビュールームは設けていないが、オフィスアワー制度を設けて学生との個別指導等は原則として教員研究室で行っているため、この点に関する支障はない。また、教員と学生間での意見懇談会を講義室の空き時間を利用して定期的に行っているため、学生との面談の機会は十分に確保できている。【解釈指針10-1-1-6】

以上のように、本研究科の施設は人文社会科学系棟校舎A棟4階及び5階に集中して配置されており、そのほとんどが法科大学院専用として使用されているため、学生の学習を支援・促進するために必要な規模及び内容の施設・設備は十分に整備できている。また、教員研究室も同校舎内に十分に確保されているため、教員の教育及び研究活動に適した環境が整備されていると言える。【解釈指針10-1-1-7】

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本研究科の施設、設備及び図書館等に関する特長は、学生1名1名に十分な自習スペース・設備が整備されていることである。

すなわち、全ての学生に専用研究室内で固定の座席・机が配置されており、各研究室は概ね7～8名を基準の定員として利用されているため、1名1名に十分な学習スペースが確保されていることである。また、各学生が持込のパソコンでLANケーブルを利用していつでもデータベースへアクセスすることができるほか、各研究室にはネットワーク上で共有できるプリンターが設置されているため、LANを通じて情報をいつでも印刷することが可能となっている。そして、これらの研究室は講義室のほか、学生談話室・図書室（ローライブラリー）や複合機の置かれた印刷室などと非常に近接した場所に配置されているため、充実した学習環境となっている。

また、共有スペースに複合機が合計で3台設置されており、各学生には年間で4,000枚程度のコピー及び印刷枚数が保証されているほか、平成23年度には全学生研究室内に加湿空気清浄機を設置するなど、学習環境面でのサポート体制も充実させている。

なお、修了後も希望者に「法務博士研究員」として身分を与え、これらの施設をほぼ同様に使用できるようにしているため、修了から司法試験受験までの間も集中して勉強できる環境が確保できている。

### (2) 課題等

ローライブラリーには司書の資格を有していない専任職員が1名しかいないため、人員面の拡充が求められる。

また、模擬法廷教室がない、講義室及び演習室の数が十分とはいえない、学生が主体的に演習やディスカッションを行うスペースが不足しがちであるなど、施設面で若干の問題を抱えている。法科大学院専用の新棟を造営することができれば、これらの問題は改善されるであろう。

## 第 1 1 章 自己点検及び評価等

### 1 基準ごとの分析

#### 1 1 - 1 自己点検及び評価

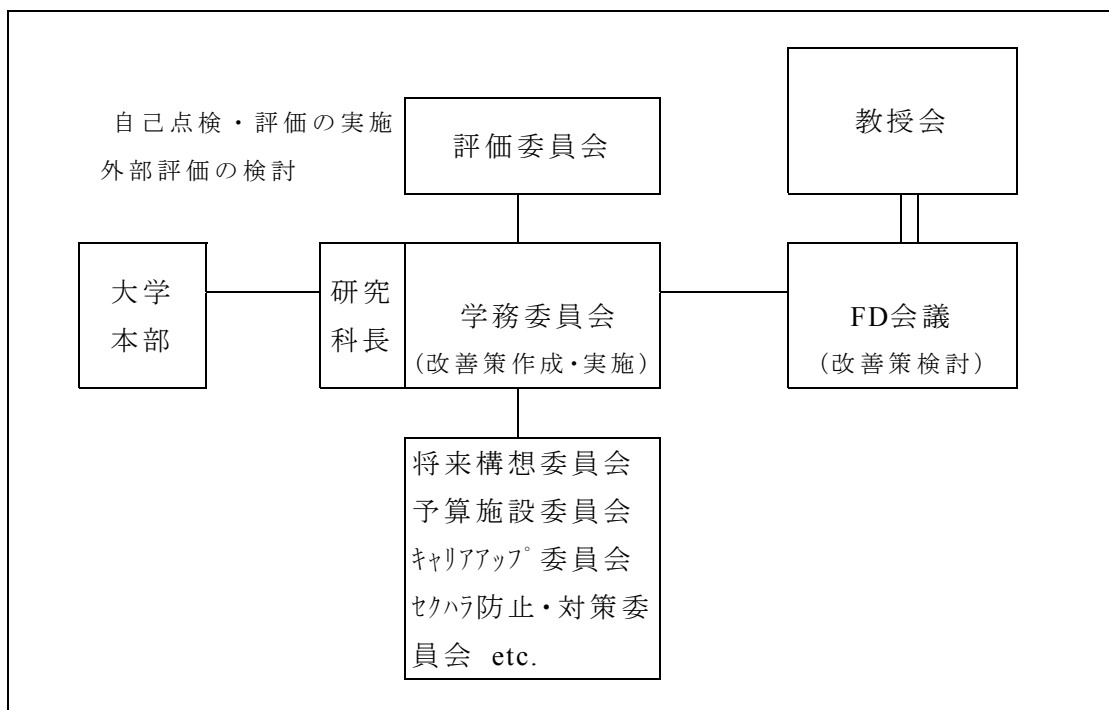
##### 基準 1 1 - 1 - 1 : 重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準 1 1 - 1 - 1 に係る状況）

本研究科では、自己点検・評価を実施する責任主体として「評価委員会」（弁護士の実務家教員を含む専任教員 5 名から構成）を設置し、「学務委員会」をはじめとする各種委員会と連携して適切な自己点検・評価を行っている。本研究科では、評価委員会が「プロセスとしての法曹養成」という司法改革の理念及び本研究科の理念並びに教育目標に照らし、現在の到達点や改善を要する問題点を明らかにし、それらの理由の考察、今後推進すべき方向や改善のためにとるべき措置等について見解をとりまとめ、学務委員会がその改善策の原案を作成し、「FD 会議」においてその提案内容を検討し、決定した改善策を学務委員会が実現する体制が取られている（資料 11-1-1-A、資料 11-1-1-B、資料 11-1-1-C）。【解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 2】

資料 11-1-1-A 実務法学研究科・自己点検・評価・実施体制図



（出典：学務資料）

## 資料 11-1-1-B 「評価委員会」の具体的活動内容

## 実務法学研究科・評価委員会の具体的活動内容について

本研究科では、自己点検・評価を実施する責任主体として「評価委員会」(弁護士の実務家教員を含む専任教員5名から構成)を設置し、「学務委員会」をはじめとする各種委員会と連携して適切な自己点検・評価を行う。

自己点検・評価活動は、それを踏まえてカリキュラム及び教育方法の改善の課題が具体的に解明されるものでなければならない。

また、自己点検・評価の具体的内容・方法は以下のとおりである。

- ① 「評価委員会」は、中期計画及び年次計画に基づいた自己点検・評価を実施する。
- ② 「評価委員会」は、法曹実務からの要請に十分に答える自己評価を行う。
- ③ 「評価委員会」は、自己点検・評価の結果をとりまとめ、教授会および「全学自己点検・自己評価委員会」に報告する。
- ④ 認証評価機関による評価に関わる自己点検・評価を実施する。
- ⑤ 評価項目は「新潟大学自己点検・自己評価実施要綱」を踏まえ、「教育研究の理念・目標」、「教育活動」、「研究活動」、「教員組織」、「施設・設備」、「国際交流」、「社会との連携」、「管理運営」、「自己点検・自己評価体制」とするが、評価事項の詳細および評価の観点については、それが法科大学院の特徴を踏まえたものとする。

(出典：学務資料)

## 資料 11-1-1-C 実務法学研究科・評価委員会委員 (平成 23・24 年)

評価委員会:5名 ◎印:委員長		
主な役割分担	平成 23 年度	平成 24 年度
教育内容・方法 (研究者教員)	根森 健 教授 ◎	根森 健 教授 ◎
教育内容・方法 (実務家教員)	近藤 明彦 教授	若槻 良宏 教授
成績評価	嶋崎 健太郎 教授	嶋崎 健太郎 教授
入試体制	(嶋崎 健太郎 教授)	吉田 正之 教授
学生支援	鯉越 溢弘 教授	岩寄 勝成 准教授
施設・設備	渡辺 英雄 助手:オブザーバー	渡辺 英雄 助手:オブザーバー

(出典：学務資料)

評価委員会では、大学評価・学位授与機構の認証評価後に毎年度求められる年次報告書の作成に併せ、「教育課程の編成」、「成績評価の状況」、「入学者選抜の状況」、「学生の在籍状況」、「専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況」、「修了者の進路及び活動状況」といった評価6項目を含む包括的な自己点検・評価を行っている。

この自己点検・評価の結果により、「教育課程の編成」や「成績評価の状況」などについての改善策を学務委員会で策定し実施しており、この改善策については、本研究科ウェブサイト公表の「平成 22 (2010) 年度『法科大学院年次報告書』(平成 23 年 6 月作成)」でも確かめることができる(資料 11-2-1-A)。

また、上記評価6項目に関しては、国立大学法人評価にかかる年度評価及び中期目標期間における教育研究評価の一環として、評価委員会において自己点検・評価をまとめ

る作業も行っており、その点検・評価の結果はFD会議などにも報告されている。資料11-1-1-Dは、「修了者の進路及び活動状況」に関わるそうした自己点検・評価活動の例である。【解釈指針11-1-1-1】

その他、評価委員会では、「教育活動の充実・改善」に関して、学務委員会と連携しながら、平成20年度には、本学のカリキュラム上の特長である臨床法学教育に関して、リーガルクリニック授業の評価及び今後の方向について、他大学の臨床法学教育の報告も踏まえて分析を行い、平成21年2月にシンポジウム「新潟大学における臨床教育」を開催し、報告書としてまとめた。

しかし、「教育課程の編成」、「成績評価の状況」、「入学者選抜の状況」、「学生の在籍状況」、「専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況」、「修了者の進路及び活動状況」についての包括的な自己点検・評価活動に、本研究科が主体的・積極的かつ継続的に評価委員会を中心として取り組んできたかといえ、必ずしもそうとはいえない憾みが残る。本自己評価書の第1章で「課題」として確認した司法試験合格者数・合格率の増加、修了者の進路の確保・拡大にしっかりと取り組む上でも、もっと積極的に継続的に自己点検・評価活動を行っていく必要があるといえよう。

その一歩とする意味でも、学務委員会がFD会議と連携しながら、平成23年度から平成24年度にかけての自己点検・評価の継続的テーマとして取り組んでいる、「共通的到達目標と新潟大学法科大学院の授業」につき、評価委員会が、毎月開催のFD会議での報告・検討及び資料を点検・評価しながら、報告書を作成する作業に取り組むのは有意義であろう（点検・評価作業の中間報告を平成24年7月中にまとめる方針である）。【解釈指針11-1-1-2】

## 資料 11-1-1-D 現況分析における顕著な変化についての説明書（教育）

整理番号 36-16-68

現況分析における顕著な変化についての説明書（教育 研究）法人名 新潟大学 学部・研究科等名 実務法学研究科

## 1. 分析項目名又は質の向上度の事例名

分析項目 V 進路・就職の状況

## 2. 上記1における顕著な変化の状況及びその理由

## ○ 顕著な変化のあった観点名卒業（修了）後の進路の状況

本研究科の修了後の新司法試験の受験状況及び合格状況は、資料のとおりである。新司法試験合格者数は、平成18年度5人（ただしこの年度は法学既修認定者のみ受験）、平成19年度8人、であったが、その後平成20年度9人、平成21年度14人と着実に増加している。

また、本研究科修了者で、司法修習を終えて弁護士となった者（21人）のうち、14人が新潟県弁護士会に所属していることも特筆すべき状況である。これは地域のリーガルサービスを支える法曹を養成するという本学の教育目標が実現していることを示すものである。

また新司法試験に合格しなかった者の進路状況を把握することにつとめ、法学的専門性を生かす職場に就職できるよう情報を提供することとした。平成22年4月の調査では、これまでに5人が裁判所職員として採用されており（平成18年度修了者3人、平成19年度修了者2人）、すでに書記官採用試験に合格した者も出ている。

前回評価においては、平成19年実施の司法試験合格率（対入学定員比）が低いことから「期待される水準を下回る」と判断されたが、平成21年度実施の司法試験全合格者数が当初予定されたほどには増えていないこと（1851人から2043人）であるにも拘わらず合格者が6人増加していること及び司法修習後の進路状況を鑑みれば、本観点については「期待される水準にある」と評価を変更するにたりる変化があったと考えられる。

## 資料 新司法試験受験状況

修了年度	修了者数	新司法試験			
		出願者数	受験者数	短答式試験 合格者数	最終合格者数 (司法修習生数)
平成17年度	10名	10名	10名	8名	5名(5名)
平成18年度	36名	41名	36名	25名	8名(7名)
平成19年度	61名	61名	50名	34名	9名(10名)
平成20年度	45名	98名	81名	39名	14名(14名)

(出典：新潟大学ウェブサイト)



**基準 11-1-2**

**自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。**

(基準 11-1-2 に係る状況)

平成 19 年の認証評価後、本研究科における「教育課程の編成、成績評価の状況、入学者選抜の状況、学生の在籍状況、専任教員の教育上の指導能力及び活動状況」などにつき網羅的・包括的に、本研究科として独自に正規に、本大学の教職員以外の者による検証を行う機会を持つに至っていない。

それに一部代わる機能を持つものとして、毎月開催される新潟県弁護士会法科大学院特別委員会定例会の際に、本研究科からも研究科長、副科長、学務委員長等が毎回出席して行う意見交換がある。(法科大学院特別委員会については、資料 11-1-2-A 参照。)上記の点検評価項目に含まれているもので、当該回のテーマや開催時期に話題となっている項目についてはデータを提示しながら、意見交換が行われる。この新潟県弁護士会特別委員会との合同企画として、同委員会所属弁護士に、本研究科の授業について授業参観してもらい、その後、当該授業の担当教員を含め本研究科教員との意見交換会を開き、本研究科における授業のあり方・内容等の検証に役立てている。平成 23 年度は、11 月 11 日(木) 1・2 時限に授業参観を実施した後に意見交換会を実施、平成 24 年度は、6 月 18 日(月) 1・2 時限に授業参観を実施した後に意見交換会を実施した。平成 24 年度は、この法科大学院特別委員会には 17 名の弁護士が所属している(委員長は板垣剛弁護士)。**【解釈指針 11-1-2-1】**

**資料 11-1-2-A 新潟県弁護士会法科大学院特別委員会規則**

規則 039	法科大学院特別委員会規則
	平成15年2月12日 常議員会決議 平成15年3月1日 施行
第1条	委員会の名称を法科大学院特別委員会とする。
第2条	委員会の職務は次のとおりとする。 (1) 法科大学院への実務家教員(専任教員・みなし専任教員・非常勤講師を含む)の推薦・派遣体制および経済的支援体制の検討 (2) 上記教員等に対するカリキュラムおよび教材編成などの支援 (3) リーガルクリニックその他法科大学院の教育に関する支援の検討 (4) 法科大学院学生に対する奨学金等援助体制の検討 (5) 法科大学院卒業者の地域定着など法科大学院との協力による地域司法計画の実現方策の検討
	附 則
	この規則は、平成15年3月1日から施行する。

(出典：新潟県弁護士会例規集)

なお、本研究科も属する「人文社会・教育科学系」として、毎年度2回程、学外有識者との懇話会を開催し、その場において、本研究科も教育・研究状況につき報告し、意見を伺う機会が設定されている。ただし、平成24年度の懇話会メンバーの学識経験者には、法律学研究者が含まれてはいるが、法律実務に従事している者は含まれていない（資料11-1-2-B）。

資料11-1-2-B 新潟大学人文社会・教育科学系懇話会要項

<b>新潟大学人文社会・教育科学系懇話会要項</b>	
	平成19年4月25日 学系長裁定
(設置)	
第1	新潟大学人文社会・教育科学系(以下「本学系」という。)に、新潟大学人文社会・教育科学系懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。
(目的)	
第2	懇話会は、広く学外の有識者の意見を聴き、本学系の教育・研究の発展充実に資することを目的とする。
(構成)	
第3	懇話会は、学系長が主宰し、次に掲げる学外の有識者及び学系内の関係者をもって構成する。
(1)	学識経験者若干人
(2)	学系長、副学系長、人文学部長、教育学部長、法学部長、経済学部長、大学院現代社会文化研究科長、大学院実務法学研究科長及び事務部長
(3)	その他学系長が必要と認めた者
(任期)	
第4	第3の第1号に掲げる者の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
(会議の開催)	
第5	懇話会は、毎年度必要に応じ開催するものとする。
附則 略	

(出典：学務資料)

1 1 - 2 情報の公表

基準 1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況)

本研究科ウェブサイトにて毎年度年次報告書を掲載し(資料 11-2-1-A)、設置者、教育の理念及び目標、教育上の基本組織、教員組織、収容定員及び在籍者数、入学者選抜、標準修業年限、教育課程及び教育方法、成績評価・進級及び課程の修了、学費及び奨学金等の学生支援制度、修了者の進路及び活動状況を公表している。【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1】

資料 11-2-1-A 年次報告書記載画面(研究科ウェブサイト)



(出典：新潟大学大学院実務法学研究科(法科大学院)ウェブサイト)

教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績並びに、専任教員についてその専門的知識を生かした学外での公的活動や社会貢献活動を示す資料も、本研究科ウェブサイトに掲載している（資料11-2-1-B、資料11-2-1-C）。【解釈指針11-2-1-2】

資料11-2-1-B ウェブサイトにおける教員紹介

The screenshot shows the website for Niigata Law School. The main content area is titled '教員紹介' (Faculty Introduction). It lists two categories: '専任教員' (Full-time Faculty) and '非常勤講師等' (Part-time Lecturers, etc.). Under '専任教員', there is a sub-section '専任教員' with a note: '氏名をクリックすると、詳細が表示されます。' (Clicking on the name will display details). Below this is a table of faculty members.

氏名	職名	主要担当科目
<a href="#">赤岡 申生</a> Shinsai Ajioka	教授 (弁護士)	リーガルプロフェッション、リーガルクリニックII、現代司法論、民法基礎演習II
<a href="#">馬場 健</a> Takeshi Baba	准教授	地域政策論、地域研究
<a href="#">樋口 祐介</a> Yusuke Hashiguchi	講師	民法I、民法IV、民法基礎演習I、民法基礎演習II、応用民法演習I
<a href="#">本間 一世</a> Kazuya Honma	教授	刑事法I、刑事法II、応用刑法演習、刑事法総合演習
<a href="#">石橋 誠也</a>	教授	行政法、司法書士論、公法総論委員演習、公法総合演習、現代司法論

(出典：新潟大学大学院実務法学研究科（法科大学院）ウェブサイト)

## 資料 11-2-1-C 各教員の教育・研究・社会貢献活動の紹介（例）

石崎 誠也（いしざき せいや）

最終学歴・学位	東京都立大学大学院社会科学研究科単位取得退学・法学修士
主な経歴	1983年4月 新潟大学教養部講師（同助教授・教授を経て） 1994年4月 新潟大学法学部教授 2004年4月 新潟大学大学院実務法学研究科教授（現在に至る） 2010年2月 新潟大学大学院実務法学研究科研究科長（現在に至る）
専門分野	行政法
担当科目及び教育上の実績	【担当科目】 行政法（2004年～現在） 公法問題発見演習（2004年～現在） 現代司法論（2004年～現在） 司法審査論（2004年～現在） 公法総合演習（2008年～現在）
主な研究及び実務上の実績	【著書】 共著『地域自治組織と住民自治』自治体研究社（2006年9月）編集及び「第2章 地域自治区の法的性格と課題」を担当 共著『西ドイツの行政行為論』成文堂（1987年）「西ドイツにおける「二重効果的行政行為」論」を執筆  【論文】 「司法制度改革と行政訴訟----最高裁の判例動向の検討を踏まえて」法の科学 41号（2010年9月） 「新潟市における区自治協議会の機能」法政理論 42巻1号（2009年9月） 「社会福祉行政上の処分と義務付け訴訟の機能」法律時報 79巻9号（2007年8月） 「申請拒否処分における処分理由の追加・変更について」法政理論 37巻1号（2004年） 「第三者による取消訴訟と違法事由の主張制限」（上・下）判例評論（判例時報 1787・1788号）（2002年） 「行政処分の区分について」東京都立大学法学会雑誌 39巻1号（1998年） 【判例解説・判例評釈】 「住民訴訟（4号請求）にかかる損害賠償請求権等の放棄を定める条例の効力（大阪高裁平成21年11月27日判決）」ジュリスト臨増『平成22年度重要判例解説』（2011年4月） 「小田急高架事業認可取消訴訟最高裁大法廷平成17.12.7判決」法政理論 39巻4号（2007年3月）
社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県情報公開審査会委員、同個人情報保護審査会委員（2000年～現在）</li> <li>新潟市精神保健審査会委員（2000年～2011年3月）</li> <li>大学基準協会</li> <li>新潟県市町村組合職員研修講師（2008年～現在）</li> </ul>
ホームページURL	<a href="http://www.jura.niigata-u.ac.jp/~ishizaki/">http://www.jura.niigata-u.ac.jp/~ishizaki/</a>
メッセージ	法学の勉強では、社会現実を直視し、その問題点を人間味ある心で捉え、その解決策を討論の中で見だし、それを言葉で説得的に表現することが大切です。法科大学院でそのような感性と論理力を培ってほしいと思います。

（出典：新潟大学大学院実務法学研究科（法科大学院）ウェブサイト）

ウェブサイトの管理は、本研究科助手が行っており、サイトの安全性を確保するため、ID及びパスワードの管理は適正に行っている。

なお、本研究科ウェブサイトの情報伝達力の改善を図るため、本年度ウェブサイトのリニューアルを行った。

これらの情報について、研究科パンフレットや、各教員の研究活動や社会貢献などが1年間ごとに掲載される本学紀要『法政理論』の毎巻の第1号巻末所収の「雑報」中の「4. 研究活動」において、印刷物としても刊行されている。

**基準 1 1 - 2 - 2**

**評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。**

(基準 1 1 - 2 - 2 に係る状況)

評価の基礎となる資料は、学務事項に関しては人文社会・教育科学系学務課実務法学研究科学務係で、教員の配置及び研究業績については同総務課庶務係で、会計及び財務事項に関しては同会計係で、毎年度適切に収集し、「国立大学法人新潟大学法人文書管理規則」《別添資料 15》に基づき適切に保管している。これら評価の基礎となる資料は、大学評価・学位授与機構に対し、毎年度年次報告書を提出するが、その基礎資料を実務法学研究科学務係で作成し、庶務係で教員の配置に関する事項を追加する措置を採っているため、毎年度、必要な調査及び収集が行われている。【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1】

但し、成績評価の基礎となる学期末試験答案、小テスト答案、学生より提出されたレポートは、毎学期期末試験実施時期に教員に配布される「期末試験実施要領」(資料 11-2-2-A)に記載のとおり、その原本又はコピーを5年間、FD資料室または各教員の研究室に保管することとしている。

これらの基礎資料のうち、実務法学研究科学務係及び庶務係・会計係で保管するものは、随時提出できる状態にあり、学期末試験答案等は、各教員に随時提出できるように指示し、それが可能な状態となっている。【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 2】

資料 11-2-2-A 平成 23 年度第 2 学期期末試験実施要領抜粋

実務法学研究科授業担当教員 各位

2012(平成 24)年 1 月 17 日

実務法学研究科平成 23 年度第 2 学期期末試験実施要領

実務法学研究科学務委員会

1. 第2学期期末試験実施日時・方法について

①第2学期期末試験期間は、次のとおりです。

修了年次生(3年次生) 2012(平成 24)年2月1日(水)～2月6日(月)

1・2年次生 同 2月1日(水)～2月8日(水)

②試験実施計画(実施日・時限、使用教室等)は別紙配付のとおりです。

③試験期間に先立って事前に学生に伝達すべき事項(正確な試験開始時刻、六法持ち込み可・不可等)の告知は、各担当教員の責任において行ってください。

<略>

10. 答案の返却・コピー保管について

①期末試験答案はコピーを取りできるだけ早く学生に返却してください。答案返却の時期は学生への成績通知前にかまいません。

②採点済の答案・レポート等は5年間の保存義務があります。保存場所としては各担当教員研究室のほか、FD資料室(C153)が使用できます。FD資料室の鍵は、実務法学研究科学務係からお受け取り下さい。同資料室における整理の仕方については、同資料室内を御覧ください。同資料室にて保存した答案等は5年の経過後に廃棄されます。その際教員には事前連絡されませんのでご注意ください

④ 研究室にて保存の答案等は5年の経過後に廃棄することができます。廃棄の際は個人情報等の扱いに特にご注意ください。

<略>

(出典：学務資料)



## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本研究科の情報の公表に関する特長は、学務情報・入試情報については、その詳細なデータを含めて、本研究科ウェブサイトに掲載し、かつ過去の情報も容易に閲覧できるようにしていることである。また、教員の教育上及び研究上の業績並びに社会貢献活動についても、ウェブサイトに公表しており、そのアップデートに努めている。

### (2) 課題等

課題としては、本研究科では、前回の認証評価後、「教育課程の編成」、「成績評価の状況」、「入学者選抜の状況」、「学生の在籍状況」、「専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況」、「修了者の進路及び活動状況」についての包括的な自己点検・評価活動に、評価委員会を中心として、主体的・積極的かつ継続的に取り組んできたとはいえないことが挙げられる。本評価を契機に、継続的に自己評価を実施する組織体制を整備し直すことが必要である。

- 資料 1 新潟大学大学院実務法学研究科学生便覧 2012・2011（平成 24・23）年度
- 資料 2 NIIGATA LAW SCHOOL 2013  
（新潟大学法科大学院 研究科パンフレット）
- 資料 3 リーガルクリニック I 2012 年度受講要領
- 資料 4 2012 年度 リーガルクリニック II 実施要領
- 資料 5 成績評価のあり方等に関する申し合わせ
- 資料 6 「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）：憲法」と NSL の  
対応状況
- 資料 7 2011 年度実務法学研究科シラバス入力ガイドライン
- 資料 8 異議申立手続説明資料
- 資料 9 平成 23 年度大学院実務法学研究科修了及び進級に係る日程資料
- 資料 10 成績分布データ
- 資料 11 期末試験実施要領（実務法学研究科平成 23 年度第 2 学期末試験実施要領）
- 資料 12 再試験実施要領（2011 年度 1・2 年次生「再試験」実施について）
- 資料 13 再試験時間割（新潟大学法科大学院 2011 年度 1・2 年次生分）
- 資料 14 授業評価アンケート集計結果
- 資料 15 国立大学法人新潟大学法人文書管理規則